

### 3.2 社会的状況等

#### 3.2.1 人口及び産業

##### (1) 人口

住民基本台帳による、平成25年10月1日現在の仙台市の人口、世帯数及び人口密度は、表3.2.1-1に示すとおりであり、人口1,068,511人、世帯数485,397世帯、人口密度1,360人/km<sup>2</sup>となっている。また、

また、仙台市及び計画地周辺区(宮城野区、青葉区、若林区)の人口及び世帯数の推移は、表3.2.1-2に示すとおりである。仙台市及び計画地周辺区の平成21年から平成25年までの5年間の人口、世帯数はともに概ね増加傾向にあるが、一世帯当たりの人員は減少傾向を示している。計画地の位置する宮城野区の人口は183,905人、世帯数は86,064世帯、一世帯当たりの人員は2.14人/世帯であり、仙台市全体の2.16人/世帯よりも少ない。

表3.2.1-1 仙台市の人口・世帯数・人口密度

(平成25年10月1日現在)

人口(人)			世帯数	人口密度
総数	男	女	(世帯)	(人/km <sup>2</sup> )
1,068,511	520,086	548,425	485,397	1,360

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

表3.2.1-2 人口・世帯数の推移

(各年3月末現在)

年次	人口(人)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	1,006,522	182,998	270,171	126,771
平成22年	1,010,256	183,307	271,520	127,967
平成23年	1,011,592	183,397	272,886	127,554
平成24年	1,020,241	182,457	278,032	127,161
平成25年	1,029,600	183,905	281,418	128,114
年次	世帯数(世帯)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	446,541	83,322	130,743	56,690
平成22年	450,909	83,936	131,821	57,609
平成23年	454,376	84,453	133,002	57,873
平成24年	462,728	84,333	136,874	58,429
平成25年	476,044	86,064	142,739	59,888
年次	世帯あたり人員(人/世帯)			
	仙台市	宮城野区	青葉区	若林区
平成21年	2.25	2.20	2.07	2.24
平成22年	2.24	2.18	2.06	2.22
平成23年	2.23	2.17	2.05	2.20
平成24年	2.20	2.16	2.03	2.18
平成25年	2.16	2.14	1.97	2.14

注)「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)」の施行により、平成25年以降の世帯数については、外国人世帯も含まれた数値である。

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

仙台市の人口動態の推移は、表3.2.1-3に示すとおりである。

自然動態のうち出生数は、平成21年から平成22年にかけて横ばいであったが、平成23年は前年に比べ減少しており、平成24年以降は増加に転じている。一方、死亡数は平成21年から平成23年までは前年に比べ増加していたが、平成24年は減少に転じている。平成25年は前年に比べ増加している。

これらを合わせた自然動態増減(自然増加数)は、平成21年から平成23年までは前年に比べて減少しているが、平成24年以降は前年に比べて増加している。また、社会動態増減(社会増加数)は平成21年から平成24年までは前年に比べ増加しているが、平成25年は前年に比べ減少に転じている。

自然動態と社会動態を合わせた人口増減(増加数)の経年推移をみると、平成24年までは前年に比べ増加しているが、平成25年は前年に比べ減少している。

表3.2.1-3 人口動態の推移

単位:人

年次	自然動態			社会動態				人口増減 (A+B)
	出生	死亡	増減 (A)	転入	転出	その他の 増加数	増減 (B)	
平成21年	9,361	6,947	2,414	45,295	45,636	582	241	2,655
平成22年	9,365	7,383	1,982	43,976	43,085	341	1,232	3,214
平成23年	8,867	8,839	28	49,914	43,983	609	6,540	6,568
平成24年	9,448	7,900	1,548	50,930	41,471	-86	9,373	10,921
平成25年	9,741	8,114	1,627	50,105	44,784	-56	5,265	6,892

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」、(平成26年3月 仙台市)

## (2) 産業

平成17年及び平成22年の国勢調査(各年10月1日現在)による、仙台市の産業分類別就業者数及び産業分類構成比は、表3.2.1-4に示すとおりである。

仙台市の平成22年における全就業者数は459,480人で、第一次産業4,005人(0.87%)、第二次産業67,162人(14.62%)、第三次産業372,941人(81.17%)、分類不能の産業15,372人(3.35%)となっている。産業分類別就業者数の割合は、第三次産業が最も高く、次いで第二次産業であり、第一次産業は1%程度である。

また、平成17年からの就業者数の推移をみると、全産業合計では1%程度の減少であるが、第一次産業の減少が21.5%と著しく、第二次産業で5.0%の減少、第三次産業で1.4%の減少、分類不能の産業で65.6%の増加となっている。

表3.2.1-4 産業分類別就業者数

	平成17年			平成22年			平成17～ 22年 増加率(%)
	産業分類(大分類)	就業者数	構成比	産業分類(大分類)	就業者数	構成比	
		(人)	(%)		(人)	(%)	
第一次 産業	農業	4,945	1.07%	農業	3,819	0.83%	-22.77
	林業	66	0.01%	林業	127	0.03%	92.42
	漁業	89	0.02%	漁業	59	0.01%	-33.71
	小計	5,100	1.10%	小計	4,005	0.87%	-21.47
第二次 産業	鉱業	58	0.01%	鉱業,採石業,砂利採取業	61	0.01%	5.17
	建設業	41,282	8.91%	建設業	37,336	8.13%	-9.56
	製造業	29,387	6.34%	製造業	29,765	6.48%	1.29
	小計	70,727	15.26%	小計	67,162	14.62%	-5.04
第三次 産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,424	0.74%	電気・ガス・熱供給・水道業	3,967	0.86%	15.86
	情報通信業	16,373	3.53%	情報通信業	16,695	3.63%	-
	運輸業	24,661	5.32%	運輸業,郵便業	26,850	5.84%	-
	卸売・小売業	111,135	23.98%	卸売業,小売業	97,709	21.27%	-
	金融・保険業	14,286	3.08%	金融業,保険業	14,705	3.20%	2.93
	不動産業	8,940	1.93%	不動産業,物品賃貸業	12,562	2.73%	-
	-	-	-	学術研究,専門・技術サービス業	18,408	4.01%	-
	飲食店,宿泊業	29,036	6.26%	宿泊業,飲食サービス業	32,172	7.00%	-
	-	-	-	生活関連サービス業,娯楽業	17,473	3.80%	-
	教育,学習支援業	28,659	6.18%	教育,学習支援業	28,914	6.29%	-
	医療,福祉	40,861	8.82%	医療,福祉	49,176	10.70%	-
	複合サービス事業	3,903	0.84%	複合サービス事業	1,939	0.42%	-
	サービス業(他に分類されないもの)	78,769	17.00%	サービス業(他に分類されないもの)	34,555	7.52%	-
	公務(他に分類されないもの)	18,311	3.95%	公務(他に分類されるものを除く)	17,816	3.88%	-
小計	378,358	81.64%	小計	372,941	81.17%	-1.43	
その他	分類不能の産業	9,281	2.00%	分類不能の産業	15,372	3.35%	65.63
	合計	463,466	100.00%	合計	459,480	100.00%	-0.86

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

「平成22年国勢調査結果」総務省(<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/index.htm>)

注)平成17年調査と平成22年調査では、産業分類の変更が行われているため、単純比較のできない項目は増加率を「-」とした。

### 3.2.2 土地利用

#### (1) 土地利用状況

仙台市の地目別面積の推移は、表3.2.2-1に示すとおりである。仙台市の総面積は78,585haであり、平成24年の地目別面積は森林が45,387ha(57.8%)と最も多く、次いで宅地12,724ha(16.2%)、その他8,201ha(10.4%)、道路4,963ha(6.3%)、農用地 4,810ha(6.1%)となっている。

平成20年からの推移を見ると、宅地やその他はやや増加傾向にある。一方、農用地は減少傾向にある。道路、森林及び水面・河川・水路は概ね横ばい傾向にある。

計画地及びその周辺の土地利用は、図3.2.2-1に示すとおりである。計画地はJR仙台駅東口の駅前広場に面している。周辺の主な土地利用は商業地区である。

表3.2.2-1 地目別面積の推移

(各年4月1日ほか、単位ha)

年次	宅地	農用地	道路	森林	原野	水面・河川・水路	その他	合計
平成20年	12,576	6,621	4,881	45,297	5	2,577	6,852	78,809
平成21年	12,618	6,621	4,909	45,387	5	2,581	6,688	78,809
平成22年	12,636	6,591	4,986	45,393	5	2,580	6,618	78,809
平成23年	12,692	4,660	4,953	45,378	3	2,489	8,410	78,585
平成24年	12,724	4,810	4,963	45,387	3	2,497	8,201	78,585

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

注)平成23年の区分変更に伴い平成22年と平成23年の数値は連続しない。使用する統計により基準となる日が異なる。

#### (2) 用途地域

仙台市における都市計画区域の面積は表3.2.2-2に、また、計画地周辺の用途地域の設定状況は図3.2.2-2に示すとおりである。

計画地及びその周辺は、商業地域に指定されている。

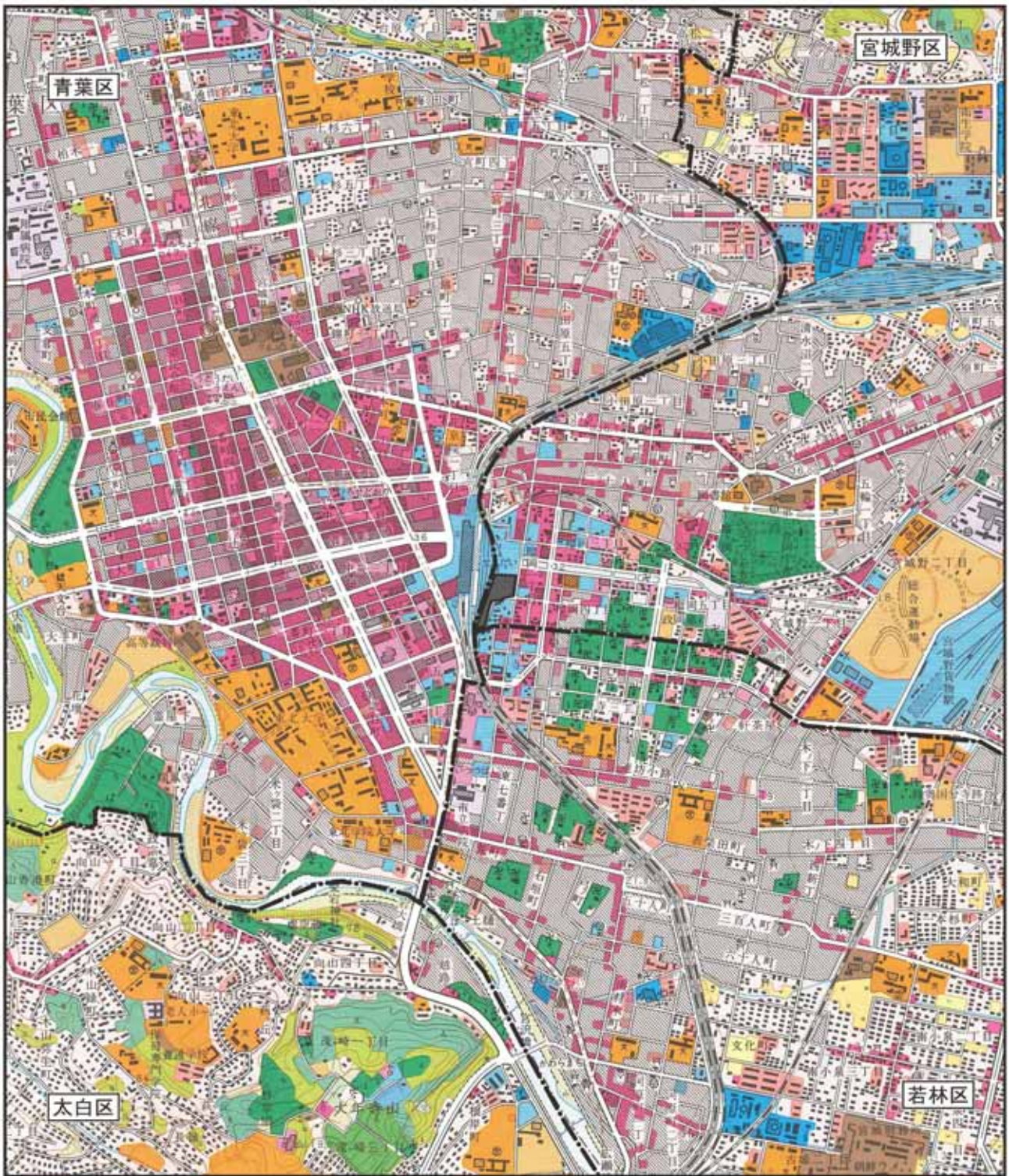
表3.2.2-2 都市計画区域面積

(平成26年2月4日現在)

種別		面積(ha)
都市計画区域		44,293
市街化調整区域		26,258
市街化区域		18,035
用途地域	第一種低層住居専用地域	5,579
	第二種低層住居専用地域	5.9
	第一種中高層住居専用地域	733
	第二種中高層住居専用地域	1,537
	第一種住居地域	2,894
	第二種住居地域	2,510
	準住居地域	64
	近隣商業地域	973
	商業地域	937
	準工業地域	1,133
	工業地域	417
工業専用地域	1,250	

出典：「仙台市の都市計画決定一覧」(平成26年2月 仙台市都市計画課)



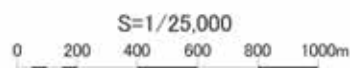


凡例

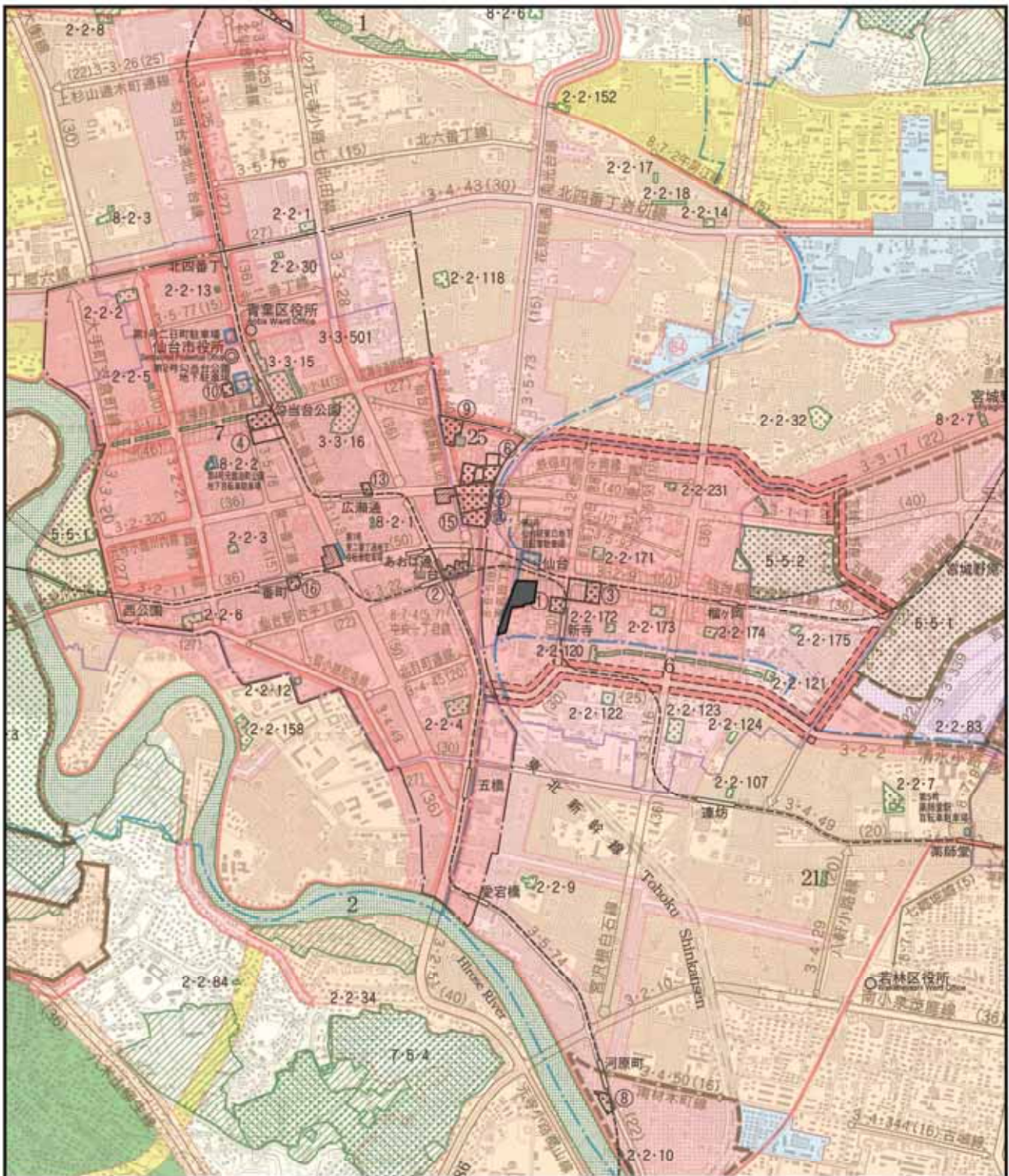
- |  |   |  |  |
|--|---|--|--|
|  計画地  |  一般住宅地区  |  公共業務地区 |  運輸流通施設 |
|  区境界線 |  中高層住宅地区 |  文教地区   |  供給処理施設 |
|  |  商業地区    |  厚生地区   |  空地     |
|  |  業務地区    |  公園緑地   |  |
|  |  工業地区    |  運動競技施設 |  |

出典:「2万5千分の1 土地利用図 仙台」(平成4年10月 国土地理院)

図3.2.2-1 土地利用現況図







**凡例**

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| <p>■ 計画地</p> <p>参考</p> <p>— 区界</p> <p>用途地域</p> <p>第一種低層住居専用地域</p> <p>第二種中高層住居専用地域</p> <p>第一種住居地域</p> <p>第二種住居地域</p> | <p>近隣商業地域</p> <p>商業地域</p> <p>工業地域</p> <p>特別用途地域</p> <p>文教地区<br/>(第二種中高層住居専用地域/<br/>第二種住居地域)</p> <p>大規模集客施設制限地区<br/>(近隣商業地域/商業地域/準工業地域)</p> | <p>その他の地域地区</p> <p>防火地域</p> <p>準防火地域</p> <p>高度利用地区</p> <p>都市再生特別地区</p> <p>景観地区</p> <p>風致地区</p> <p>駐車場整備地区</p> | <p>都市施設</p> <p>都市計画道路</p> <p>駅前広場</p> <p>都市計画公園</p> <p>都市計画緑地</p> <p>上記以外の都市施設</p> <p>その他</p> <p>土地区画整理事業</p> <p>市街地再開発事業</p> |
|---|--|---|---|

出典:「仙台市都市計画総括図 平成25年10月」(仙台市)

図3.2.2-2 用途地域図

S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m





### (3) 周辺開発計画

計画地周辺において、計画、または事業中の土地区画整理事業や市街地再開発事業は、図3.2.2-3に示すとおり、計画地の北側において仙台駅東第二土地区画整理事業が、計画地の北西側に隣接して仙台駅東口開発計画が進行している。また、青葉区一番町二丁目4番地内において「一番町二丁目四番地区第一種市街地再開発事業」が施行中であり、青葉区中央の「中央南地区」において市街地再開発事業が準備中であるほか、地下鉄東西線事業が進行している。

そのうち、計画地周辺で事業が実施されている仙台駅東第二土地区画整理事業、仙台駅東口開発計画及び地下鉄東西線事業について以下に示す。

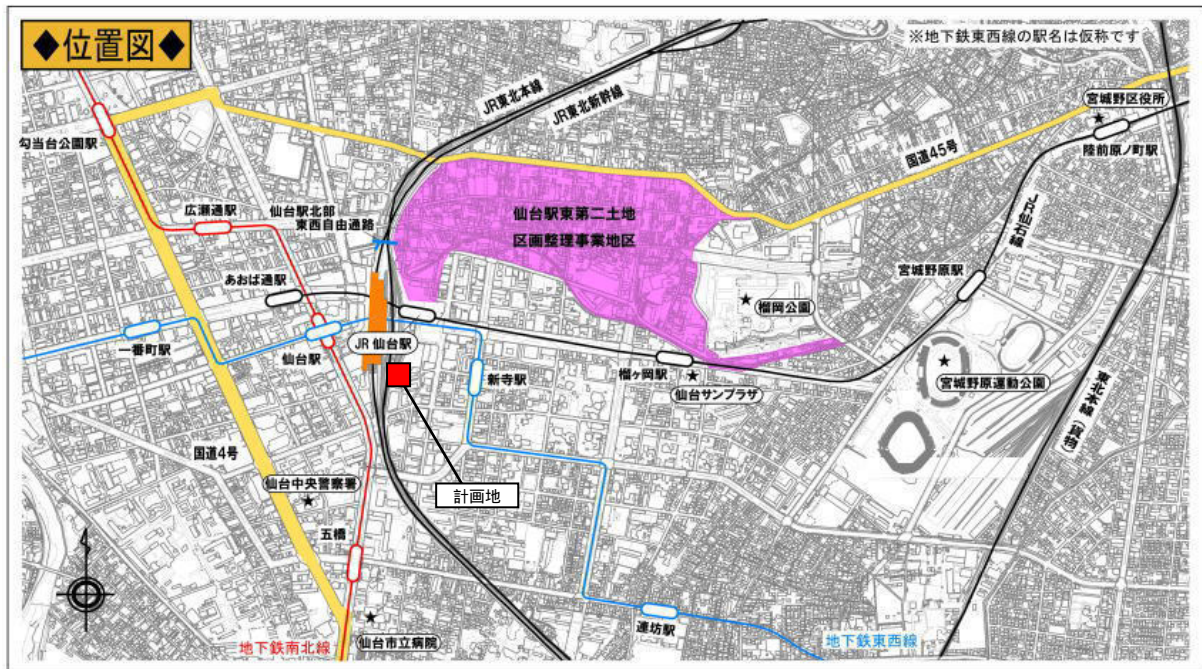


図3.2.2-3 位置図(仙台駅東第二土地区画整理事業)

出典:21世紀都市・仙台のまちづくり(仙台駅東第二土地区画整理事業)  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/shoukai/ichizu.html>

### 1) 仙台駅東第二土地区画整理事業

本事業は、都市基盤整備(仙台駅東第一地区、新寺小路地区等)の進む「仙台駅東地区」の一部を占める地区条件をふまえ、期待される一体的な都市機能を具備するために、道路・公園等の公共施設の整備改善と市街地環境の更新を行い、健全かつ機能的な市街地形成と宅地の利用増進を図ることを目的としている。

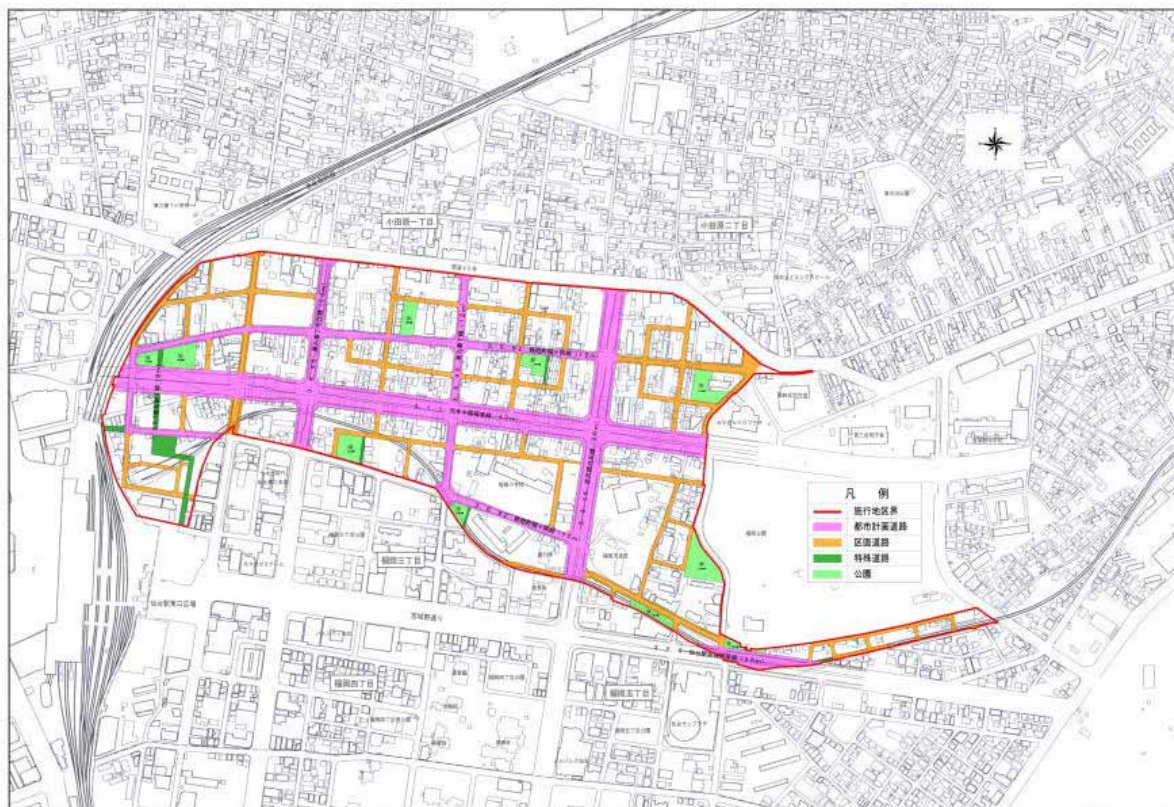


図3.2.2-4 土地利用計画図(仙台駅東第二土地区画整理事業)

出典:21世紀都市・仙台的まちづくり(仙台駅東第二土地区画整理事業)  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/shoukai/sekkeizu.html>

表3.2.2-3 仙台駅東第二土地区画整理事業の概要

施行者	仙台市	公共施設
施行面積	約45.3ha	幹線道路(元寺小路福室線等) 合計(延長4,274.38m、面積96,407.19㎡)
施工期間	昭和63年～平成32年度 (清算期間5年を含む)	区画道路 合計(延長5,652.09m、面積47,493.90㎡)
総事業費	791億円	特殊道路 合計(延長220.60m、面積1,066.76㎡)
計画人口	4,980人	公園(1～10号公園) 合計(面積14,990.75㎡)
建築物戸数	1,282戸	
要移転戸数	1,068戸	

出典:21世紀都市・仙台的まちづくり(仙台駅東第二土地区画整理事業)  
<http://www.city.sendai.jp/toshi/eki2/index.html>



## 2) 仙台駅東口開発計画

本事業は、ターミナルとしての仙台駅と周辺市街地とつなぐ結節点として、賑わいと交流の拠点である仙台駅西口地区と区画整理事業により新たな基盤整備が進む仙台駅東口地区との連続・連携を促すとともに、地域コミュニティ施設を配置して、駅とまちとの回遊を促し一体的な賑わいを形成するとともに、人々が行き交う活気あふれた空間の形成を目指し、新たなまちづくりを進める先導的役割を担う開発事業となることを目的としている。

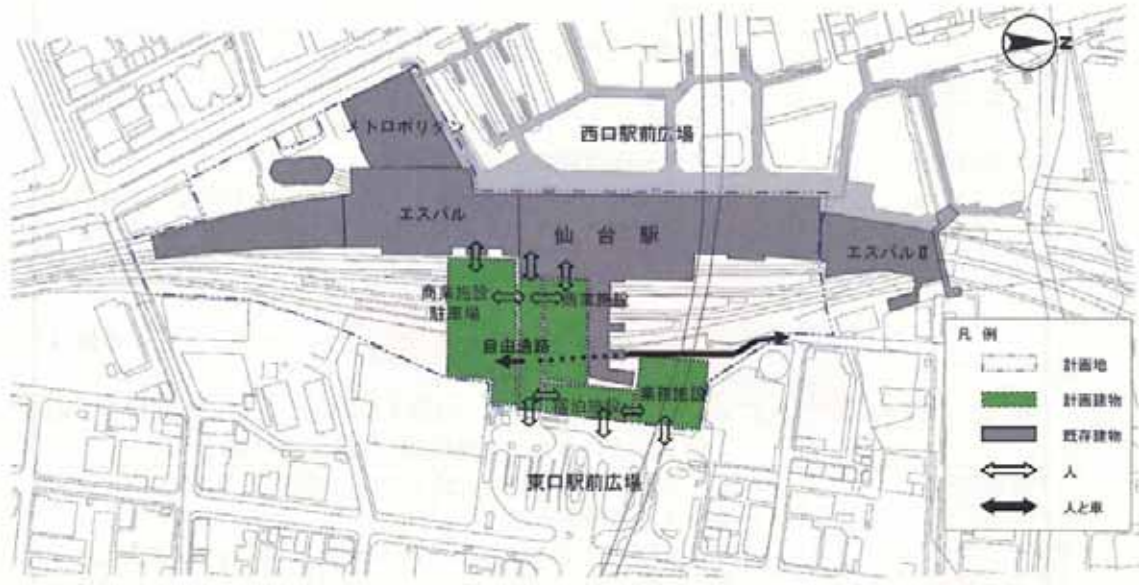


図3.2.2-5 土地利用計画図(仙台駅東口開発計画)

出典：「(仮称)仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」(平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社)

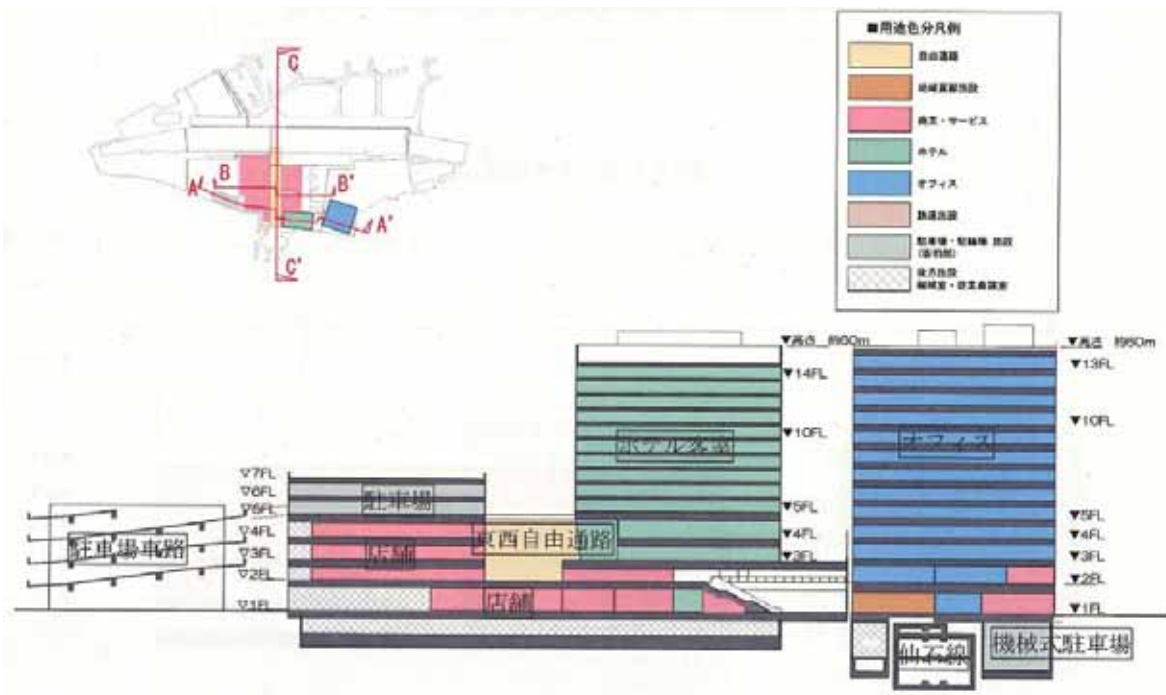


図3.2.2-6 仙台駅東口開発計画の断面図

出典：「(仮称)仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」(平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社)

表3.2.2-4 仙台駅東口開発計画の概要

項目	線路上空	東口	
主要用途	自由通路、商業施設、 鉄道施設、駐車場	宿泊施設	業務施設
敷地面積	約68,000㎡		
建築面積	約10,000㎡	約1,400㎡	約1,800㎡
延床面積	約43,000㎡	約1,400㎡	約25,000㎡
建築物の高さ	約30m	約60m	約60m
階数	地上6階	地上14階 地下1階	地上13階 地下1階
建築工事予定期間	平成24～27年度	平成26～29年度	平成28～30年度
供用開始予定	平成27年度～	平成29年度～	平成30年度～

出典：「（仮称）仙台駅東口開発計画 環境影響評価書」（平成25年2月 東日本旅客鉄道株式会社）

### 3) 地下鉄東西線事業

仙台市では、地下鉄やJR線などの軌道系交通機関を都市交通の主役に据え、市街地をその沿線に誘導して、できるだけ自動車に頼らずに、「軌道系交通機関を中心としたまとまりあるまち」を目指す必要があることから、地下鉄東西線の整備が進められている。

表3.2.2-5 地下鉄東西線事業の概要

項目	概要
建設区間	八木山動物公園駅～荒井駅
営業キロ	約13.9km
建設キロ	約14.4km
総建設費	2,298億円
機種	リニアモーター地下鉄
開業予定	平成27年

出典：仙台市交通局ホームページ（東西線 事業概要 建設概要）  
<https://www.kotsu.city.sendai.jp/touzaisen/gaiyou/index.html>



図3.2.2-7 地下鉄東西線整備ルートと駅の位置

出典：仙台市交通局ホームページ（東西線 事業概要 建設概要）  
<https://www.kotsu.city.sendai.jp/touzaisen/gaiyou/index.html>



### 3.2.3 水利用

#### (1) 水利権の設定及び利水の状況

調査範囲では、広瀬川、笹川、梅田川及び七北田川に農業用水の取水堰や揚水機が設置されている。施設概要を表3.2.3-1に、施設の位置を図3.2.3-1に示す。

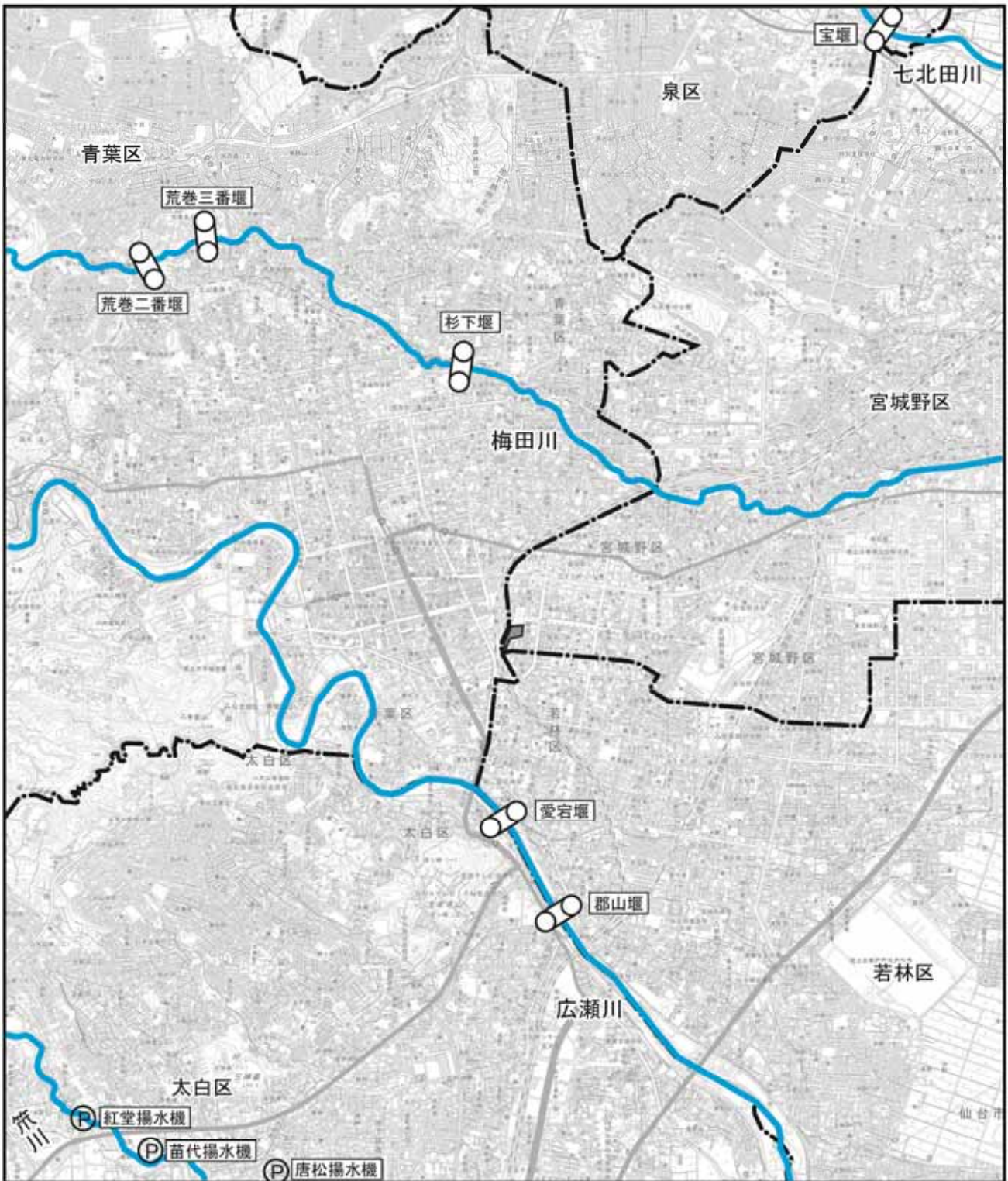
「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)によると、調査範囲では、広瀬川には、上流から、愛宕堰(取水量:6.0450m<sup>3</sup>/秒(常時)~7.4250m<sup>3</sup>/秒(最大))と、郡山堰(取水量:0.1610m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.1800m<sup>3</sup>/秒(最大))の2箇所の取水堰がある。

笹川には、上流から、紅堂揚水機(取水量:0.1000m<sup>3</sup>/秒)、苗代揚水機(取水量:0.0150m<sup>3</sup>/秒)、唐松揚水機(取水量:0.0110m<sup>3</sup>/秒)の3機がある。梅田川には上流から、荒巻二番堰(取水量:0.0350m<sup>3</sup>/秒)、荒巻三番堰(取水量:0.0040m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.0300m<sup>3</sup>/秒(最大))、杉下堰(取水量:0.2000m<sup>3</sup>/秒)の3箇所の取水堰がある。また、七北田川には、宝堰(取水量:0.6000m<sup>3</sup>/秒(常時)~0.7000m<sup>3</sup>/秒(最大))がある。

表3.2.3-1 農業用水取水施設の概要

河川名	施設名	所在地	取水量(m <sup>3</sup> /秒)		施設所有者	施設管理者
			最大	常時		
広瀬川	愛宕堰	仙台市若林区土樋	7.4250	6.0450	仙台市	仙台東土地改良区
広瀬川	郡山堰	仙台市青葉区根岸	0.1800	0.1610	仙台市	郡山水利組合
笹川	紅堂揚水機	仙台市青葉区鉤取字町	0.1000	0.0100	紅堂水利組合	紅堂水利組合
笹川	苗代揚水機	仙台市太白区富田字八幡東	0.0150	0.0150	富田生産組合	富田生産組合
笹川	唐松揚水機	仙台市太白区富沢字上野東	0.0110	0.0110	仙台市	苗代堰水利組合
梅田川	荒巻二番堰	仙台市青葉区荒巻	0.0350	0.0350	荒巻水利組合	荒巻水利組合
梅田川	荒巻三番堰	仙台市青葉区荒巻銅谷	0.0300	0.0040	荒巻水利組合	荒巻水利組合
梅田川	杉下堰	仙台市青葉区梅田町	0.2000	0.2000	四ツ谷堰協会	四ツ谷堰協会
七北田川	宝堰	仙台市泉区七北田字松森	0.7000	0.6000	多賀城市	宝堰加瀬溜井管理組合

出典:「農業用水施設台帳(河川取水施設)改訂五版」(平成20年3月 宮城県農林水産部農村振興課)



凡例

- 計画地
- 区境界線
- 河川
- 堰
- P 揚水機

出典：「河川取水施設図」（平成20年3月 宮城県）

図3.2.3-1 農業用水取水位置





## (2) 漁業権の設定の状況

仙台市内には、2つの内水面漁業協同組合が設置されており、漁業権が設定されている河川は、表3.2.3-2に示すとおりである。調査範囲では、広瀬川に第5種共同漁業として、漁業権が設定されている。また、調査範囲で漁業権が設定されている海面及び湖沼はない。

表3.2.3-2 内水面漁業協同組合と漁業権の設定

組合名	漁業権が設定されている河川
仙台市漁業協同組合	井土浦
広瀬名取川漁業協同組合	名取川, 前川, 立野川, 碁石川, 北川, 宍戸川, 本砂金川, 小屋の沢川, 広瀬川, 新川, 大倉川, 矢横沢, 横川

出典:「宮城県内水面漁業調整規則」(平成24年9月 宮城県農林水産部水産業振興課)  
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/naisuikisoku.html>

## (3) 地下水利用の状況

仙台市の地下水揚水量実態調査(調査年度:平成24年度)によると、仙台市における地下水揚水量は表3.2.3-3に示すとおりである。調査対象としたのは、事業所用(対象となる事業所は製造業では原則として従業員10人以上)の井戸(原則として揚水機の吐出口断面積が6cm<sup>2</sup>以上のもの)であり、井戸本数は130本、揚水量の合計は834m<sup>3</sup>/日であった。

表3.2.3-3 仙台市における地下水揚水量

	井戸本数(本)	揚水量(m <sup>3</sup> /日)
工業用	0	0
建築物用	84	554
水道用	13	241
農業用	33	39
合計	130	834

出典:「平成24年度 公害資料(地盤沈下編)」(平成26年3月 宮城県HP)

### 3.2.4 社会資本整備等

#### (1) 交通

##### 1) 道路・鉄道等の交通網

計画地周辺の交通網の状況は、図3.2.4-1に示すとおりである。

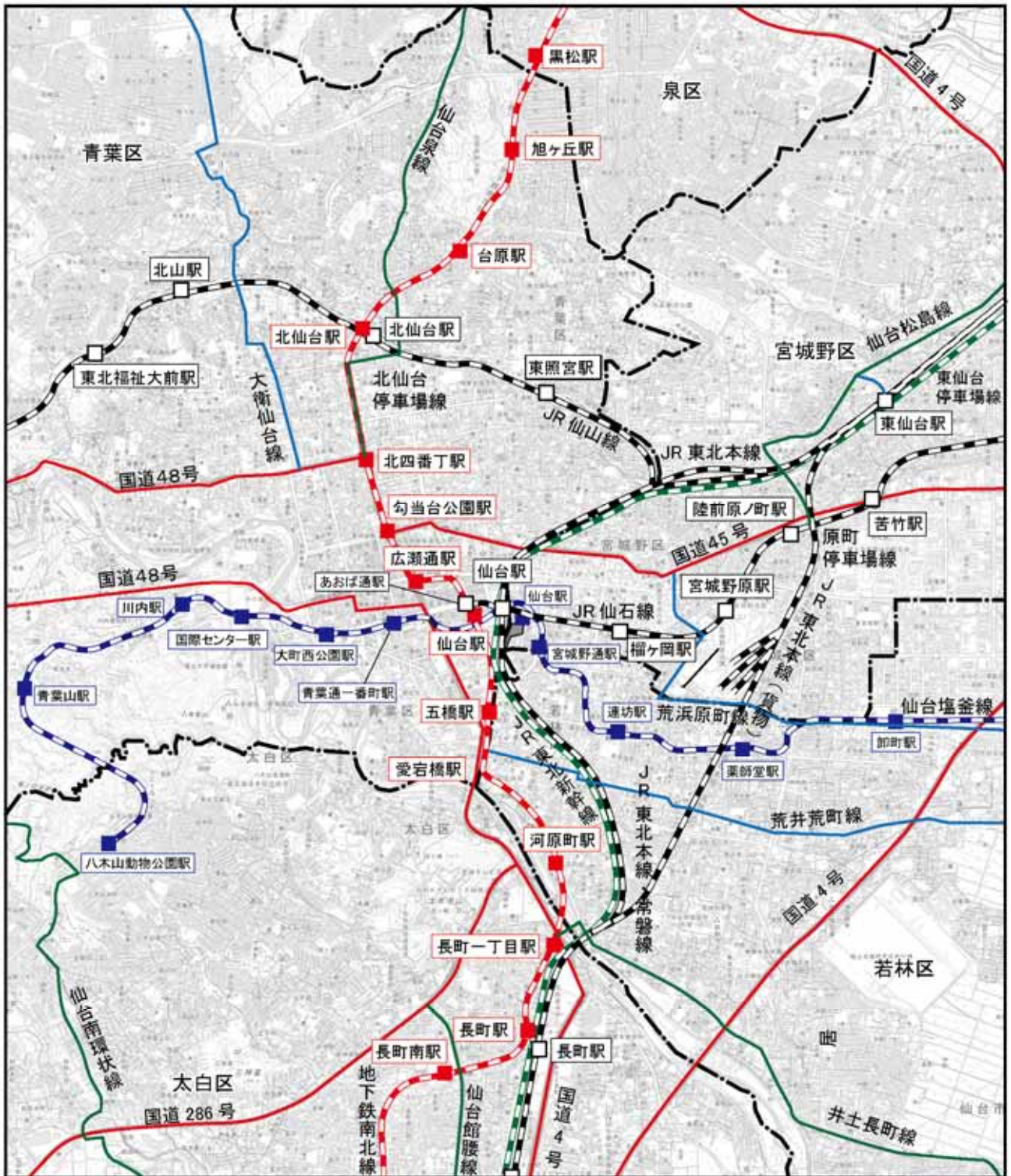
計画地の最寄駅は、JR仙台駅及び仙台市営地下鉄南北線の仙台駅である。

鉄道は仙台駅を中心とし、東西方向には仙台市と石巻市を結ぶJR仙石線及び仙台と山形間を結ぶJR仙山線が、南北方向には東北新幹線及び東北本線が走っている。また、仙台駅を中心として南北に泉中央と富沢間を結ぶ仙台市営地下鉄南北線が走っている。

なお、平成27年度には、南西部の八木山動物公園付近から仙台駅付近を経て、仙台東部道路の東インターチェンジ付近に至る延長13.9kmの市営地下鉄東西線が開業する予定となっている。市営地下鉄東西線には八木山動物公園駅～荒井駅間に13の駅が設置される計画となっており、計画地付近においては、市営地下鉄東西線仙台駅が新たに設置される予定である。

計画地周辺の道路は、仙台駅東口駅前広場から東方向に都市計画道路仙台駅宮城野原線（通称：宮城野通）が通っている。





**凡例**










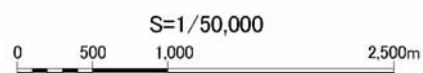
- |   |       |   |                    |
|---|-------|---|--------------------|
|  | 計画地   |  | 鉄道 (JR新幹線)         |
|  | 区境界線  |  | 鉄道 (JR新幹線)         |
|  | 国道    |  | 鉄道 (仙台市地下鉄南北線)     |
|  | 県道    |  | 鉄道 (仙台市地下鉄東西線/施工中) |
|  | 主要地方道 |   |                    |

図3.2.4-1 交通網図



2) 交通量

ア. 鉄道

仙台駅における乗車人数は、表3.2.4-1及び図3.2.4-2に示すように、JR線では平成18年度から平成22年度まで1日約75,000人を超えていたが、平成23年度は約10,000人減少し、平成24年度は、約80,000人まで増加した。また、そのうち東北新幹線は平成18年度から平成23年度まで約22,000人で推移していたが、平成24年度は約24,000人に増加した。

地下鉄南北線仙台駅では、平成18年度以降平成22年度まで利用者が減少していたが、平成23年度と平成24年度は増加した。

表3.2.4-1 仙台駅の乗車人数の推移

路線	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
JR	人/日	76,162	78,915	78,839	77,146	74,672	64,498	80,171
(うち新幹線)	人/日	(22,831)	(23,614)	(22,944)	(21,648)	(21,648)	(21,648)	(24,319)
市営地下鉄 南北線	人/年	13,168,664	12,937,454	12,809,426	12,433,646	12,182,407	12,263,015	13,277,790

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)  
注)JRは1日平均乗車人員、市営地下鉄は年間乗車人員を示している。

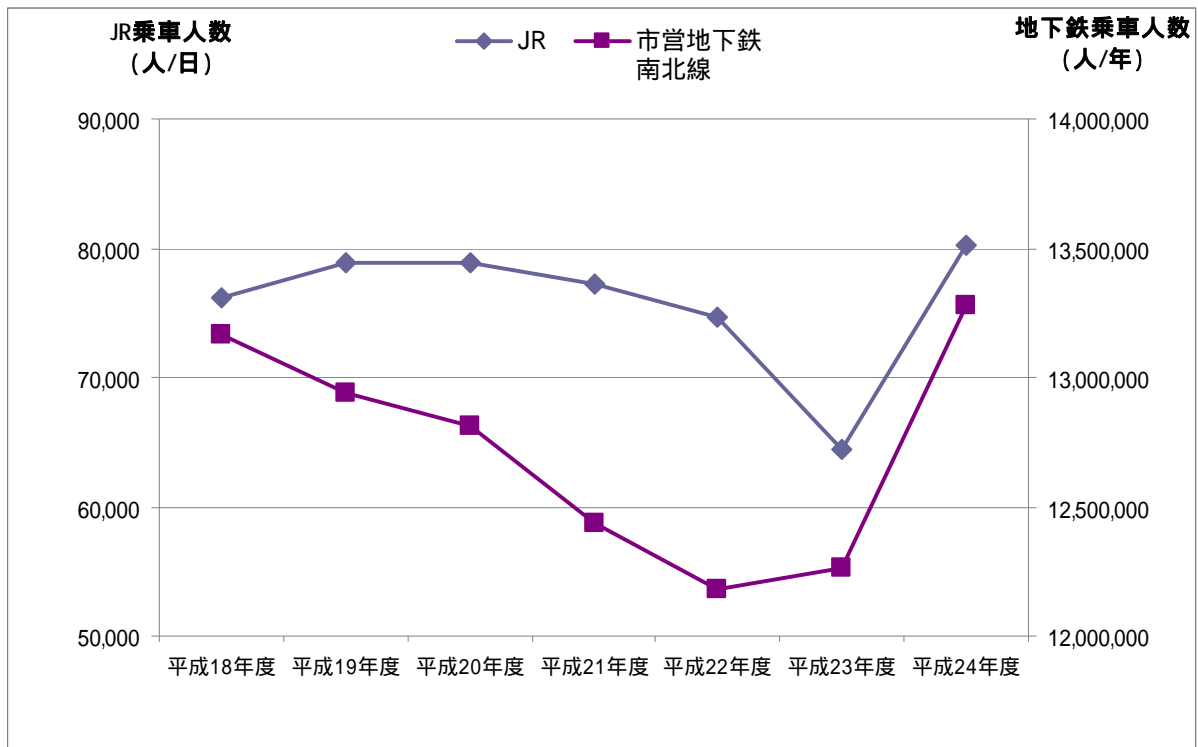


図3.2.4-2 仙台駅の乗車人数の推移

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

イ. 道路

計画地付近の自動車交通量の調査地点は図3. 2. 4-3に、平成25年の交通量調査結果は表3. 2. 4-2に示すとおりである。

計画地に近い、仙台駅東口交差点(宮-1地点)の交通量は、平日12時間交通量で約10,700台、榴岡二丁目交差点(宮-2地点)の交通量は、約16,200台となっている。

平成20年の交通量に対して、平成25年の交通量が増加したのは、連坊小路交差点(若-2地点)、市立病院前(青-15)の2地点であり、その他の交差点において交通量は減少している。

表3. 2. 4-2 自動車交通量調査結果(平成25年、平日)

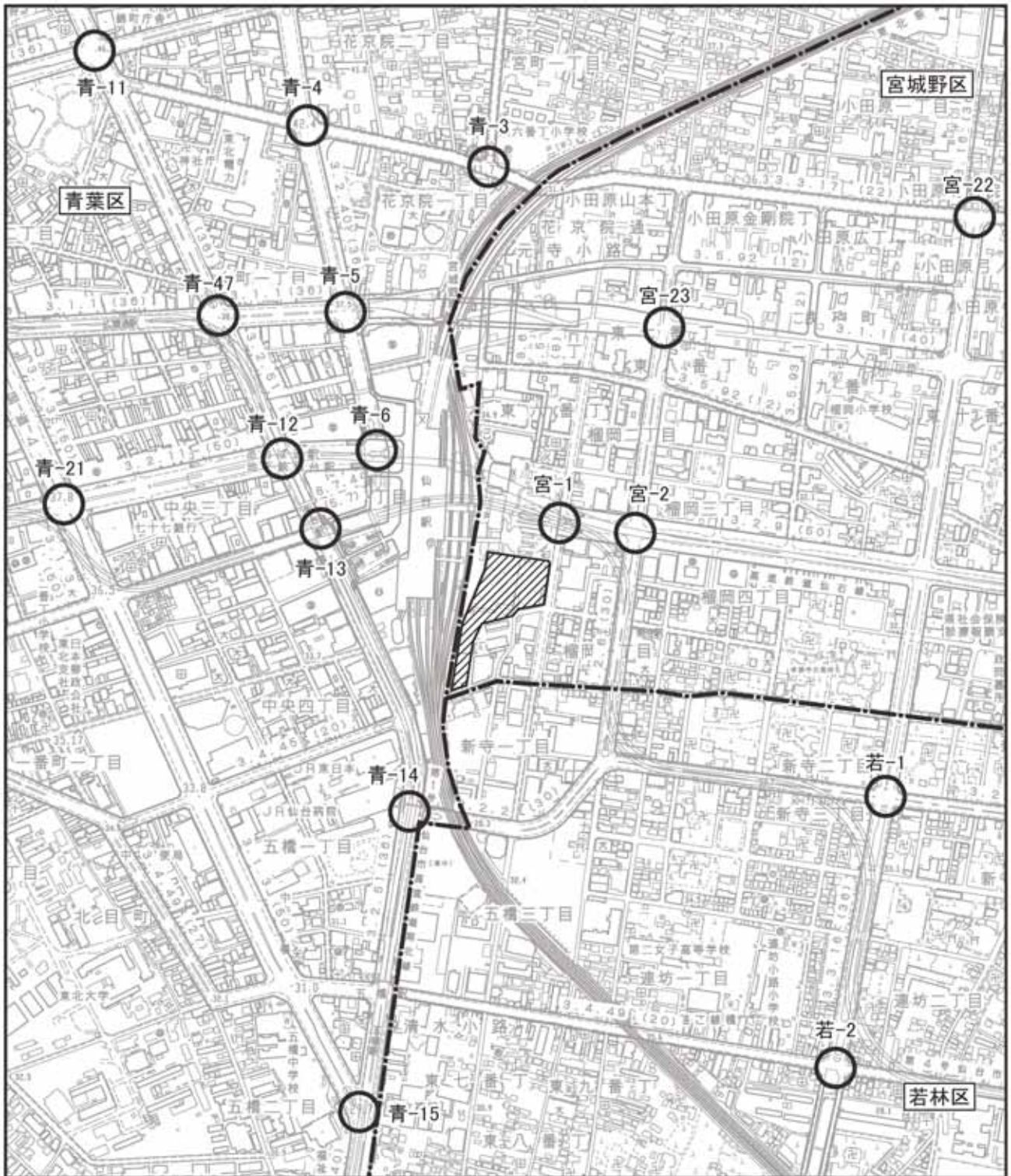
交差点番号	交差点名称	12時間交通量(台)			12時間交通量伸び率
		小型車	大型車	合計	H25/H20
宮-1	仙台駅東口 (ロータリー前)	10,148	514	10,662	0.89
宮-2	榴岡二丁目	15,374	849	16,223	0.9
宮-22	小田原弓ノ町	28,563	2,431	30,994	—
宮-23	二十人町	17,113	683	17,796	—
若-1	新寺三丁目	30,976	4,144	35,120	0.99
若-2	連坊小路	15,221	951	16,172	1.01
青-3	宮町一丁目	27,958	2,593	30,551	0.96
青-4	花京院	30,180	3,026	33,206	0.96
青-5	宮城野橋	28,806	2,150	30,956	0.99
青-6	仙台駅前	19,921	3,351	23,272	0.93
青-11	錦町公園前	74,159	4,706	78,865	0.95
青-12	中央一丁目	30,410	6,593	37,003	0.89
青-13	バスプール前	28,329	5,131	33,460	0.92
青-14	五橋一丁目	34,892	4,709	39,601	0.93
青-15	市立病院前	58,061	3,030	61,091	1.04
青-21	中央三丁目	50,823	5,696	56,519	0.96
青-47	中央二丁目	40,330	3,932	44,262	—

出典:「仙台市交差点交通量調査(平成25年度)」(仙台市都市整備局交通政策課)




<http://www.city.sendai.jp/sumiyoi/kotsu/data/0460.html>

注)宮-22、宮-23及び青-47交差点は、平成20年に調査は実施されていない。





凡例

-  計画地
-  区境界線
-  交差点交通量調査地点(17ヶ所)

出典:「仙台市 交差点交通量調査(平成25年度)」(仙台市 都市整備局 交通政策課)

図3.2.4-3 交通量調査地点

S=1/10,000  
0 100 200 300 400 500m



(2) 上水道・下水道

1) 上水道

仙台市の水道施設状況は表3.2.4-3に示すとおりである。また、水道普及状況の推移は、表3.2.4-4に示すとおりである。

仙台市では給水人口の大部分を上水道でまかなっている。平成24年度の水道普及率は99.6%である。平成20年度～平成24年度の過去5ヵ年の推移を見ると普及率・給水人口とも若干増加している。

仙台市の上水道の配水区域は、図3.2.4-5に示すとおりである。調査範囲は全域が給水区域になっており、主に釜房ダムを取水源とし、茂庭浄水場から配水されている。

表3.2.4-3 仙台市の水道施設状況(平成24年度)

項目	箇所数(箇所)	計画給水人口又は確認時給水人口(人)	給水人口(人)
上水道	1	1,033,000	1,034,050
簡易水道	0	0	0
専用水道	57	5,576	982
合計	58	1,038,576	1,035,032

出典:「平成24年度 宮城県の水道」(平成26年3月 宮城県)

表3.2.4-4 仙台市の水道普及状況の推移

年次	給水戸数(戸)	給水人口(人)	普及率(%)
平成20年度	452,659	1,013,390	99.4
平成21年度	457,179	1,017,407	99.4
平成22年度	461,047	1,019,713	99.5
平成23年度	468,910	1,028,015	99.6
平成24年度	475,324	1,037,351	99.6

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)

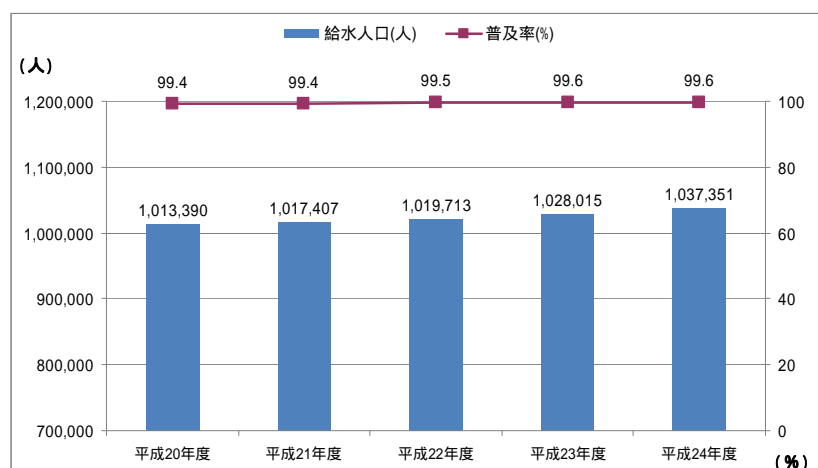


図3.2.4-4 仙台市の水道普及状況の推移

出典:「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)



図3.2.4-5 配水系統図

出典：「平成24年度水道事業統計年報」（平成25年3月仙台市水道局）

## 2) 下水道

仙台市の下水道普及状況の推移は、表3.2.4-5に示すとおりである。

仙台市の平成24年度の下水道普及率は99.4%で、普及率は近年横ばいとなっている。

仙台市の下水道の処理区域は、図3.2.4-6に示すとおりであり、公共下水道計画は、図3.2.6-7～8に示すとおりである。計画地は「南蒲生処理区合流区域」に該当する。

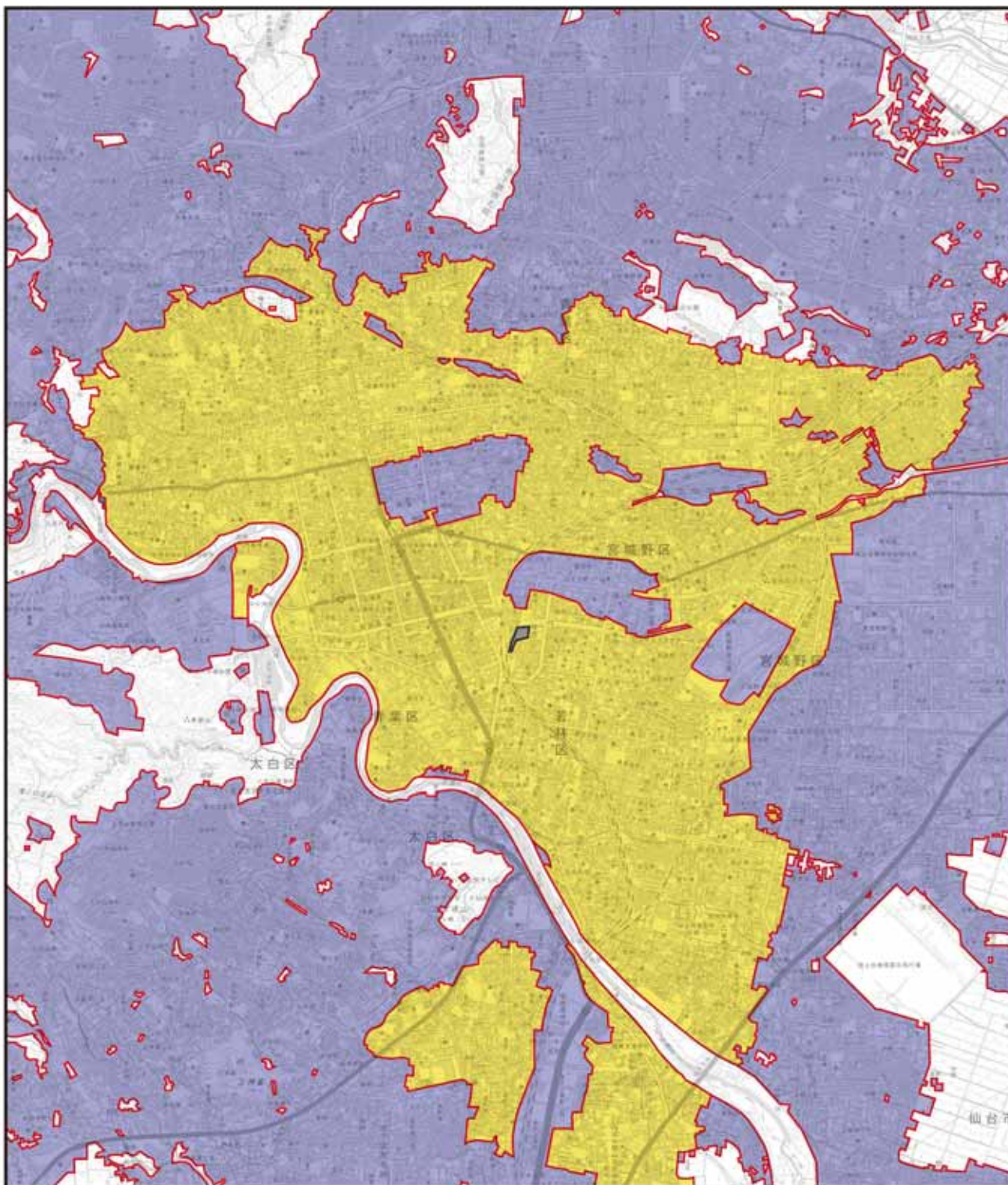
なお、本処理区の下水処理を担っていた「南蒲生浄化センター」は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波により、主要な土木・建築構造物が破壊され、機械・電気設備が冠水、流失する等、処理機能に壊滅的な被害を受け、現在は通常の処理が不可能な状態のため、簡易処理による放流を行っている。南蒲生浄化センター復旧方針検討委員会によると、水処理施設の復旧は平成27年度末の供用開始を目標に工事を進めている。

表3.2.4-5 仙台市の下水道普及状況の推移

年次	行政区域内 人口(人)	処理区域内 人口(人)	下水道普及率 (%)	処理量 (m <sup>3</sup> /日)
平成20年度	1,016,506	1,007,810	99.1	413,676
平成21年度	1,020,319	1,012,722	99.3	400,024
平成22年度	1,021,636	1,014,343	99.3	413,942
平成23年度	1,029,407	1,022,706	99.3	379,935
平成24年度	1,038,522	1,032,080	99.4	391,918

出典：「仙台市統計書(平成25年版)」(平成26年3月 仙台市)





凡例

- 計画地
- 合流式処理区域
- 分流式処理区域

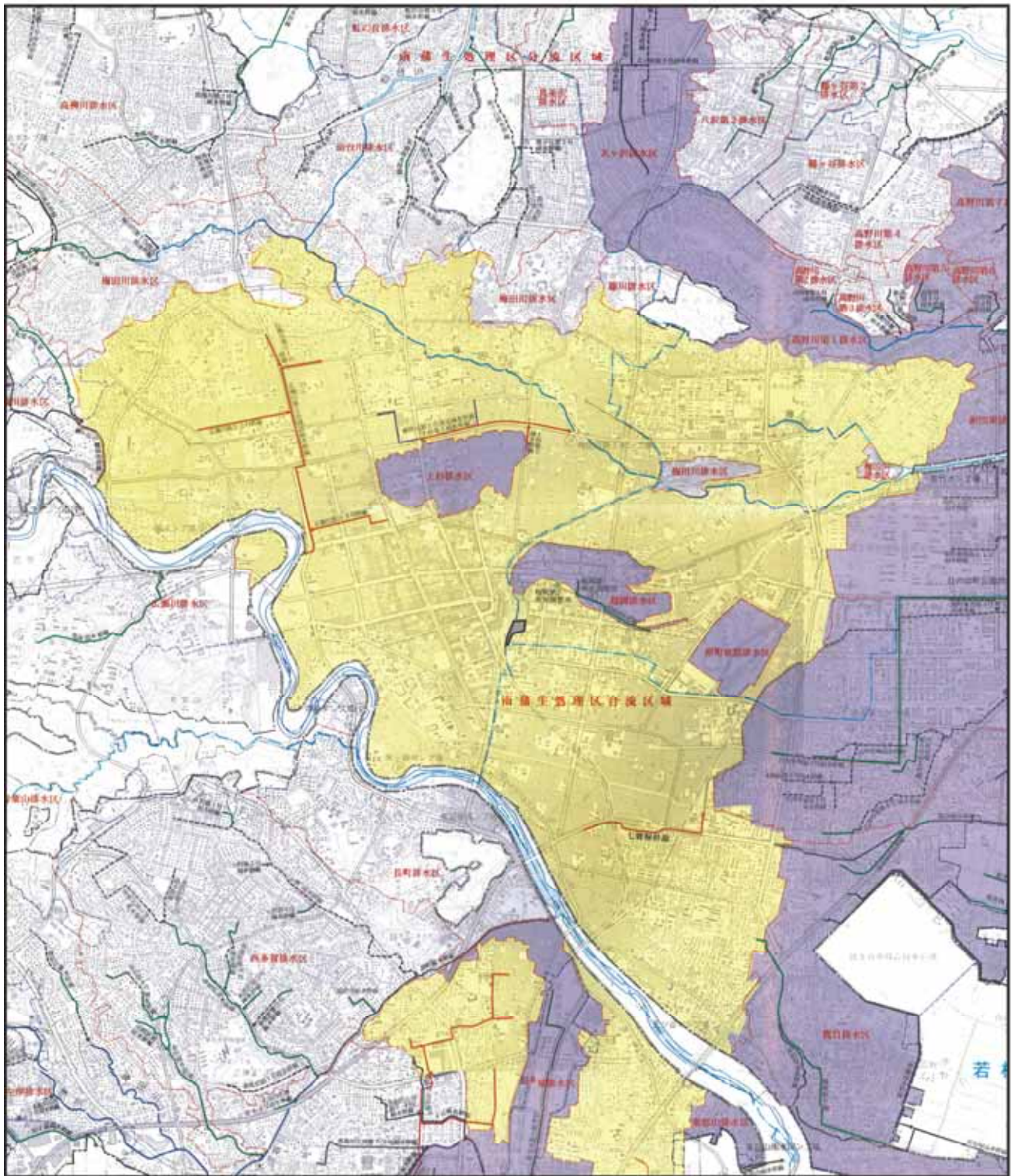
出典:「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」  
[http://www2.wagamachi-guide.com/sendai\\_tokei/](http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/)

図3.2.4-6 下水道処理区域

S=1/50,000  
 0 500 1,000 2,500m





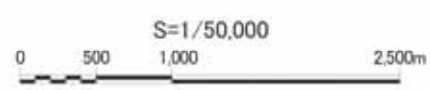


凡例

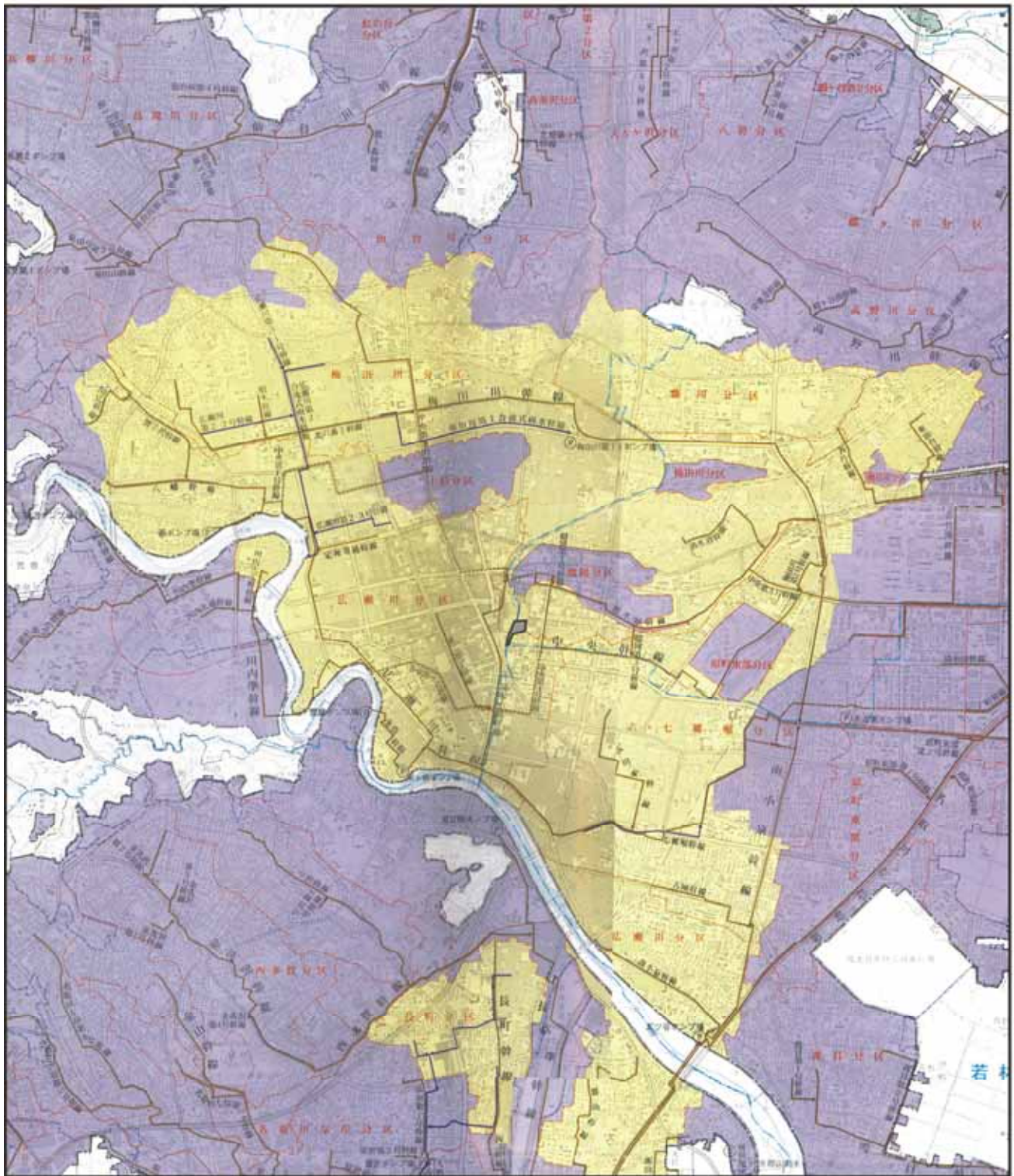
- 計画地
- 南蒲生処理区合流区域 (降雨確率10年)
- 南蒲生処理区分流区域 (降雨確率10年)
- 南蒲生処理区分流区域 (降雨確率4年)

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)」(平成25年7月 市政情報センター)

図3.2.4-7 公共下水道計画図 (雨水)







凡例



計画地



南蒲生処理区合流区域



南蒲生処理区分流区域

出典:「仙台市公共下水道計画図(雨水)」(平成25年7月 市政情報センター)

図3.2.4-8 公共下水道計画図(污水)

S=1/50,000  
0 500 1,000 2,500m





### 3) 工業用水

宮城県企業局が行う工業用水事業のうち、計画地周辺の事業は、表3.2.4-6及び図3.2.4-9に示すとおり、「仙塩工業用水事業」及び「仙台圏工業用水事業」がある。

「仙塩工業用水事業」では、昭和36年11月から仙塩地区、また、平成6年4月から仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水を開始している。また、「仙台圏工業用水事業」では、昭和51年10月から仙台港後背地及び名取市及び利府町の企業へ給水を行っている。

表3.2.4-6 工業用水事業の概要

	仙塩工業用水事業	仙台圏工業用水事業
水源	一級河川名取川水系大倉川(大倉ダム)	一級河川名取川水系基石川(釜房ダム)
取水	広瀬川四ツ谷堰(仙台市青葉区折立郷六) 大倉ダム放流水 一日最大100,000m <sup>3</sup>	名取川頭首工(名取市高館熊野堂) 釜房ダム放流水 一日最大100,000m <sup>3</sup>
給水能力	一日最大100,000m <sup>3</sup>	一日最大100,000m <sup>3</sup>
水質等	(水温)摂氏1~25度 (濁度)10度以下 (pH)6.0~8.0 (総硬度)120mg/L以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町・ 富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典:宮城県HP <http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/Senen/Senen-Kougyouyou-Suidou1.html>  
<http://www.pref.miyagi.jp/kigyo/Kougyouyou-Suidou/Sendaiken/Sendaiken1.html>



図3.2.4-9 工業用水事業の概況図

出典:工業用水道給水エリア(平成25年2月 宮城県仙南・仙塩広域水道事務所工業用水道管理事務所)

(3) 廃棄物処理施設等

仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移は、表3.2.4-7、図3.2.4-10～11に示すとおりである。

仙台市の平成24年度におけるごみ排出量は393,848t、1人1日当たりの排出量は1,017gであり、平成23年度と比較して減少している。処理内訳は、全体の約9割が焼却、約1割が資源化されている。

なお、生活系ごみは仙台市が委託収集し、処理しているが、事業系ごみについては排出者の責務とし、自ら搬入出来ないものは許可業者による収集体制となっている。

仙台市の一般廃棄物処理施設である焼却施設は市内に3か所存在するが、調査範囲には焼却処理施設は存在しない。

表3.2.4-7 仙台市のごみ排出量及び処理内訳の推移

年度		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
人口(人)		1,031,163	1,033,515	1,045,903	1,049,493	1,060,877
年間排出量 (t)	生活ごみ	247,069	231,519	236,431	250,966	246,831
	事業ごみ	142,700	135,266	131,005	161,751	147,017
	計	389,769 (100)	366,785 (94)	367,436 (94)	412,717 (106)	393,848 (101)
1人1日当 たり排出量 (g)	生活ごみ	656	614	619	653	637
	事業ごみ	379	359	343	421	380
	計	1,035 (100)	973 (86)	962 (85)	1,074 (85)	1,017 (85)
処理内訳 (t)	焼却	344,206	316,591	319,136	346,784	340,319
	埋め立て	5,909	5,386	4,819	17,884	5,901
	資源化	39,654	44,808	43,481	48,049	47,628
	計	389,769	366,785	367,436	412,717	393,848

注) 1. ( )内の数値は、平成20年度の排出量を100としたときの数値  
 2. 人口は各年の10月1日現在  
 3. 平成23年度は震災ごみの自己搬入分も含めて計上(ただし、蒲生、荒浜、井土の各搬入場処理分は除く)  
 出典:「平成25年度 仙台市環境局事業概要」(平成25年8月 仙台市環境局)

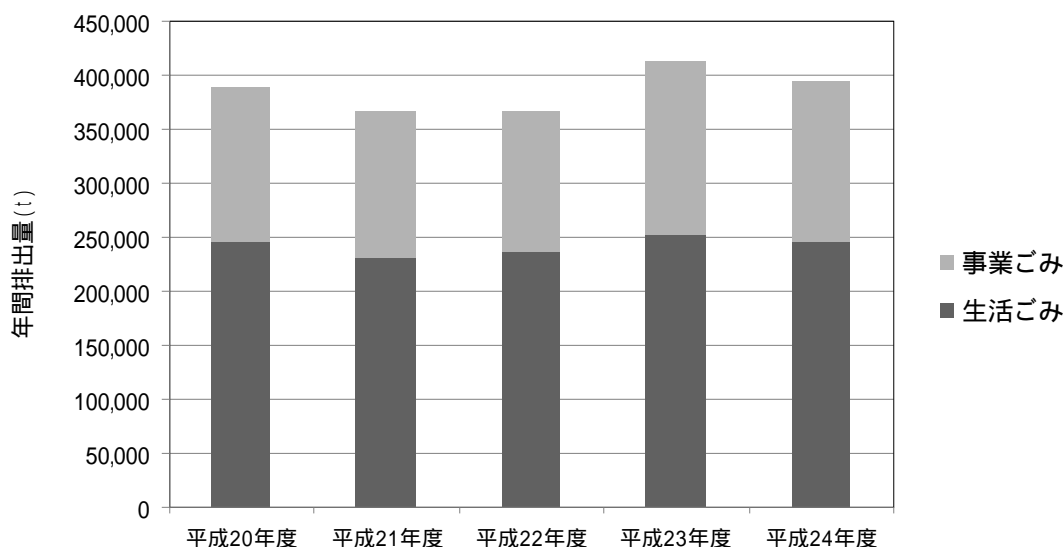


図3.2.4-10 仙台市のごみ排出量の推移

出典:「平成25年度 仙台市環境局事業概要」(平成25年8月 仙台市環境局)

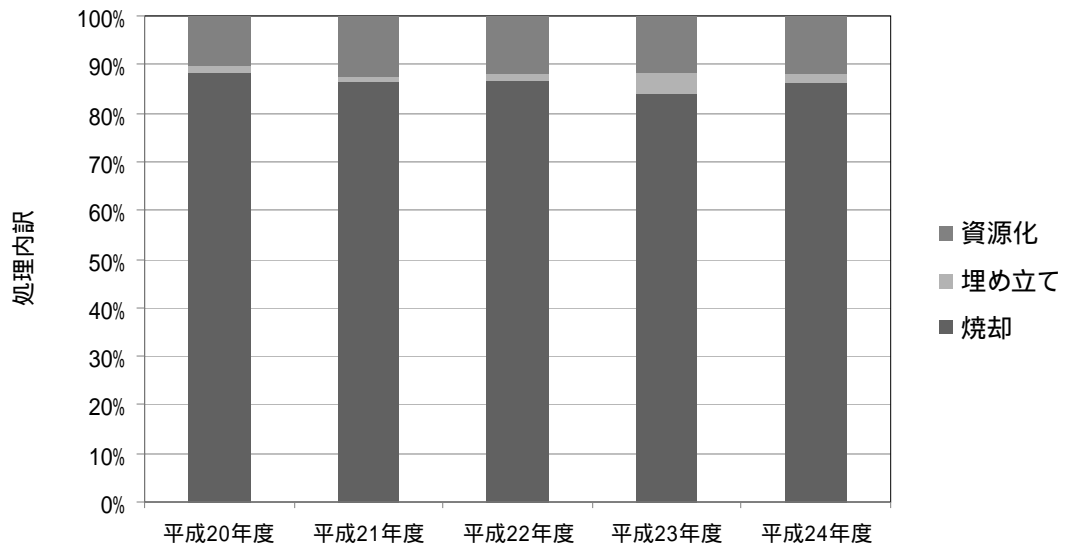


図3.2.4-11 ごみ処理内訳の推移

出典：「平成 25 年度 仙台市環境局事業概要」（平成 25 年 8 月 仙台市環境局）



### 3.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

調査範囲における教育施設、病院、社会福祉施設、文化施設の状況は、表3.2.5-1(1)～(10)及び図3.2.5-1、2に示すとおりである。

計画地の近隣において環境の保全について配慮が特に必要な施設としては、計画地の南西側約200mの範囲に「JR仙台病院」及び介護老人保健施設「ハート五橋」が、また、計画地の東側約200mの範囲に文化施設「榴岡図書館」及び介護老人保健施設「アイエスエフネットライフ仙台」、「スイッチ・センダイ」が存在する。

また、住宅の配置の状況としては、計画地周辺は東西方向に商業地域、近隣商業地域等の住商混在系地域が広がっており、北側及び南側の約500mから第二種住居地域等の住居系地域が広がっている（図3.2.2-2（p.3-133）参照）。

表3.2.5-1(1) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	おたまや幼稚園	霊屋下23-5
	2	お人形社幼稚園	木町通2-1-48
	3	聖愛幼稚園	土樋1-9-15
	4	聖ドミニコ学院北仙台幼稚園	堤通雨宮町11-11
	5	仙台バプテスト教会幼稚園	木町通2-1-5
	6	仙台YMCA幼稚園	立町9-7
	7	東二番丁幼稚園	一番町2-1-4
	8	みどりの森幼稚園	柏木1-7-45
	9	宮城教育大学附属幼稚園	上杉6-4-1
	10	東二番丁小学校	一番町2-1-4
	11	木町通小学校	木町通1-7-36
	12	木町通小学校東北大学病院分校	星陵町1-1
	13	立町小学校	立町8-1
	14	東六番丁小学校	宮町1-2-1
	15	片平丁小学校	片平1-7-1
	16	上杉山通小学校	上杉1-10-1
	17	通町小学校	通町1-1-1
	18	北六番丁小学校	宮町4-4-17
	19	小松島小学校	小松島2-1-1
	20	宮城教育大学附属小学校	上杉6-4-1
	21	第二中学校	木町通2-4-1
	22	第二中学校東北大学病院分校	星陵町1-1
	23	上杉山中学校	上杉6-7-1
	24	五城中学校	東照宮1-3-1
	25	五橋中学校	五橋2-2-1
	26	宮城教育大学附属中学校	上杉6-4-1
	27	宮城県立視覚支援学校	上杉6-5-1

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月)

2. 仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表3.2.5-1(2) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	28	宮城県工業高等学校・第二工業高等学校	米ヶ袋3-2-1
	29	常盤木学園高校	小田原4-3-20
	30	東北学院大学土樋キャンパス	土樋1-3-1
	31	東北大学星陵キャンパス	星陵町2-1、星陵町4-1
	32	東北大学雨宮キャンパス	堤通雨宮町1-1
	33	東北大学片平キャンパス	片平2-1-1
太白区	34	ますみ幼稚園	向山4-26-34
	35	向山小学校	向山3-19-1
	36	愛宕中学校	萩ヶ丘9-1
	37	仙台向山高等学校	八木山緑町1-1
	38	仙台南高等学校	根岸町14-1
	39	東北工業大学長町キャンパス	二ツ沢6
	40	仙台三桜高等学校	門前町9-2
宮城野区	41	さいわい幼稚園	幸町3-3-3
	42	清水幼稚園	清水沼3-4-10
	43	東岡幼稚園	原町2-1-66
	44	みやぎ幼稚園	幸町2-9-25
	45	幸町小学校	幸町2-19-1
	46	幸町南小学校	幸町5-2-1
	47	榴岡小学校	東九番丁88-1
	48	原町小学校	原町2-6-1
	49	栢江小学校	栢江15-1
	50	幸町中学校	幸町1-15-1
	51	東華中学校	宮城野2-14-27
	52	宮城野中学校	五輪1-4-25
	53	仙台大志高等学校	五輪1-4-10
	54	仙台育英学園高等学校	宮城野2-4-1
若林区	55	聖ウルスラ学院英智幼稚園	木ノ下1-25-25
	56	聖和幼稚園	木ノ下4-3-14
	57	小さき花幼稚園	畳屋丁31
	58	エコーノワール幼稚園	大和町1-17-25
	59	古城幼稚園	河原町2-2-7
	60	連坊小路小学校	連坊1-7-27

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月)

2.「太白区ガイド」(平成26年3月)

3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月)

4.「若林区ガイド」(平成26年3月)

5.仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表3.2.5-1(3) 配慮が必要な施設等(教育施設)

区	番号	施設名	住所
若林区	60	連坊小路小学校	連坊1-7-27
	61	聖ウルスラ学院英智小・中学校木ノ下キャンパス	木ノ下1-25-25
	62	聖和学園高等学校薬師堂キャンパス	木ノ下3-4-1
	63	聖ウルスラ学院英智小学校・中学校・高等学校	一本杉町1-2
	64	南小泉小学校	一本杉町17-10
	65	荒町小学校	荒町86
	66	南材木町小学校	南材木町84
	67	古城小学校	古城2-1-1
	68	南小泉中学校	一本杉町2-1
	69	八軒中学校	南小泉八軒小路9-1
	70	仙台第一高等学校	元茶畑4
	71	仙台二華中学校・高等学校	連坊1-4-1
	72	仙台青葉学院短期大学五橋キャンパス	五橋3-5-75

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典: 1. 「若林区ガイド」(平成26年3月)

2. 仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成26年4月1日現在)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>

表3.2.5-1(4) 配慮が必要な施設等(病院)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	東北大学病院	星陵町1-1
	2	仙台通信病院	中央4-5-1
	3	東北公済病院	国分町2-3-11
	4	内科佐藤病院	上杉2-3-17
	5	JR仙台病院	五橋1-1-5
	6	東北会病院	柏木1-8-7
	7	宮城中央病院	上杉1-9-17
	8	貝山中央病院	大町2-12-8
	9	医療法人宏人会木町病院	木町通1-7-13
	10	伊藤病院	二日町8-8
	11	台原高柳病院	台原6-3-33
	12	仙台中江病院	中江1-10-18
宮城野区	13	(独)国立病院機構・仙台医療センター	宮城野2-8-8
	14	青葉病院	幸町3-15-20
	15	安田病院	小田原2-2-40
若林区	16	中嶋病院	大槻15-27
	17	仙台市立病院	清水小路3-1
	18	仙台中央病院	新寺3-13-6
	19	内科河原町病院	南小泉字八軒小路4

注)表中の番号は、図3.2.5-1の施設番号に対応する。

出典: 「宮城県病院名簿(平成26年4月1日現在)」(宮城県保健福祉部医療整備課)



表3.2.5-1(5) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	愛隣こども園	五橋1-6-15
	2	青葉保育園	宮町1-4-47
	3	柏木保育園	柏木1-5-35
	4	春日町マザーズチャイルドセンター	春日町5-26
	5	かたひら保育園	片平2-1-2
	6	さねや・ちるどれんず・ふああむ	上杉1-10-25
	7	中江保育園	中江1-20-21
	8	支倉保育所	支倉町2-35
	9	社のみらい保育園	柏木1-36
	10	福祉プラザ	五橋二丁目12-2
	11	子供相談支援センター	錦町一丁目3-9
	12	仙台市立町たんぽぽホーム	立町18-3
	13	仙台メンタルヘルスサービス雨宮	堤通雨宮町4-2-II 101
	14	工房きまち	北山1-10-15
	15	くるみの木	小田原四丁目1-2
	16	仙台市やまびこホーム	支倉町2-35
	17	とちのき	錦町1-3-9
	18	ワークスもくれん	上杉5-3-53
	19	仙台ダルク・チェルキオ作業所	上杉2-1-26
	20	アロー萌木	中江1-23-4
	21	こころや	木町10-3
	22	しおり	中江1-15-9
	23	株式会社チャレンジドジャパン「ひゅーまにあせんたい	本町三丁目5-22
	24	就労支援センターほっぷ	本町三丁目5-22
	25	しじゅうから at work	宮町二丁目3-22
	26	仙台メンタルヘルスサービス	昭和町2-25HCビル5階
	27	マルベリー工房	宮町4-2-22
	28	メルヴェイコ仙台	上杉1-1-30
	29	パンビの杜アネックス	花京院2-1-45
	30	指定就労継続支援多機能型あしあと	小田原5-1-16
	31	東北復興プロジェクト	上杉1-3-22
	32	ぴあ	本町三丁目8-1
	33	まある	上杉1-7-7
	34	Schale おおまち	大町2-6-27
	35	ウイングル仙台青葉センター	中央1-8-19
	36	チャレンジビラ	上杉1-10-25-107
	37	ひまわり	霊屋下10-17
	38	シルバーセンター	花京院1-3-2
	39	仙台市二日町老人憩の家	二日町5-21
	40	仙台市上杉老人憩の家	上杉四丁目1-45

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)

2. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.html>

表3.2.5-1(6) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	41	仙台市通町老人憩の家	通町二丁目3-10
	42	仙台市若林さきみ記念老人憩の家	花壇7-10
	43	ウィクラブ	米ヶ袋1-3-20-104
	44	デイサービスセンタードクマサー上杉	上杉1-6-17
	45	バイタルケア花壇デイサービスセンターさふらんの家	花壇5-36
	46	デイサービスセンタードクマサー末広	上杉一丁目3-16
	47	ウェルデイサービスセンター上杉	上杉三丁目8-3
	48	デイサービスセンターおてんとさん	一番町1-6-22-305
	49	西公園ハーモニーデイサービス	立町19-13
	50	デイサービスむらでん柏木	柏木1-3-23
	51	デイサービスサロン八千代の家-仙台広瀬-	広瀬町2-5
	52	ツクイ台原	台原6-9-18
	53	ジャストケアデイサービスセンター一番町	一番町2-10-26-103
	54	ばんすいデイサービスセンター	大町2-13-24
	55	デイサービス きらら北仙台	通町二丁目1番8号
	56	介護予防センター早稲田イーライフ青葉	支倉町2-32
	57	さくらデイサービス二日町	二日町11-13
	58	GENKI NEXT 仙台上杉	上杉二丁目2番4号
	59	五橋地域包括支援センター	五橋二丁目12番2号
	60	上杉地域包括支援センター	上杉2丁目3番19号
	61	木町通地域包括支援センター	木町通二丁目3番22号
	62	花京院地域包括支援センター	宮町二丁目2番6号
	63	クローバーズ・ピア本町	本町2-17-27
	64	グランダ上杉雨宮	堤通雨宮町10-26
	65	シルバーハウズドクマサー上杉	上杉1-6-17
66	シルバーハウズドクマサー末広	上杉1-3-16	
67	アルテイル宮町	宮町1-4-47	
68	すけるん家上杉	上杉三丁目8-3	
69	グループホームなんてん上杉	上杉三丁目8-3	
70	トラスト	上杉2-3-17	
71	ハート五橋	五橋1-1-5	
72	仙台市母子家庭相談支援センター	中央区一丁目3-1	
73	仙台市父子家庭相談支援センター	二日町6-6	
74	仙台市社会福祉協議会	五橋二丁目12-2	
75	青葉区社会福祉協議会	二日町4-3	

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

出典:1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)

2. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryu/index.html>

表3.2.5-1(7) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
太白区	76	根岸保育所	根岸町5-19
	77	向山保育所	向山4-27-11
	78	ますみ保育園	向山4-26-34
	79	愛宕橋地域包括支援センター	向山4-19-10共立愛宕橋ビル1F
	80	向山老人憩の家	萩ヶ丘9-1
	81	AR作業所「どんぐり」	向山2-12-3
	82	仙台市向山老人憩の家	萩ヶ丘9-1
	83	たいはく宅老所せせらぎ	越路21-12
	84	リハビリステーション青山	青山2-33-23
	85	せせらぎ2	越路12-12
	86	デイサービスセンター サン・つばき	越路7-7
	87	心彩村～いろは～	長嶺1-21
	88	デイサービスセンター にこトピア向山の家	八木山緑町4-24
	89	デイサービスみどり会	八木山緑町21-10
	90	SPA NAKAGAWA	茂ヶ崎三丁目11番地10号
	91	愛宕橋地域包括支援センター	向山四丁目19番地10号
	92	サン・つばき	越路7-7
	93	大年寺山ジェロントピア	茂ヶ崎3-12-1
	94	ネクサスコート愛宕	越路9-15
	95	グループホームなんてん長嶺荘	長嶺8-10
96	グループホーム萩ヶ丘	萩ヶ丘28-24	
97	エバーグリーン・ヤギヤマ	八木山香澄町1-20	
宮城野区	98	小田原保育園	幸町3-9-13
	99	五城保育園	五輪1-4-20
	100	さゆり保育園	栢江1-2
	101	乳銀杏保育園	銀杏町7-6
	102	原町すいせん保育所	清水沼3-6-11
	103	保育園ワタキューキンダーハイム	榴岡3-7-30-2F
	104	ますえの森どうわほいくえん	栢江8-10
	105	児童養護施設 小百合園	栢江1-2
	106	地域小規模児童養護施設 井田ホーム	二の森3-31
	107	ぱれった・けやき	大梶16-2
	108	第二啓生園	幸町四丁目6-2
	109	啓生園	幸町四丁目6-2
	110	きぼう園	二の森14-3

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

- 出典: 1.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 2.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部区民生活課)  
 3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>  
 4. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.html>  
 5. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>



表3.2.5-1(8) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
宮 城 野 区	111	仙台通勤寮	二の森14-3
	112	仙台市宮城野障害者福祉センター	大梶16-2
	113	宮城県障害者福祉センター	幸町四丁目6-2
	114	ばれった・けやき宮城野	西宮城野10-21
	115	ウイングル仙台宮城野センター	榴岡5-1-23
	116	アイエスエフネットライフ仙台	榴岡4-1-8
	117	スイッチ・センダイ	榴岡1-6-3-602
	118	オリーブの風	榴ヶ岡5
	119	仙台市原町老人憩の家	原町一丁目3-54
	120	夢のふれあい村	原町1-3-50
	121	特定非営利活動法人ゆうあんどあいデイサービスはら	原町2-1-53原町の長屋
	122	心彩村〜つむぎ〜	幸町1-19-28
	123	デイサービス日だまり	幸町2-22-37
	124	清水沼デイサービスセンター	清水沼3-7-8
	125	榴岡デイサービスセンター	榴岡3丁目6-18
	126	サテライトケアセンターみやぎの通所介護事業所	幸町2-4-5
	127	株式会社中川デイサービスNAKAGAWA	鉄砲町166
	128	GENKINEXT仙台小田原	小田原2-1-28
	129	リハふらぎみやぎの	宮城野二丁目14-11
	130	榴岡地域包括支援センター	榴岡四丁目2番8号
131	J&B	清水沼3丁目7-8	
132	りらく苑幸町	幸町2-2-12	
133	グループホームよもぎ埜	幸町2-9-8	
134	けやき	大梶15-27	
若 林 区	135	河原町すいせん保育所	河原町2-8-10
	136	木ノ下保育所	大和町1-16-2
	137	穀町保育園	元茶畑10-21
	138	仙台保育園	南鍛冶町100-1
	139	能仁保児園	新寺3-8-5
	140	河原町地域包括支援センター	河原町2-4-3アルファ河原町1F
	141	連坊老人憩の家	連坊1-7-15
	142	南材老人憩の家	南小泉字八軒小路5-4
	143	アトリエ・ぶどうの木	新寺2-3-1-402
	144	太陽とオリーブ	新寺2-3-1-102
	145	れんぼう倶楽部	連坊小路51-4

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

出典:1.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部区民生活課)

2.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部区民生活課)

3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

4. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.html>

5. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>

表3.2.5-1(9) 配慮が必要な施設等(社会福祉施設)

区	番号	施設名	住所
若林区	146	ぱれった・けやき木ノ下	木ノ下2-2-3
	147	フォンテース	文化町15-12
	148	南材ホーム	河原町二丁目2-3
	149	もぐもぐ	石名坂70
	150	きりん	荒町215 荒町中央ビル1階
	151	ここねっとデイ	石名坂57-1
	152	来夢	荒町122
	153	仙台市中途視覚障害者支援センター	荒町215 荒町中央ビル1階
	154	就労支援センターひゅーまにあ広瀬川	土樋280-4
	155	仙台市連坊老人憩の家	連坊一丁目7-15
	156	仙台市南材老人憩の家	南小泉字八軒小路5-4
	157	荒町デイサービスセンター	土樋78
	158	アースサポート河原町	新弓ノ町37-3
	159	木ノ下デイサービスセンターコスモス	木ノ下1-12-28
	160	デイサービスセンター美の里	木ノ下2-1-31
	161	テルウェル五十人町デイサービスセンターひなたぼっ	五十人町77-2
	162	内科河原町病院あんずデイサービス	南小泉字八軒小路4-3
	163	バイタルケア若林デイサービスセンターさふらの家	木ノ下4-8-15
	164	杜の院デイサービスセンター	土樋287-5
	165	連坊小路デイサービス・スカイ	連坊小路135
166	ハート&ドリーム	荒町116番地の1	
167	ももの木デイサービス	保春院前丁51	
168	こもれびの里荒町	荒町75	
169	リハビリステーション荒町	荒町15-3	
170	デイサービスセンター こもれびの里 東七番丁	東七番丁1番地	
171	デイサービスメロディ	連坊二丁目4番地5号	
172	河原町地域包括支援センター	河原町二丁目4番2号	
173	美の里苑	木ノ下2-1-31	
174	連坊小路グループホーム・スカイ	連坊小路135	
175	テルウェルグループホームひなたぼっこ	五十人町77-2	
176	ニチケアセンター仙台やまとまち	大和町一丁目14-2	
177	内科河原町病院あんずショートステイ	南小泉字八軒小路4-3	
178	ここみショートステイ荒町	荒町15-3	
179	若林区社会福祉協議会	保春院前丁3-4	

注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

出典: 1. 「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部区民生活課)

2. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 保育所一覧(平成26年4月1日予定)

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>

3. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 高齢の方のための市内施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryou/index.html>

4. 仙台市くらしのガイド健康と福祉 障がいのある方のための施設一覧

<http://www.city.sendai.jp/fukushi/shogai/shisetsu/index.html>

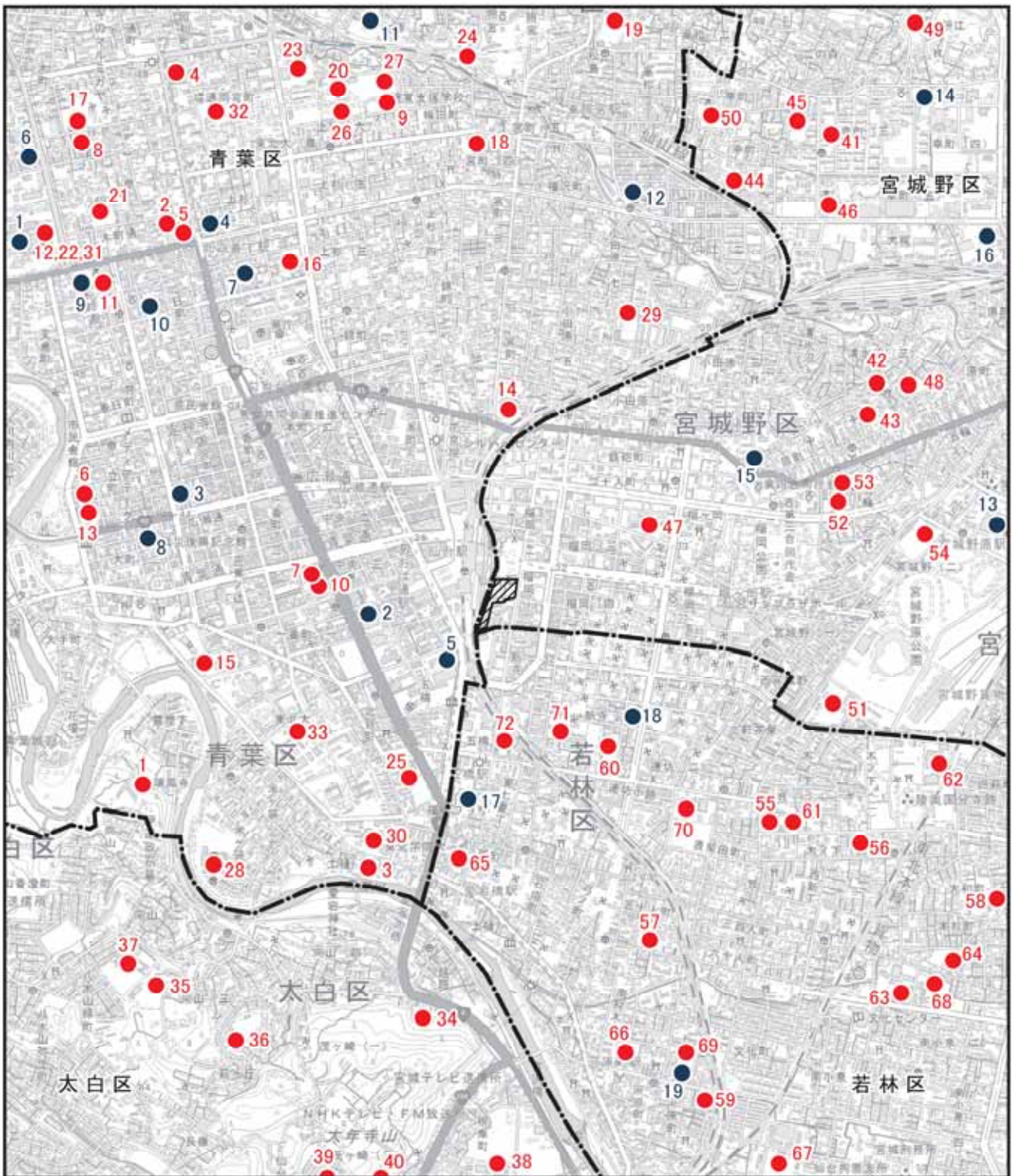
表3.2.5-1(10) 配慮が必要な施設等(文化施設)

区	番号	施設名	住所
青葉区	1	仙台市民図書館	春日町2-1
	2	せんだいメディアテーク	春日町2-1
宮城野区	3	榴岡図書館	榴岡4-1-8
	4	歴史民俗資料館	五輪1-3-7(榴岡公園内)
若林区	5	若林図書館	南小泉1-1-1





注)表中の番号は、図3.2.5-2の施設番号に対応する。

- 出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部民生生活課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部民生生活課)  
 5. 仙台市くらしのガイド図書館・展示・文化施設など  
<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/bunka/index.html>



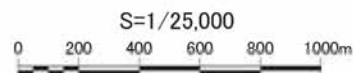


凡例

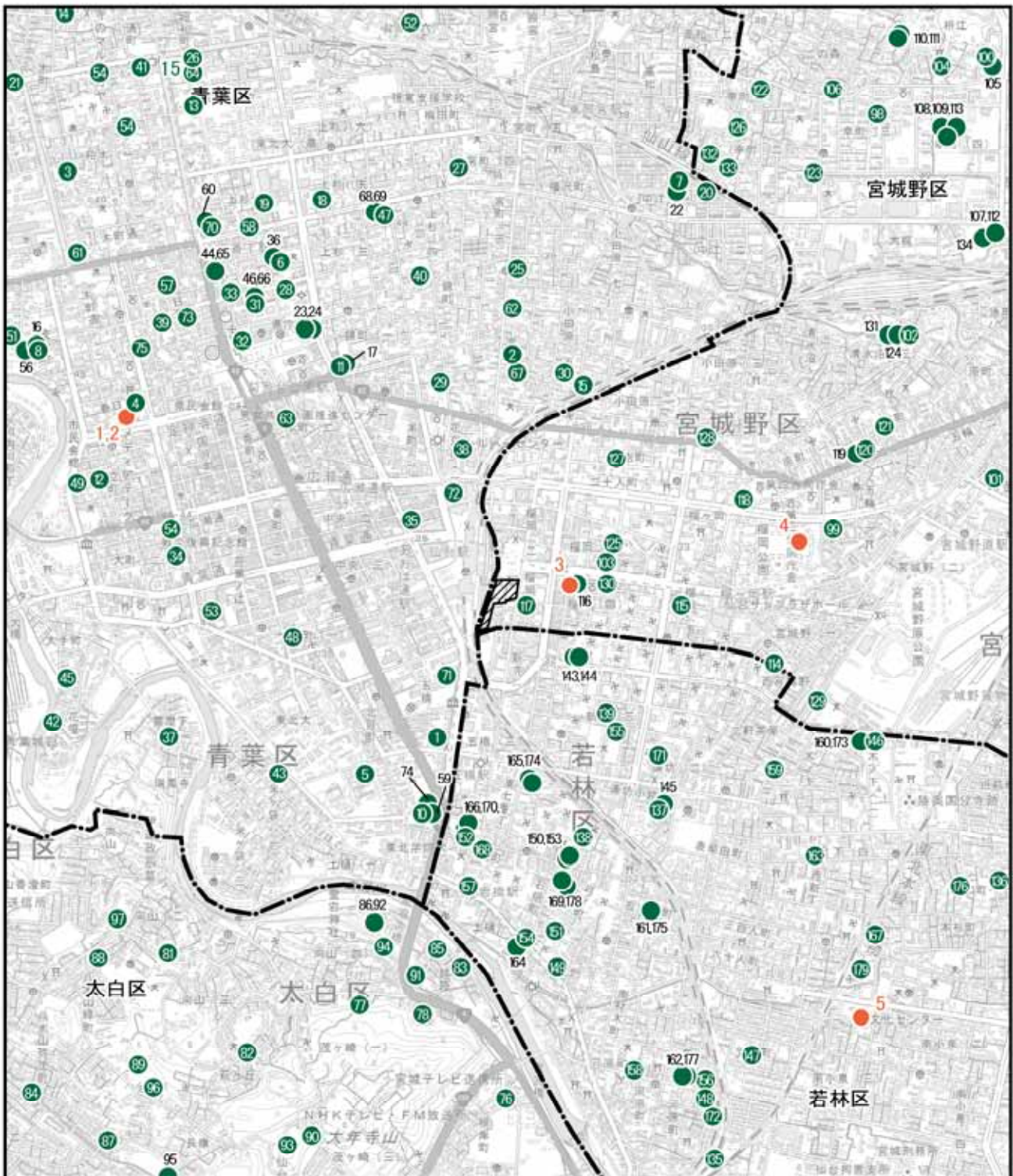
-  計画地
-  区境界線
-  教育施設
-  病院

出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部民生課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部民生課)  
 5.仙台市くらしのガイド 幼稚園一覧(平成25年5月1日 現在)  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusyo/0679.html>  
 6.「宮城県病院名簿(平成25年10月1日現在)」  
 (宮城県保健福祉部医療整備課)





図3.2.5-1 教育施設・病院位置図





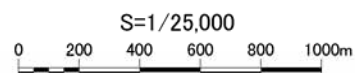


凡例

-  計画地
-  区境界線
-  社会福祉施設
-  文化施設

出典: 1.「青葉区ガイド」(平成26年3月 青葉区区民部総務課)  
 2.「太白区ガイド」(平成26年3月 太白区区民部総務課)  
 3.「宮城野区ガイド」(平成26年3月 宮城野区区民部総務課)  
 4.「若林区ガイド」(平成26年3月 若林区区民部総務課)  
 5.仙台市くらしのガイド 健康と福祉  
<http://www.city.sendai.jp/fukushi/index.html>  
 6. 仙台市くらしのガイド 図書館・展示・文化施設など  
<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/bunka/index.html>

図3.2.5-2 社会福祉施設・文化施設位置図



### 3.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

#### (1) 法令等に基づく指定・規制

##### 1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

##### ア. 自然公園区域

「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園、「宮城県自然公園条例」に基づく県立自然公園は、調査範囲には存在しない。

##### イ. 自然環境保全地域及び緑地環境保全区域

「自然環境保全法」及び「宮城県自然環境保全条例」に基づく自然環境保全地域は、調査範囲には存在しない。

「宮城県自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域として、調査範囲には「丸田沢緑地環境保全地域」がある。

「丸田沢緑地環境保全地域」の位置は図3.2.6-1に示すとおりであり、計画地から北へ約5kmのところである。

##### ウ. 鳥獣保護区

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく指定状況は、図3.2.6-2に示すとおりである。

調査範囲全域が鳥獣保護区に指定されている。また、計画地西南西側、約2kmの青葉区および太白区の一部が特別保護地区に指定されているほか、計画地南側約1km以遠の広瀬川下流域が指定猟法（鉛製散弾）禁止区域に指定されている。

##### エ. 風致地区

調査範囲における「都市計画法」に基づく風致地区の状況は、表3.2.6-1及び図3.2.6-3に示すとおりである。

平成25年10月末現在、「大年寺風致地区」等8ヶ所の風致地区が指定されている。

なお、「都市緑地法」に基づく特別緑地保全地区は、調査範囲には存在しない。

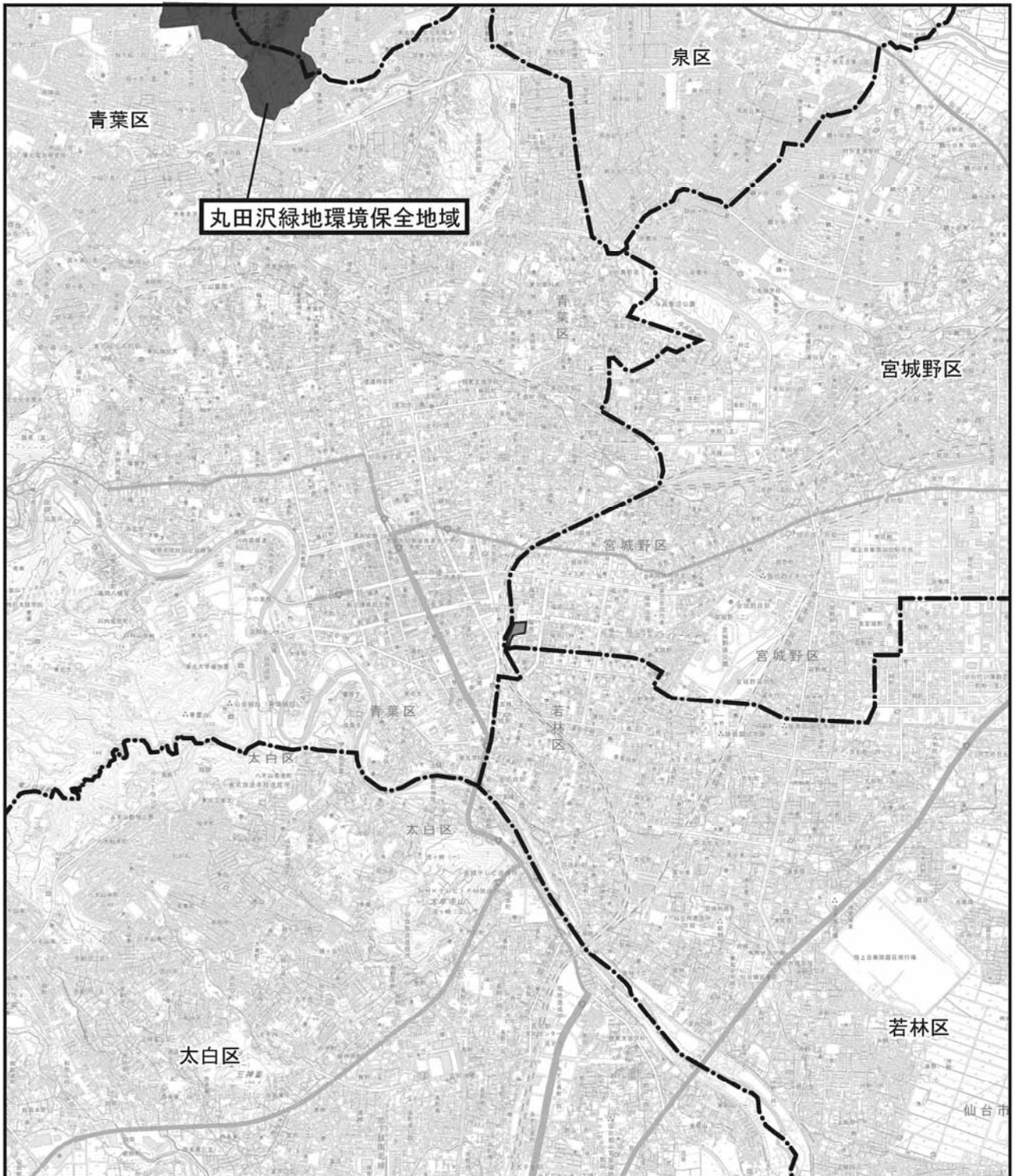
表3.2.6-1 風致地区の一覧

番号	名称	面積(ha)	地区の特性
1	大年寺	67.2	大年寺の歴史的人文景観及び野草園を核とする丘陵の自然景観
2	八木山	93.9	竜の口峡谷の豪壮な自然景観と八木山のアカマツの美林
3	愛宕山	8.6	広瀬川の清流に望む愛宕山の自然景観
4	霊屋	10.6	伊達藩開府当時の藩公の寺とその周辺の杉の巨木の自然景観
5	大崎八幡	6.0	国宝大崎八幡神社周辺の人文景観
6	北山	13.3	由緒ある仏閣等を中心とする人文景観
7	台ノ原	3.2	市街地内では貴重なケヤキ等の自然景観
8	安養寺	68.1	旧市街地の周辺部に残された自然景観とキリスト教関係施設が集まった特殊人文景観




注)番号は、図3.2.6-3の番号に対応する。

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月末現在 仙台市)





凡例

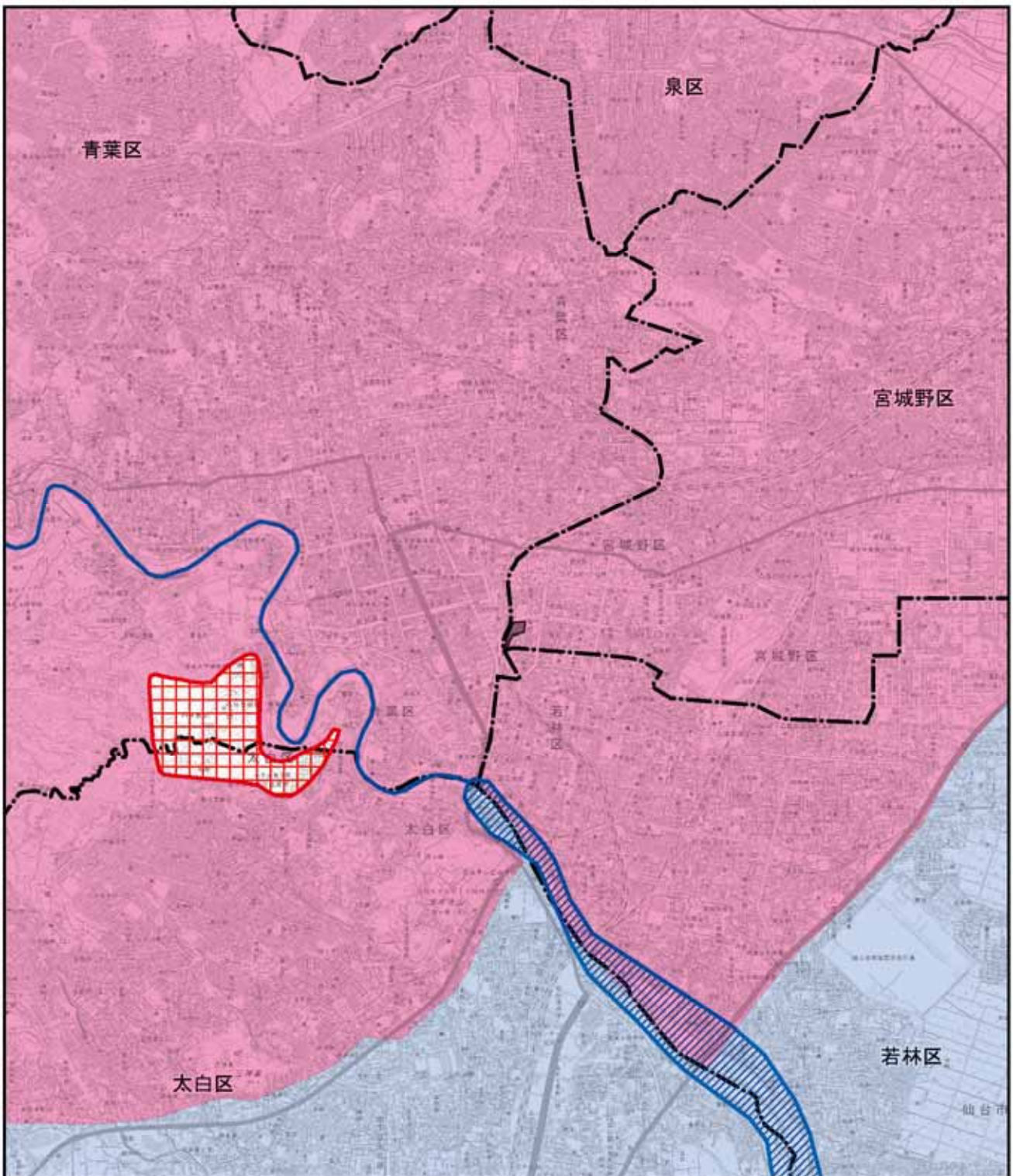
-  計画地
-  区境界線
-  緑地環境保全地域  
(宮城県自然環境保全条例)

出典:「仙台市森林図」(平成22年10月 仙台市)

図3.2.6-1 緑地環境保全地域の指定状況

S=1/50,000  
0 500 1,000 2,500m



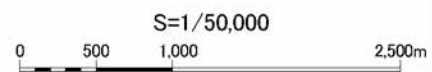


凡例

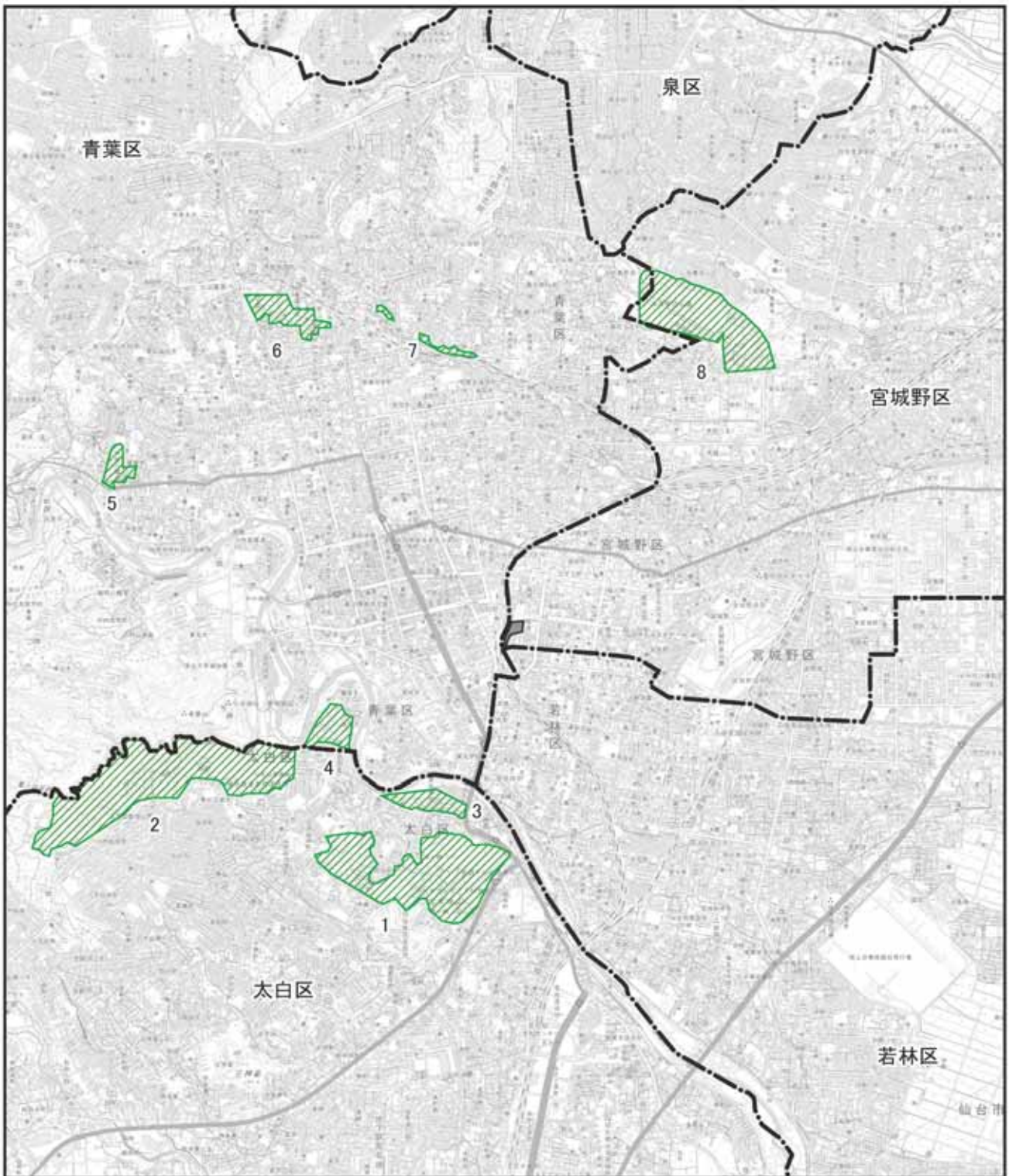
- |  |  |
|--|--|
|  計画地  |  鳥獣保護区          |
|  区境界線 |  特別保護地区         |
|  |  特定猟具使用禁止区域(銃)  |
|  |  指定猟法(鉛製散弾)禁止区域 |

出典:「宮城県鳥獣保護区等位置図」(平成25年度 宮城県)

図3.2.6-2 鳥獣保護区







凡例

- 計画地
- 区境界線
- 風致地区(1~8)

出典:「仙台市都市計画総括図」(平成25年10月 仙台市)

図3.2.6-3 風致地区の指定状況

S=1/50,000  
0 500 1,000 2,500m



オ. 緑化重点地区

計画地及びその周辺は、「都市緑地法」に基づく緑化重点地区に指定されている。

また、東日本大震災等によりみどりを取巻く状況が大きく変化したことから、仙台市では「仙台しみどりの基本計画」を策定し、「「百年の杜」将来像図」を策定した。調査範囲周辺は、みどりのネットワークを形成する「歴史・文化のみどり」として位置づけられている。

今後、みどりの再生や、よりみどり豊かな都市づくりを行い、「杜の都・仙台」にふさわしい風格のある都市を、市民、市民活動団体、事業者、行政が一体となって目指すとしている。

仙台しみどりの基本計画「「百年の杜」将来像図」は図3.2.6-4に、緑化重点地区の範囲は図3.2.6-5に示すとおりである。

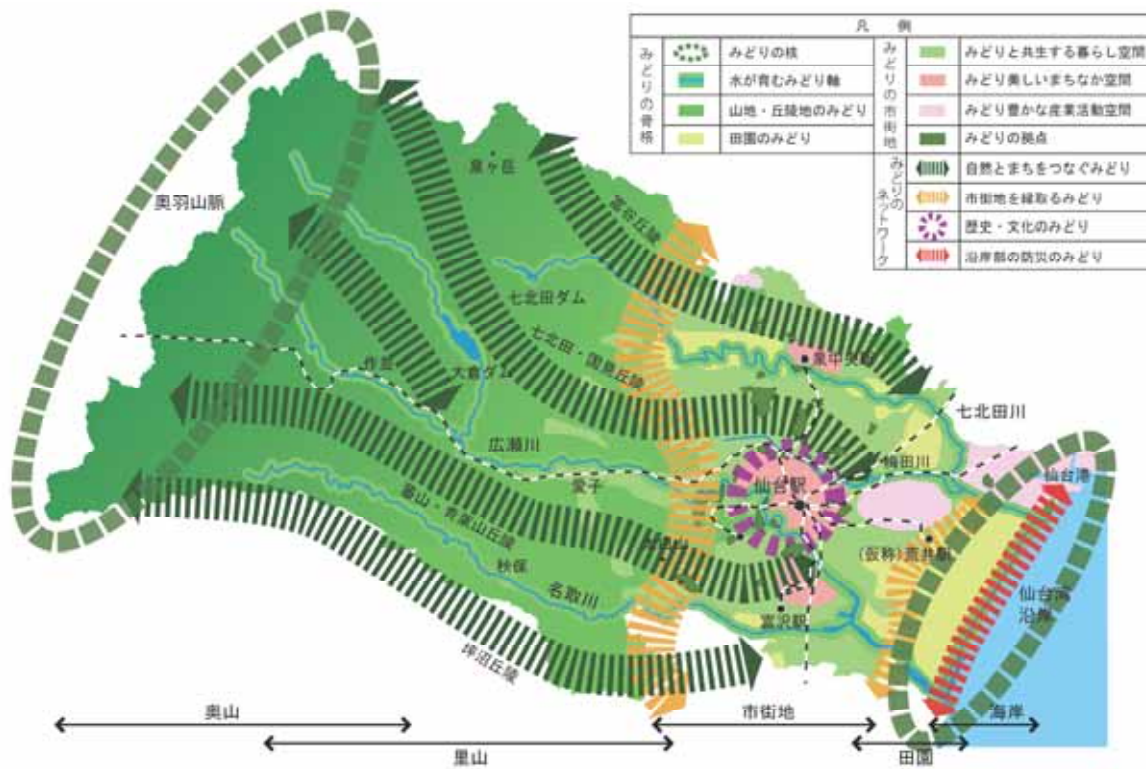


図3.2.6-4 「百年の杜」将来像図

出典：「仙台しみどりの基本計画 2012-2020」（平成24年7月 仙台市）




カ. 保安林

調査範囲における「森林法」に基づく保安林の指定状況は、図3.2.6-6に示すとおりである。竜ノ口峡谷周辺、台原森林公園、丸田沢周辺等が保安林として指定されている。





凡例

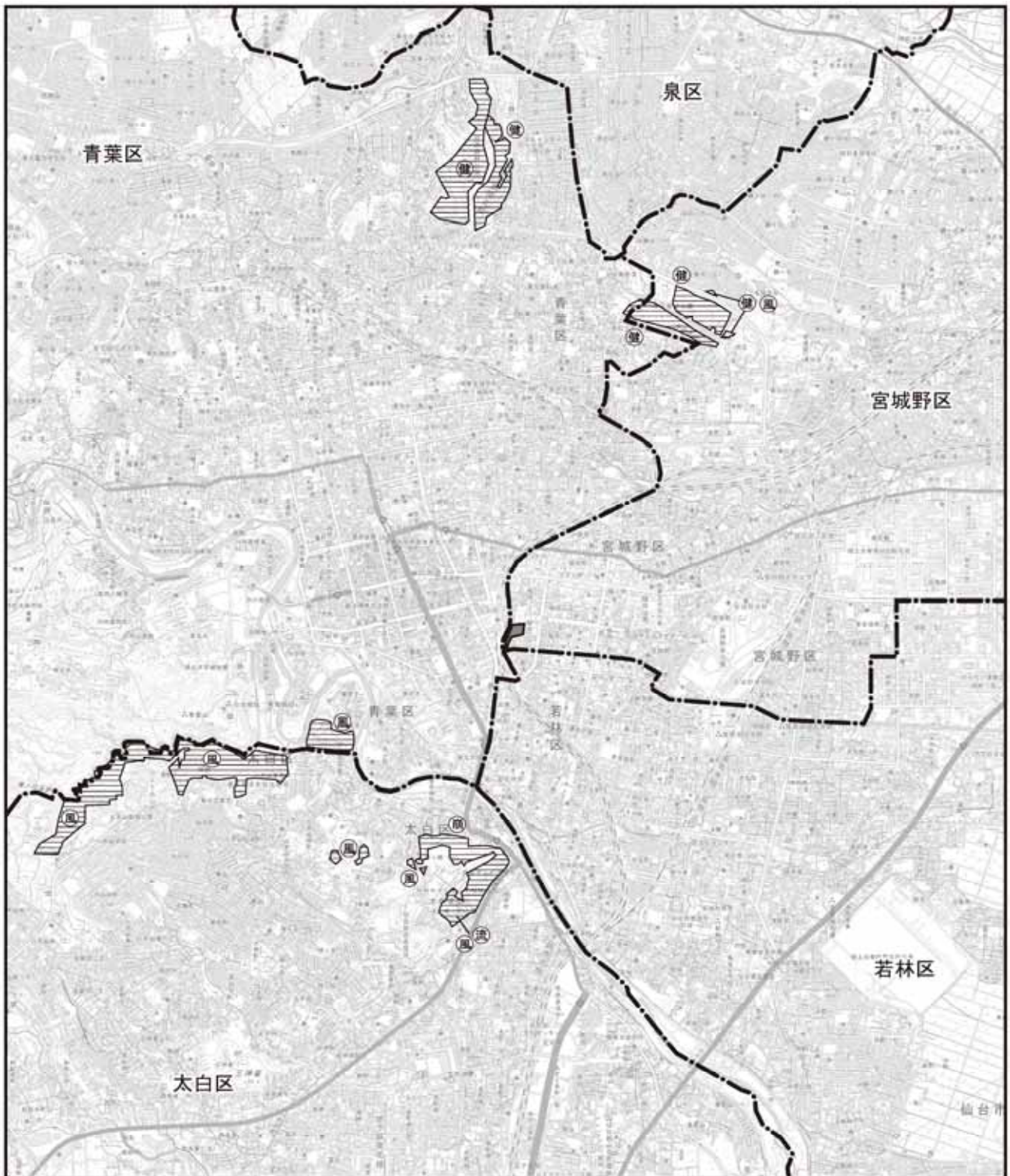
-  計画地
-  区境界線
-  緑化重点地区

出典:「仙台市みどりの基本計画2012-2020」(平成24年7月 仙台市)

図3.2.6-5 緑化重点地区

S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m





**凡例**

- 計画地
- 区境界線

**保安林**

- 水源涵養
- 土砂流出防備
- 土崩壊出防備
- 保健
- 風致

出典:「仙台市森林図」(平成22年10月 仙台)

図3.2.6-6 保安林の指定状況





キ. 保存樹木、保存樹林、保存緑地

調査範囲における「杜の都の環境をつくる条例」に基づく「保存樹木」、「保存樹林」及び「保存緑地」の指定状況は、表3. 2. 6-2～4及び図3. 2. 6-7に示すとおりである。

表3. 2. 6-2(1) 保存樹木一覧

所有者(所在)	樹種(図No.)
光明寺(青葉区)	オオバボダイジュ(1)
東昌寺(青葉区)	マルミガヤ(2) アカマツ(3) コウヨウザン(4)
資福寺(青葉区)	ハクモクレン(5) ゴヨウマツ(6) コウヨウザン(7)
秀林寺(青葉区)	サツキ(8)
覚範寺(青葉区)	ヒヨクヒバ(9)
輪王寺(青葉区)	ダイオウショウ(10) コクヨウザン(11)
羽黒神社(青葉区)	エドヒガン2個体(12)
荘厳寺(青葉区)	アカマツ(13) イロハカエデ(14)
称念寺(青葉区)	キャラボク(15) カリン(16) イチョウ2個体(17) タラヨウ(18)
大願寺(青葉区)	タラヨウ(19)
正圓寺(青葉区)	アカマツ(20)
称覚寺(青葉区)	イチョウ(21)
充国寺(青葉区)	クロマツ(22)
東北大学医学部(青葉区)	イスノキ(24)
木町通小学校(青葉区)	イチョウ(27)
大崎八幡宮(青葉区)	イヌシデ(29) コウヤマキ(30)
社団法人青葉福祉会(青葉区)	アカマツ(33)
シーアイマンション中島丁管理組合(青葉区)	タブノキ(36) カヤ(37) ゴヨウマツ(38)
仙台高等裁判所(青葉区)	ヒマラヤスギ(41) イロハカエデ(42) シラカシ(43) エドヒガンザクラ(44) コウヤマキ2本(45) キャラボク(46)
東北大学(青葉区)	メタセコイヤ(47) ハンテンボク(48) スズカケノキ(49) クロマツイチョウ(50) イチョウ(51)
瑞鳳寺(青葉区)	ヒガンザクラ(53)
仙台地方検察庁(青葉区)	サルスベリ(54) シダレザクラ(55)
東二番町小学校(青葉区)	クスノキ(56)
東北薬科大学(青葉区)	クロマツ(57)
朝日神社(青葉区)	スギ(58)
宮城県対ガン協会(青葉区)	ケヤキ(59)
仙岳院(青葉区)	クロマツ(60)
五城中学校(青葉区)	イロハモミジ(61)
一本松公園・仙台市(青葉区)	アカマツ(62)
東六番丁小学校(青葉区)	ヒガンザクラ(65)
千手観音堂(宮城野区)	イチョウ(66)
稲舟神社(宮城野区)	イロハカエデ(67)
宮城野中学校(宮城野区)	チョウセンゴヨウマツ(69)
孝勝寺(宮城野区)	クロマツ(72)
榴岡天満宮(宮城野区)	シラカシ(73)
宮城野八幡神社(宮城野区)	ケヤキ(74)
善應寺(宮城野区)	キンモクセイ(75) イチイ(76) シラカシ(77)
志賀神社(宮城野区)	イチイ(78)
大山祇神社(宮城野区)	イチョウ(79)
正楽寺(若林区)	イチョウ(80) クスノキ(81)
愚鈍院(若林区)	カヤ(82)
大林寺(若林区)	カヤ(83)
道仁寺(若林区)	タブノキ(84) サクラ(85, 87) シダレザクラ(86)
栽松院(若林区)	シラカシ(88)
信夫神社(若林区)	イチョウ(89)
三宝大荒神社(若林区)	イチョウ(90)
満福寺(若林区)	クロマツ(91)
薬師堂(若林区)	ヒイラギ(92) アラカシ(93) イチョウ(94)
聖ウルスラ学院(若林区)	ケヤキ(95)
古城(若林区)	クロマツ(97) ウメ(98)

出典：「杜の都の名木・古木」(平成21年3月 仙台市建設局)

表3.2.6-2(2) 保存樹木一覧

所有者(所在)	樹種(図 No.)
旅立稲荷神社(若林区)	ケヤキ(99)
愛宕神社(太白区)	スギ(100:2 個体) エドヒガン(101)
大満寺(太白区)	イチョウ(102)
多賀神社(太白区)	シラカシ(105)
宮城県庁(青葉区)	ヒマラヤスギ(63) サンゴジュ(64)
仙台市	イチョウ(39 青) ウメ(40 青) コウヤマキ(52 青) シダレザクラ(70 宮、96 若) サイカチ(71 宮) ラクウショウ(103 太) スギ(104 太)
個人所有(青葉区)	フジ(23)
個人所有(青葉区)	ケヤキ(25)
個人所有(青葉区)	ウメ(26)
個人所有(青葉区)	ケヤキ(28)
個人所有(青葉区)	スギ(34)
個人所有(青葉区)	エノキ(35)
個人所有(宮城野区)	イチョウ(68)

出典：「杜の都の名木・古木」(平成 21 年 3 月 仙台市建設局)

表3.2.6-3 保存樹林一覧

No.	名 称	樹種
a	青葉通 仙台駅前～大町	ケヤキ街路樹
b	定禅寺通(中央分離帯のみ) 東二番丁通～西公園	ケヤキ街路樹
c	勾当台公園 青葉区本町 3 丁目 9	ヒマラヤシーダー林
d	西公園 青葉区桜ヶ丘公園 2, 3 番	ヒマラヤシーダー林
e	勾当台通外記丁線・定禅寺通県庁前線 青葉区本町 3 丁目 9(東隣、北隣)	イチョウ並木
f	東十番丁線(榴ヶ岡駅前通) 宮城野区榴岡 5 丁目 12(北隣)	イチョウ並木
g	広瀬町 4	シラカシ生垣

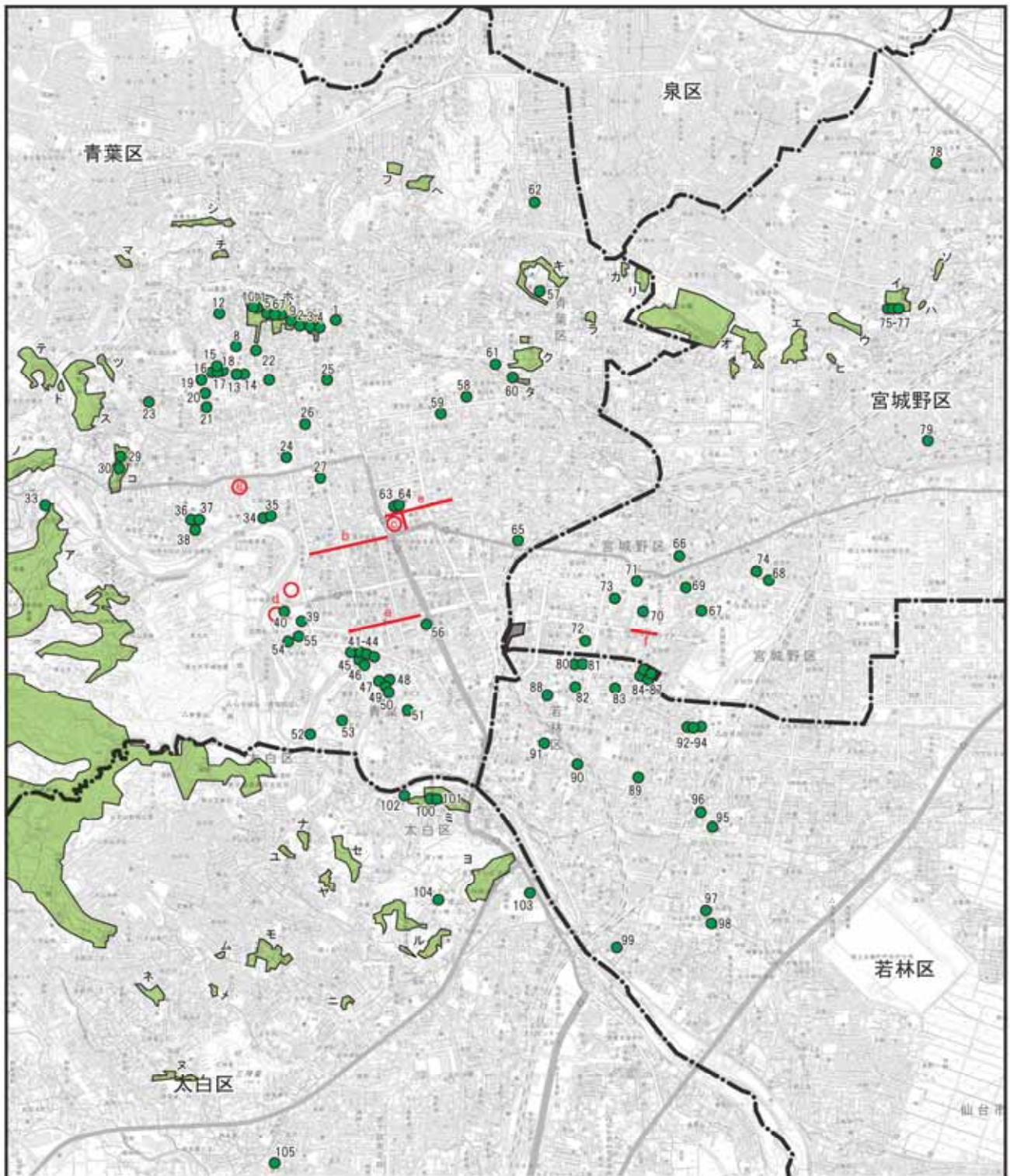
出典：「事業概要」(平成 25 年 8 月 仙台市建設局)

表3.2.6-4 保存緑地一覧

No.	名称	面積(ha)	No.	名称	面積(ha)
ア	青葉山	362.41	ナ	大泉山	0.99
イ	善応寺	2.93	ニ	滝沢寺	0.75
ウ	西山	2.40	ヌ	東原	2.66
エ	安養寺	4.48	ネ	金剛沢	2.35
オ	木皿山	5.76	ノ	放山	99.91
カ	奥津森	0.51	ハ	大拙庵	0.44
キ	瞑想の森	4.18	ヒ	ラ・サールホーム	0.35
ク	東照宮	3.73	フ	藤松	1.04
ケ	仙台林営署	0.47	ヘ	南黒松	1.48
コ	大崎八幡	4.26	ホ	北山	14.60
サ	霊屋	8.35	マ	村上山	0.61
シ	北川山	3.27	ミ	愛宕山	4.25
ス	国見 4 丁目 I	9.36	ム	苜の口	0.44
セ	県児童館モデル遊園	3.75	メ	西の平	0.65
ソ	案内沢北	0.81	モ	橋本農園	4.63
タ	仙岳院	0.69	ヤ	あびこの社	0.95
チ	山手森	0.60	ユ	大泉山 II	0.56
ツ	一の坂	0.99	ヨ	大年寺山	7.43
テ	狐沢山	7.37	ラ	小松島二丁目	0.63
ト	国見 4 丁目 II	0.44	リ	与兵衛沼	24.89
ー			ル	二ツ沢	7.24

出典：「仙台市公園・緑地等配置図」(平成 25 年 4 月 仙台市)





凡例

- 計画地
- 区境界線
- 保存樹木(1~104)
- 保存樹林(a~g)
- 保存緑地(ア~ル)

出典:「杜の都の名木・古木」(平成21年3月仙台市建設局百年の杜推進部)  
「仙台市公園・緑地等配置図」(平成25年4月1日現在 仙台市)

図3.2.6-7 保存樹木、保存樹林及び保存緑地の指定状況

S=1/50,000  
0 500 1,000 2,500m



ク．広瀬川の環境保全区域及び水質保全区域

仙台市では、市民共有の財産である広瀬川の清流を保全するため、昭和49年に「広瀬川の清流を守る条例」を制定し、昭和51年に広瀬川環境・水質保全区域を指定した。

調査範囲における環境保全区域及び水質保全区域は、図3.2.6-8～9に示すとおりである。

環境保全区域については、「特別環境保全区域」、「第一種環境保全区域」及び「第二種環境保全区域」に分類され、水面の埋立等行為や建築物の建ぺい率等が制限されている。

水質保全区域では表3.2.6-5に示すとおりA～Gの7つのブロックに分けられ、全有機炭素の排出濃度の規制がかかっている。これらのブロックのうちE、F、Gブロックが調査範囲と重複する。

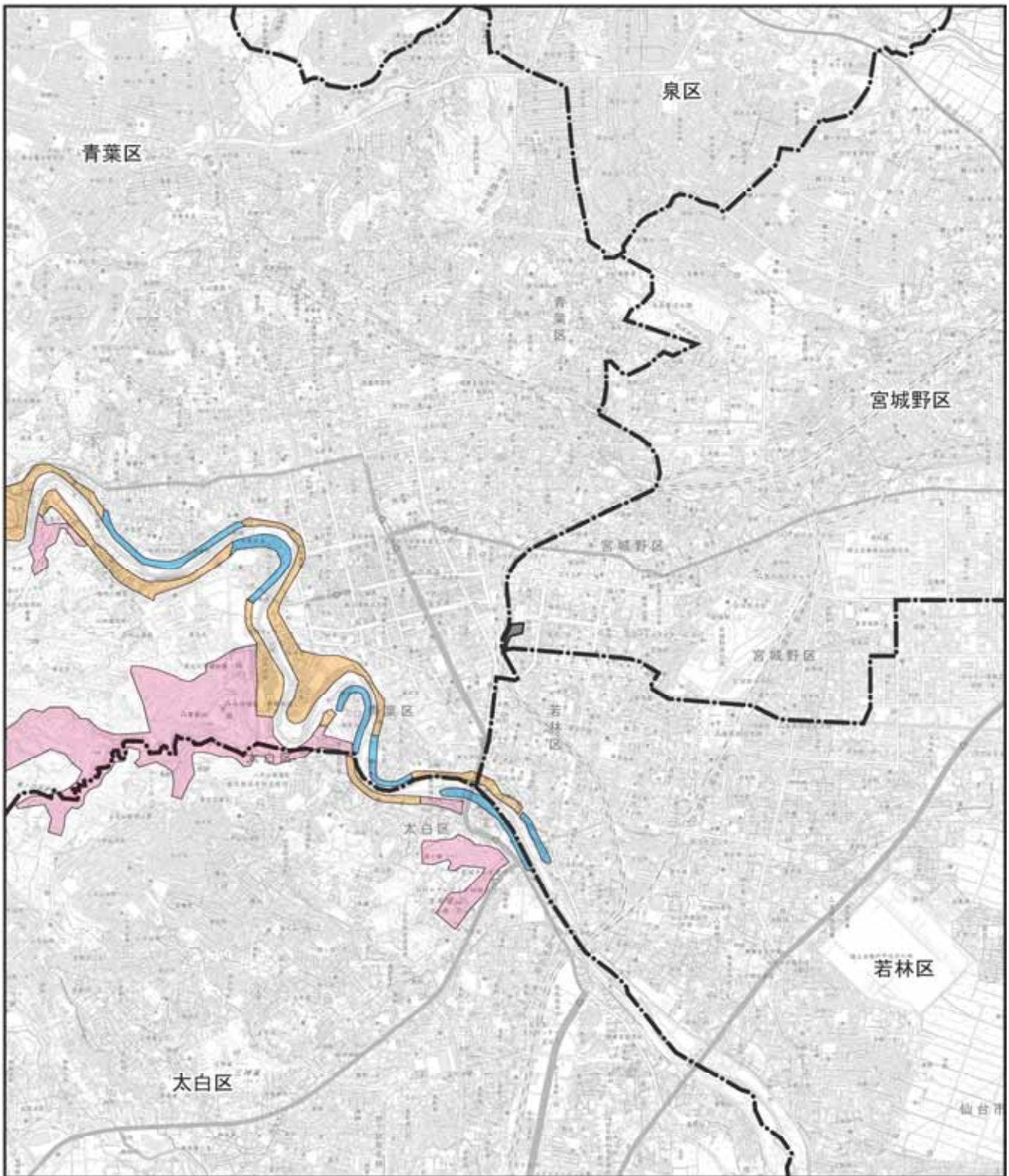
また、大倉川、鳴合橋より上流、下流の3区域には、全有機炭素を指標とした水質管理基準が指定されており、大倉川では1mg/L、鳴合橋より上流では2mg/L、鳴合橋より下流では3mg/L以下となっている。

表3.2.6-5 水質保全区域の全有機炭素排出許容負荷量と水質管理基準

ブロック	区域	全有機炭素の 1日当たりの許容負荷量	全有機炭素水質管理基準
A	大倉川(ダム流出口より上流)	89.4kg	1mg/L 以下
B	大倉川(ダム流出口から広瀬川合流点)	23.8kg	
C	鳴合橋より上流橋(大倉川を除く)	503.1kg	2mg/L 以下
D	鳴合橋～郷六堰	355.6kg	3mg/L 以下
E	郷六堰～牛越橋	51.3kg	
F	牛越橋～愛宕橋	179.3kg	
G	愛宕橋～名取川合流前	48.7kg	

出典：「広瀬川の清流を守る条例施行規則」（昭和51年4月8日 仙台市条例第39号）





**凡例**

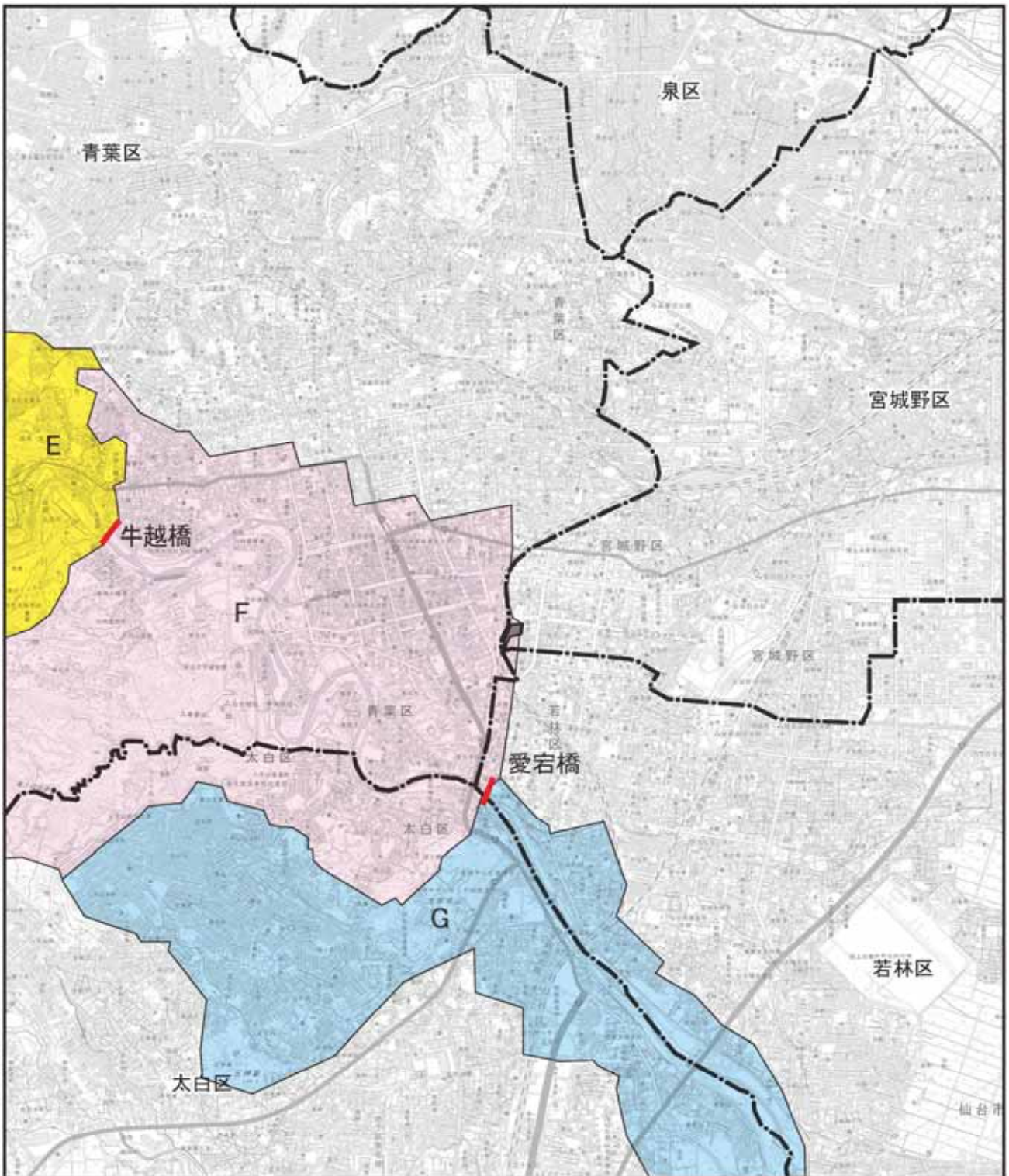
- 計画地
- 区境界線

- 特別環境保全地域
- 第一種環境保全地域
- 第二種環境保全地域

出典:「広瀬川の清流を守る条例」(仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/kensetsu/100forest/hirosegawa/byousi/index.html>

図3.2.6-8 広瀬川的环境保全地域





**凡例**

- |  |  |
|--|--|
|  計画地  |  Eブロック (六郷堰～牛越橋)    |
|  区境界線 |  Fブロック (牛越橋～愛宕橋)    |
|  |  Gブロック (愛宕橋～名取川合流前) |

出典:「水質保全区域」(仙台市)  
<http://www.city.sendai.jp/kankyuu/taisaku/kiyun/pdf/r-quality.pdf>

図3.2.6-9 水質保全区域





2) 公害防止に係る指定地域、環境基準の類型指定等の状況

ア. 大気汚染

ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類の環境基準は、表3.2.6-6に示すとおりである。

なお、「杜の都環境プラン 仙台市環境基本計画」(平成23年3月 仙台市)では、定量目標として、二酸化窒素について「1時間値の1日平均値が0.04ppm(国の環境基準のゾーン下限値)以下であること」を目標としている。

表3.2.6-6 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典:「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環境庁告示25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環境庁告示38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環境庁告示4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環境庁告示33号)

イ) 排出基準等

大気汚染防止法において、固定発生源から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類(一般粉じん、特定粉じん、ばい煙)ごと、施設の種類、規模ごとに排出基準が定められている。

イ. 騒音

ア) 環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表3.2.6-7に示すとおりである。

また、調査範囲の騒音に係る環境基準類型は、図3.2.6-10に示すとおりである。計画地は、商業地域（図3.2.2-2 用途地域図参照）であるためC類型に該当する。

騒音に関するその他の基準として、新幹線鉄道騒音及び航空機騒音に係る環境基準については、以下の通り別途の定めがある。東北新幹線沿線については表3.2.6-8の「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）が示されており、計画地は商業地域であるため、図3.2.6-11(1)に示すとおりⅡ類型に該当する。

陸上自衛隊霞目飛行場の周辺については表3.2.6-9の「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）があり、計画地は、図3.2.6-11(2)に示すとおり、指定地域に含まれない。

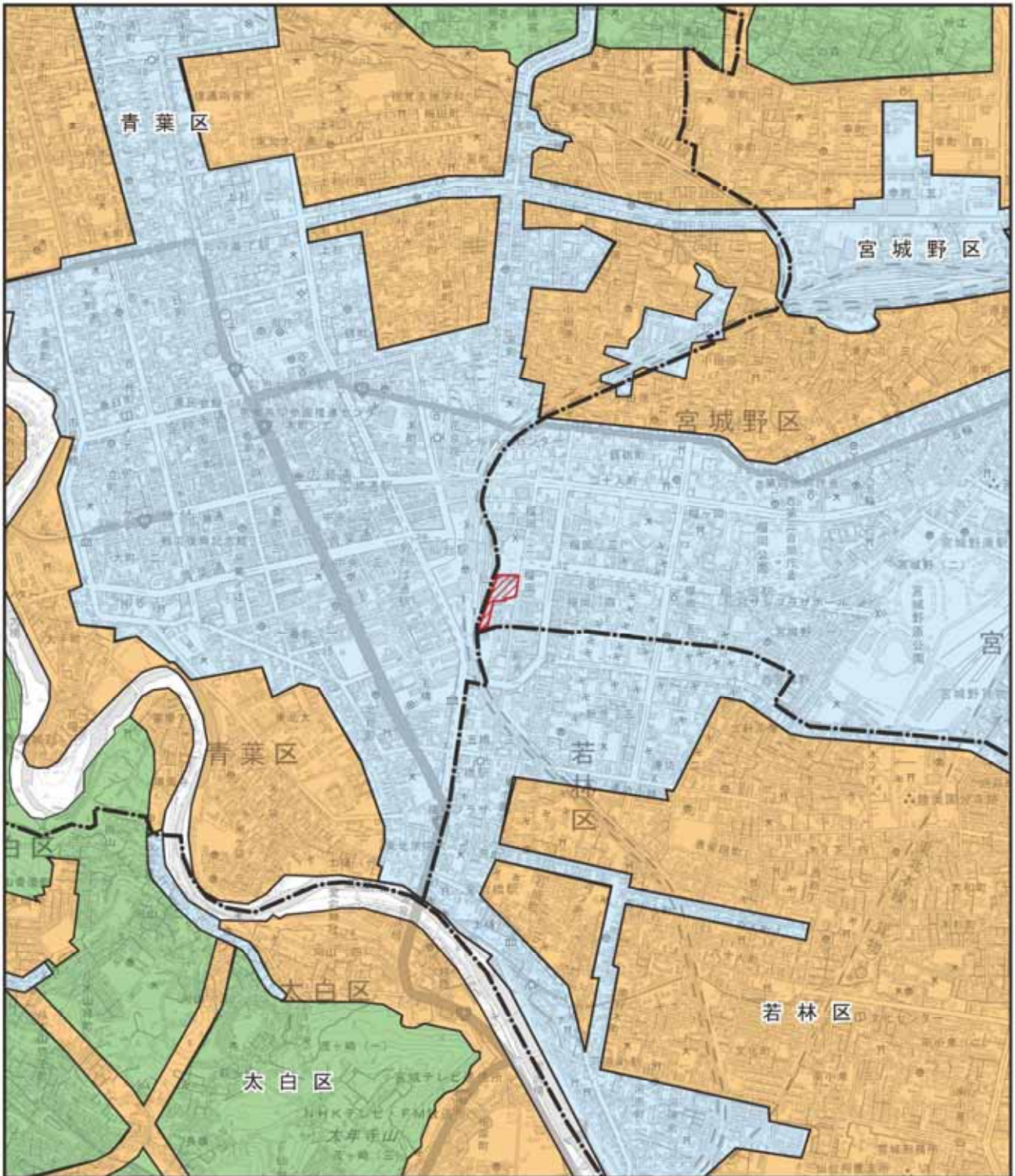
表3.2.6-7 騒音に係る環境基準

地域 類型	あてはめる地域	地域の区分	環境基準( $L_{Aeq}$ )	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
AA	青葉区荒巻字青葉の第二種中高層住居専用地域 (文教地区(公園の区域を除く)に限る)		50dB以下	40dB以下
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 (AAの項に掲げる地域を除く)	2車線以上の車線を 有する道路に 面する地域	60dB以下	55dB以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域	一般地域	55dB以下	45dB以下
	準住居地域 近隣商業地域 (Aの項に掲げる地域に囲まれている地域に限る)	2車線以上の車線を 有する道路に 面する地域	65dB以下	60dB以下
C	近隣商業地域 (Bの項に掲げる地域を除く)	一般地域	60dB以下	50dB以下
	商業地域 準工業地域 工業地域	車線を有する道路に 面する地域	65dB以下	60dB以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		70dB以下	65dB以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間(窓を閉めた屋内)		45dB以下	40dB以下

注)「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあっては4車道以上の区間に限る)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。

出典:「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

「騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(平成24年3月30日 仙台市告示第126号)



凡例

- |  |   |
|--|---|
|  計画地  |  A類型 |
|  区境界線 |  B類型 |
|  |  C類型 |

出典:「騒音に係る環境基準の地域指定」(平成24年3月30日 仙台市)

図3.2.6-10 騒音に係る環境基準の類型指定

S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m





表3.2.6-8 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値
I	東北新幹線鉄道の本線及び側線の軌道中心線から両側にそれぞれ三百メートル以内の区域(以下「沿線区域」という。)のうち、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに別表第一下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	70dB以下
	沿線区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに別表第二下り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち下り線側の区域及び同表上り線側の欄に掲げる起点から終点までの間に係る沿線区域のうち上り線側の区域。ただし、新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地を除く。	75dB以下

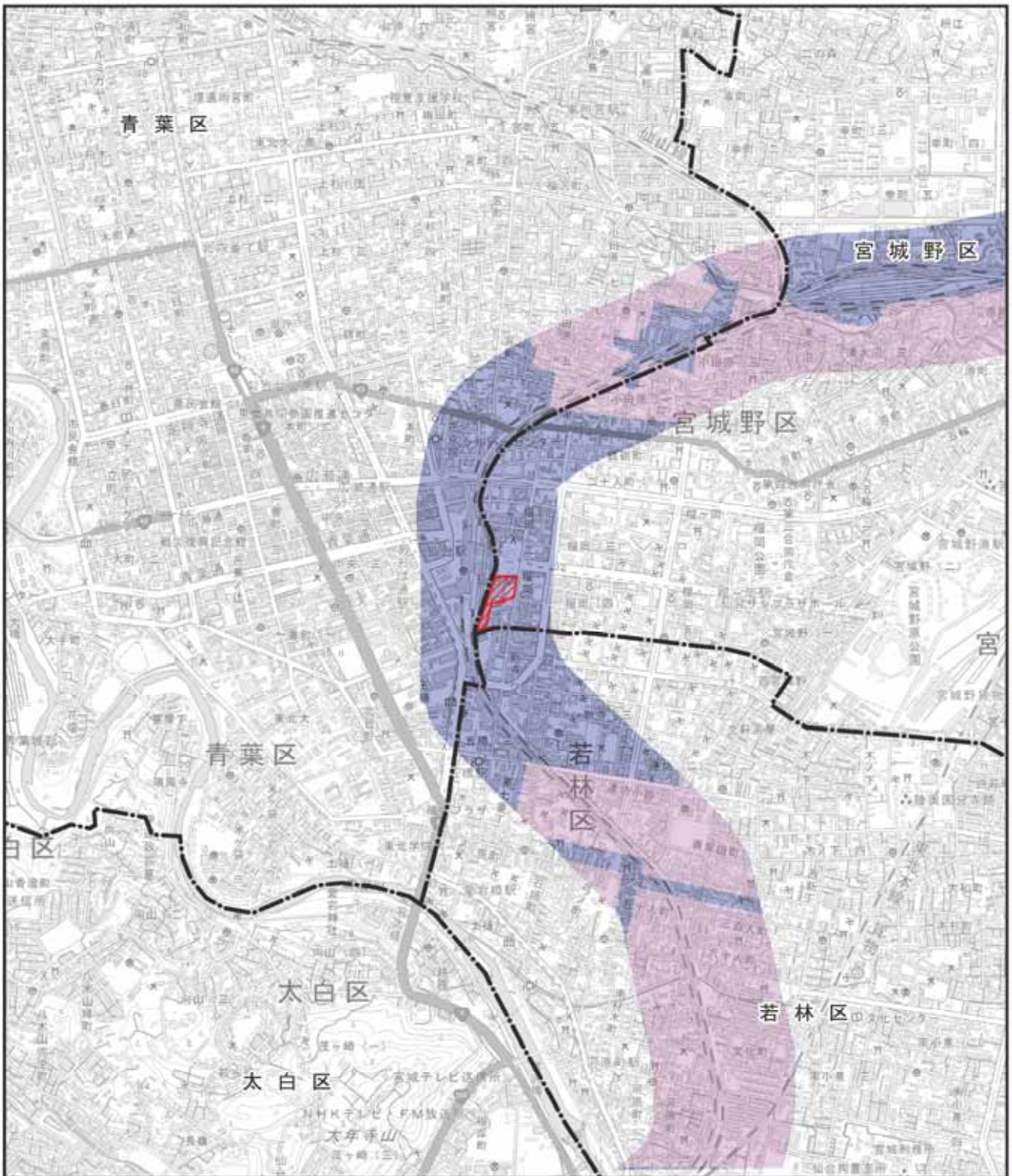
出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

表3.2.6-9 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	地域の類型を当てはめる地域	基準値(L <sub>den</sub> )
I	基点(A)点-仙台市若林区木ノ下三丁目16番16号地内 北緯38度14分49秒 東経140度54分26秒(日本測地系による) 補助点(イ)点-(A)点から66度の方向2,380mの地点、 (ロ)点-(A)点から144度の方向3,260mの地点 (ハ)点-(A)点から237度30分の方向3,300mの地点 (ニ)点-(A)点から313度30分の方向2,090mの地点 以上の(A)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(A)点を順次直線で囲まれた区域、(以下「指定区域」という。)のうち、都市計画法第八条第一項1に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域。	57dB以下
	指定区域のうち、都市計画法第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷地内を除いた地域。	62dB以下

注)平成19年12月17日環境省告示第114号改正により、平成25年4月1日より新環境基準が施行される。

出典:「航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」(昭和51年12月28日 宮城県告示第1192号)



凡例

- |  |  |
|--|--|
|  計画地  |  地域の類型Ⅰ |
|  区境界線 |  地域の類型Ⅱ |

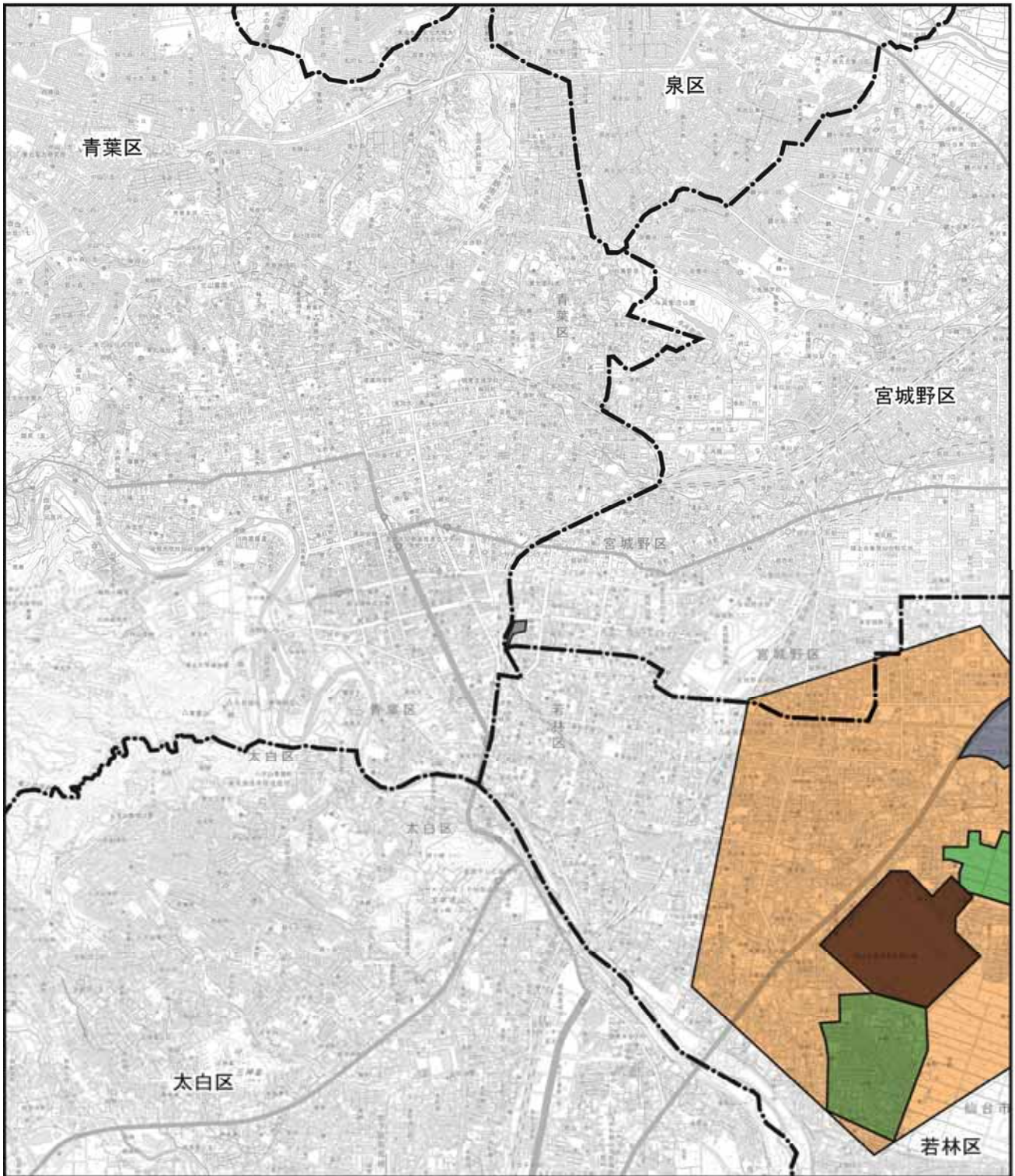
出典:「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定に関する告示」(昭和52年5月20日 宮城県告示第387号)

図3.2.6-11(1) 騒音に関するその他の環境基準類型指定 (新幹線)


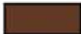




S=1/25,000  
0 200 400 600 800 1000m







**凡 例**

- |  |  |
|--|--|
|  計画地  |  陸上自衛隊霞目飛行場 |
|  区境界線 |  類型Ⅰ        |
|  |  類型Ⅱ        |
|  |  工業専用地域     |

出典:「陸上自衛隊霞目飛行場航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」  
 (平成17年3月31日告示第370号)  
 『仙台市都市計画総括図』(平成25年10月版 仙台市)

図3.2.6-11(2) 騒音に関するその他の環境基準類型指定 (飛行場)

S=1/50,000  
 0 500 1,000 2,500m





イ) 規制基準

騒音規制法では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域を指定することとしている。騒音規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通騒音の要請限度は、表3.2.6-10～13に示すとおりである。

計画地は商業地域にあたるため、表3.2.6-10では第三種区域、表3.2.6-11～12では一号区域の規制基準が、表3.2.6-13ではC類型の要請限度が適用となる。

表3.2.6-10 工場・事業場等に係る騒音の規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (8時～19時)	朝 (6時～8時) 夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び文教地区の区域	50dB	45dB	40dB
第二種区域	第一種住居地域、第二種住居地域(文教地区を除く。)、準住居地域、近隣商業地域(その周囲が第一種区域に掲げる地域であるもの)及び市街化調整地域又は地区の指定のない地域の区域	55dB	50dB	45dB
第三種区域	近隣商業地域 商業地域及び準工業地域	60dB	55dB	50dB
第四種区域	工業地域	65dB	60dB	55dB

注)・基準は敷地境界線上

・学校、保育所、病院、診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲50mの区域内は、表中の数字から5dB減じた値とする。

出典：「騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定する地域及び同法第4条第1項の規定により定める規制基準について」(平成8年3月29日 仙台市告示第185号)

「仙台市公害防止条例 施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「公害防止条例施行規則」(平成7年9月29日 宮城県規則第79号)

表3.2.6-11 特定建設作業に係る騒音の規制基準

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	85dB 以下	午前7時 ～ 午後7時	午前6時 ～ 午後10時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜 休日における作業の禁止
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機(原動機の定格出力 15kW 以上のものに限る)を使用する作業							
5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る)等を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)							
6. バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る)を使用する作業							
7. トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る)を使用する作業							
8. ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る)を使用する作業							

注) 1. 一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域

2. 二号区域とは、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年 厚生省・建設省告示第1号) 別表第1号の規定により指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第186号)

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)

表3.2.6-12 指定建設作業騒音に係る規制基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	80dB 以下 (但し、学校・病院の敷地の周辺50mの区域内にある場合には75dB 以下)	午前7時～午後7時	午前6時～午後9時	10時間以内	14時間以内	連続6日以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラ・タイヤローラ・ロードローラ・振動プレー							
3. ト・振動ランマその他これらに類する締固め機械を使用する作業							
4. ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業							
はつり作業及びコンクリート仕上作業で原動機を使用するもの							

注)・1～3の作業のうち作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大移動距離が50mを超えない作業に限る。

・一号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち、学校・病院等の周囲おおむね80m以内の区域。

・二号区域は工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の区域

出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

表3.2.6-13 自動車騒音に係る要請限度

区域の区分		時間区分	要請限度( $L_{Aeq}$ )	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a 類型	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	1車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	55dB 以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	70dB 以下	65dB 以下
b 類型	第一種住居地域 第二種住居地域	1車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	55dB 以下
	準住居地域 近隣商業地域(その周囲がa 類型であるもの)	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	75dB 以下	70dB 以下
c 類型	近隣商業地域	車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	50dB 以下
	商業地域		75dB 以下	70dB 以下
	準工業地域 工業地域			
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間(屋外)		75dB 以下	65dB 以下

注)「幹線交通を担う道路」とは高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び市町村道(市町村道にあつては4車道以上の区間に限る)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路端から20mである。

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考に規定する市長が定める区域について」(平成12年3月27日 仙台市告示第230号)



ウ. 振動

振動規制法では、都道府県知事及び市長が事業場の事業活動、建設作業に伴って発生する振動を規制する地域を指定することとしている。

振動規制法、宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例に基づく工場・事業場等、特定・指定建設作業の規制基準及び道路交通振動の要請限度は、表3.2.6-14～16に示すとおりである。

計画地は商業地域にあたるため、表3.2.6-14では第二種区域、表3.2.6-15～16では一号区域の規制基準が、表3.2.6-17では第二種区域の要請限度が適用となる。

表3.2.6-14 工場・事業場等に係る振動の規制基準

区域区分		時間区分	
		昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域	60dB	55dB
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域 市街化調整区域又は地区の指定のない地域		
第二種区域	近隣商業地域	65dB	60dB
	商業地域		
	準工業地域、工業地域		

注)・基準は敷地境界線上とする。

- ・学校、病院等敷地の周囲50mの区域内は上記の基準から5dBを減じた値とする。
- ・近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域であるものについては第一種区域の基準を適用とする。

出典：「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)  
 「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)  
 「公害防止条例施行規則」(平成7年9月27日 宮城県規則第79号)号

表3.2.6-15 特定建設作業振動に係る規制基準(振動規制法)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制 限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)使用する作業	75dB 以下	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 10時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業							

注)・一号区域は第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域は、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日 政令第280号)

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

表3.2.6-16 指定建設作業振動に係る規制基準(仙台市公害防止条例)

作業の内容	規制基準 (敷地境界)	作業期間の制限				連続作業 期間の制 限	作業日 の制限
		開始終了		実働時間			
		一号 区域	二号 区域	一号 区域	二号 区域		
1. ブルドーザ・パワーショベル・バックホウ・その他これらに類する掘削機械を使用する作業	75dB 以下 (但し、学校・病院等の敷地の周囲概ね50mの区域内にある場合には70dB以下)	午前 7時 ～ 午後 7時	午前 6時 ～ 午後 9時	10 時間 以内	14 時間 以内	連続 6日 以内	日曜・休日における作業の禁止
2. 振動ローラ・ロードローラ・その他これらに類する締固め機械を使用する作業							

注)・一号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整区域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内区域。

・二号区域は、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外区域。

出典：「仙台市公害防止条例」(平成8年3月19日 仙台市条例第5号)

「仙台市公害防止条例施行規則」(平成8年3月29日 仙台市規則第25号)

「振動規制法施行規則(昭和51年 総理府令第58号)別表第1付表第1号の規定により市長が指定する区域について」(平成8年3月29日 仙台市告示第189号)

表3.2.6-17 道路交通振動に係る要請限度(振動規制法施行規則)

区域区分		時間区分	昼間 (8時～19時)	夜間 (19時～8時)
第一種区域	第一種低層住居専用地域		65dB	60dB
	第二種低層住居専用地域			
	第一種中高層住居専用地域			
	第二種中高層住居専用地域			
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域 市街化調整区域又は地区の指定のない地域			
第二種区域	近隣商業地域		70dB	65dB
	商業地域			
	準工業地域、工業地域			

注)・基準は道路の敷地境界線とする。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総理府令58号)

「振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について」(平成8年3月29日 仙台市告示第190号)



エ. 悪臭

悪臭に係る規制を次に示す。

ア) 「悪臭防止法」

「悪臭防止法」(昭和46年6月1日 法律第91号)では、都道府県知事(政令指定都市の市長を含む)が悪臭物質の排出を規制する規制地域の指定、規制基準の設定を行うこととしている。

仙台市では、規制地域として、都市計画法に基づく市街化区域を指定し、特定悪臭物質(22項目)による濃度規制を行っている。特定悪臭物質の種類及び許容濃度は表3.2.6-18に、規制地域である市街化区域の範囲は図3.2.6-12に示すとおりである。

表3.2.6-18 特定悪臭物質の種類及び許容濃度

特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)	特定悪臭物質の種類	許容濃度(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

出典：「悪臭防止法施行令第2条第2項の規定により、悪臭防止法第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

イ) 「公害防止条例」

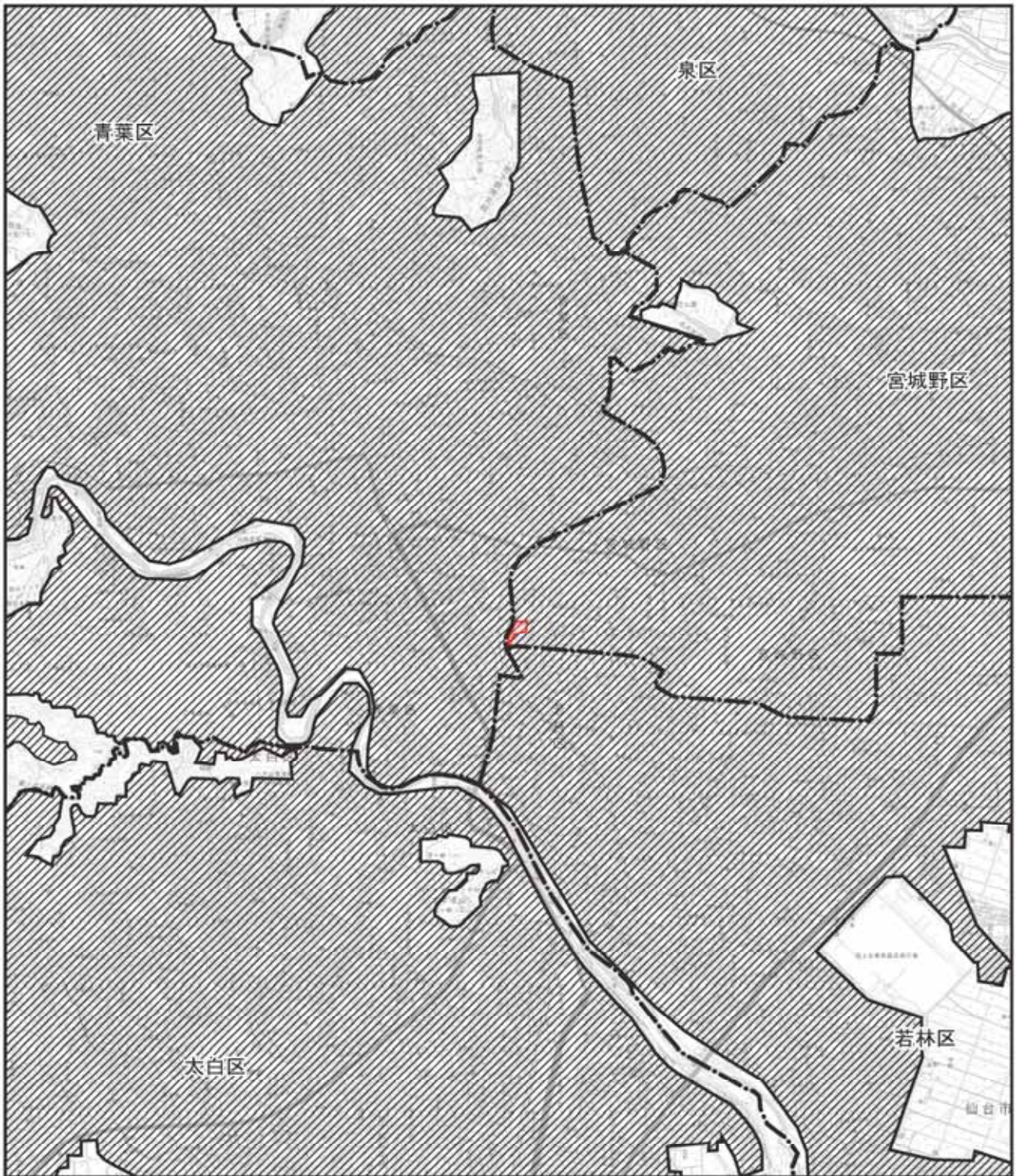
「公害防止条例」(昭和46年3月18日 宮城県条例第12号)では、県内全域(悪臭防止法の規制地域を除く)の魚腸骨処理場や有機質肥料製造施設の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気指数による規制基準(敷地境界で臭気指数15)を定めている。

ウ) 「宮城県悪臭公害防止対策要綱」




「宮城県悪臭公害防止対策要綱」(昭和53年4月1日施行)では、県内全域の農業、建設業、製造業、卸売業・小売業、電気・ガス・水道・熱供給業の施設及び作業に伴って発生する悪臭について、臭気強度による規制基準(敷地境界で臭気強度1.8)を定めている。

エ) 「仙台市悪臭対策指導要綱」

「仙台市悪臭対策指導要綱」(平成2年2月19日 市長決裁)では、仙台市内全域の全業種の事業活動に伴って発生する悪臭について、臭気濃度による規制基準(敷地境界で臭気濃度10)を定めている。



凡例

-  計画地
-  区境界線
-  悪臭防止法による規制地域(市街化区域)

出典：「悪臭防止法施行令第3条の規定に基づく規制地域及び法第4条の規定に基づく規制基準」(平成8年3月1日 仙台市告示第109号)

図3.2.6-12 悪臭防止法による規制地域





オ. 水質汚濁

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準には、公共用水域を対象として、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)と、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)が設定されている。また、ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて、ダイオキシン類の環境基準が設定されている。

これらのうち、生活環境項目以外は水域の区別無く基準が定められている。

生活環境項目については、河川、海域、湖沼等において水域類型を定めて設定されている。調査範囲においては、図3.2.6-13に示すとおり、広瀬川及び七北田川がB類型、梅田川及び筑川がC類型に指定されている。これら河川の環境基準(生活環境項目)は表3.2.6-19に示すとおりである。なお、計画地内において、類型指定された湖沼及び河川はない。

表3.2.6-19(1) 生活環境の保全に関する環境基準(河川ア)

項目 類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びE以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/L以上	—

備考)・基準値は、日間平均値とする。

・農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水産3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用

3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β・中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水作業を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩道等を含む。)において不快感を生じない程度。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

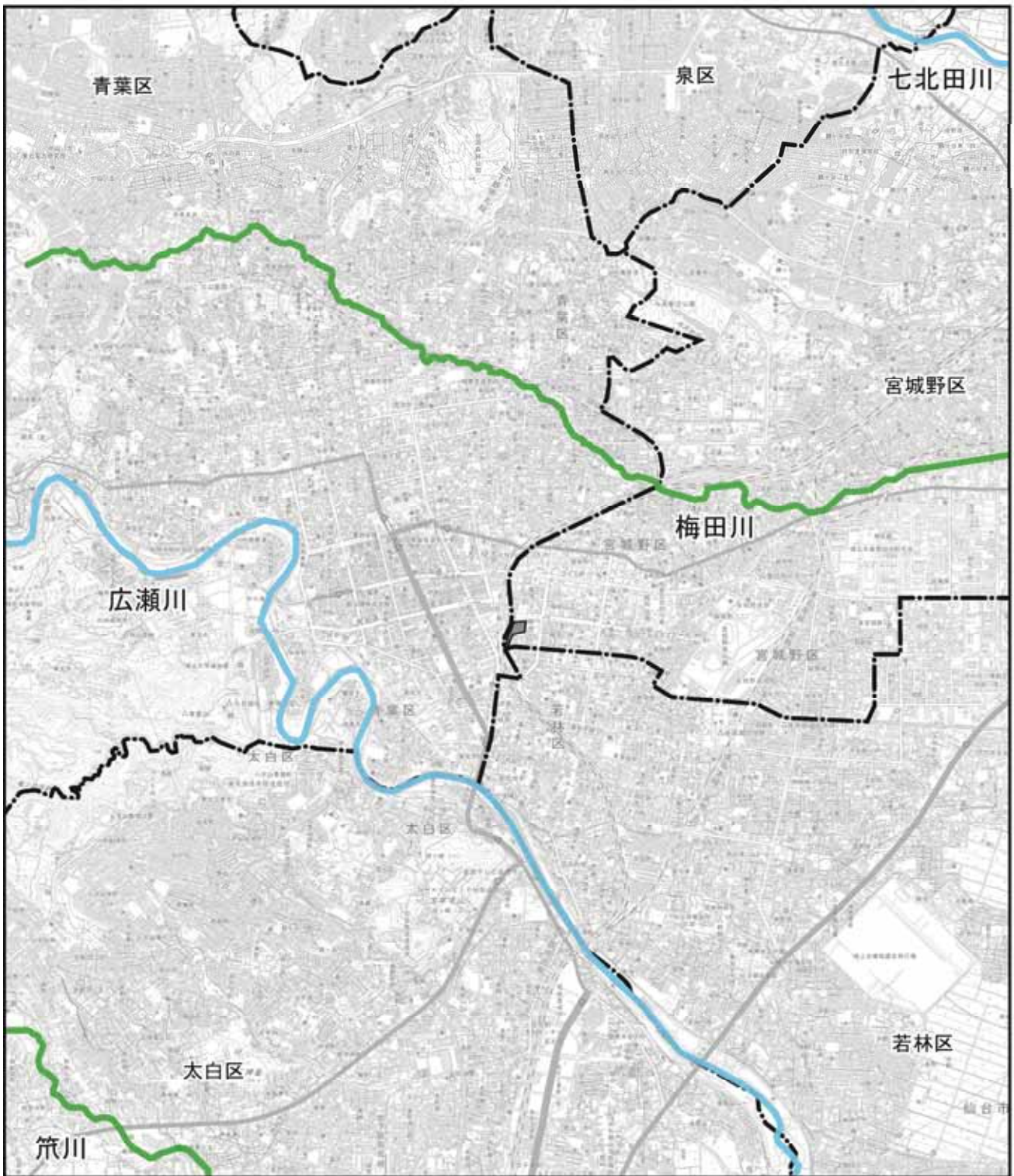


表3.2.6-19(2) 生活環境の保全に関する環境基準(河川イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考) 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

出典: 「水質汚濁に係る環境基準について 別表2 生活環境の保全に関する環境基準」(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

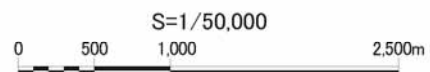


凡例

- 計画地
- 区境界線
- B類型
- C類型

出典:「環境基準と水域類型あてはめ」(宮城県)  
<http://www.pref.miyagi.jp/kankyo-t/mizu/ktjun&ruikeif23.htm>

図3.2.6-13 水域類型の指定状況



## カ. 日照障害

「建築基準法」及び「宮城県建築基準条例」に基づく仙台市の日影規制は表3.2.6-20に示すとおりである（用途地域は図3.2.2-2参照）。

計画地は商業地域であるため、日影規制の対象とならない。

表3.2.6-20 仙台市の日影規制

対象地域	建築基準法 別表第4 (に)欄の項	参考			
		制限を受ける建築物	平均地盤面 からの高さ	日影時間	
				10m以内	10m超
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	(一)	軒の高さが7mを超える 又は3階建以上	1.5m	3時間	2時間
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	(二)	10mを超える	4m	4時間	2.5時間
第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 準工業地域	(二)	10mを超える	4m	5時間	3時間

注) 1. 「建築基準法」別表第4(日影による中高層の建築物の制限)

2. 「宮城県建築基準条例」第6条の2(日影による中高層の建築物の制限)

出典：「仙台市都市計画総括図」(平成23年10月 仙台市)

## キ. 景観

「景観法」及び「杜の都の風土を育む景観条例」(平成7年3月16日 仙台市条例第5号)や「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月1日 仙台市)に基づき、調査範囲では、図3.2.6-14に示すとおり、宮城野通及び定禅寺通が「景観地区」及び「広告物モデル地区」(平成23年12月16日指定)として指定されている。この2地区においては、建築行為を行う際に形態・意匠の制限や、屋外広告物を表示または設置について仙台市屋外広告物条例に基づく許可や広告物美観維持基準が定められている。

### ア) 建築物の形態・意匠の制限

「宮城野通景観地区」(平成23年12月16日指定)では、建築の形態・意匠に以下の制限が定められている。

#### ●外壁の形態等

地階を除く階数が3以上である建築物のうち、都市計画道路 3・2・9仙台駅宮城野原線(以下「宮城野通」という。)に面する外壁の形態は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 低層階(1～2階)と中高層階のデザインに変化を持たせたもの
2. 形態、色彩、素材等により、分節化等が図られたもの
3. 平面形態を雁行形態等にしたもの
4. 前3号に掲げるもののほか圧迫感が少なく、ケヤキ並木に配慮し、歩行者の快適性を高めるデザインであると市長が認めるもの

#### ●外壁の色彩

1. 外壁の色彩は、色相5R～5Yの場合は彩度6以下、その他の色相では彩度2以下に適合しなければならない。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。
2. 建築物の15m以上の部分の宮城野通に面する外壁の色彩は、明度8以上とする。ただし、各壁面の面積の10%以下についてはこの限りではない。



●建築設備等

屋外に設置する建築設備や屋外階段は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

1. 道路から直接望見できない位置に設置したもの
2. 建築物と一体となったデザインであるもの
3. ルーバーや建築物と一体となった外周壁等による遮蔽や周辺の緑化による修景を行ったもの
4. その他建物がすっきり見えるように設置されたと認められるもの

●駐車施設

自動車車庫の出入口は、宮城野通へ自動車が出入りするための敷地の出入口又は当該敷地の出入口に通じる車路に接続してはならない。ただし、敷地等によりやむを得ない場合で、自動車車庫が隣接する建築物との調和に配慮したデザインであり、かつ、自動車車庫の出入口が最小限の幅であると市長が認める場合は、この限りでない。

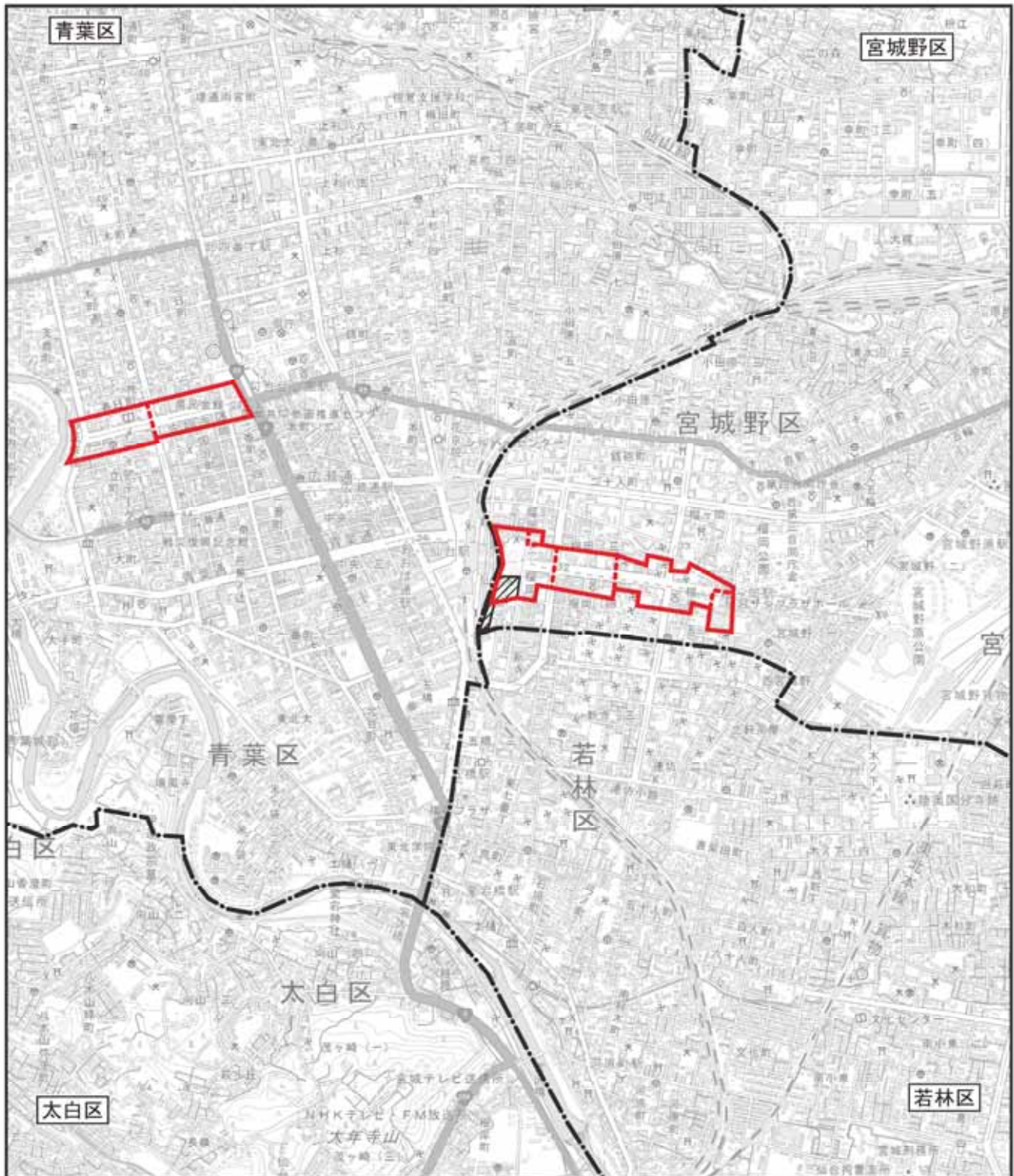
イ) 屋外広告物の制限

「宮城野通広告物モデル地区」(平成24年1月16日指定)では、広告物に「広告物美観維持規準」の制限を定めている。




表3.2.6-21 宮城野通広告物モデル地区 広告物美観維持規準

項目		配慮事項
共通事項	集約化	・集約化を図り、最低限必要な種類、面積、数量となるよう配慮する。
	意匠・形態	・壁面を利用する広告物は、建物と一体的なデザインとするよう工夫する。 ・建物の低層部では、街の楽しさを演出するため、さりげない飾り看板やアクセントカラーを用いて、店の個性が感じられる広告物を積極的に掲出する。
	広告幕(フラッグ)	・街路灯に掲出するフラッグについては、街のにぎわいの創出や各種イベントを支援することを目的とし、地域のまちづくりに資する統一感のあるものとする。
駅前広場地区の基準	意匠・形態	・一つの建物・敷地に複数の広告物を設置する場合は、できるかぎり色彩や形態をそろえ、互いの調和に配慮する。また、刺激の強い配色は避ける。 ・写真やグラフィック、文字等をバランス良く配置し、すっきりと洗練されたデザインとなるよう工夫する。
	屋上広告物	・屋上広告物は壁面やペントハウスと位置をそろえるなど、建物と一体的に見えるように工夫する
大通り地区の基準	掲出可能な広告物	・掲出できる広告物は自己用のものに限る。 ただし、まちづくりに関わるイベント等を支援する目的で、期間を限定して掲出するものはこの限りではない。
	屋上広告物	・屋上広告物及びペントハウスに設置する広告物は原則として禁止とする。 ただし、独立文字等デザインに配慮したものはこの限りではない。
	営業内容を示す広告物	・事業若しくは営業の内容を示す広告物は、2階以下の部分に集約化して設置する。
	独立固定広告物	・独立固定広告物は、集合化して設置し、地盤面からの高さは10m以下とする。
	意匠・形態	・絵柄に動きのあるネオンサイン、点滅を繰り返す電照広告物を設置してはならない。 ・寺院に隣接する場所では、歴史的な雰囲気と調和する落ちついた色彩を用いるよう配慮する。

出典：「宮城野通広告物整備計画」(平成17年10月1日 仙台市告示第1171号)

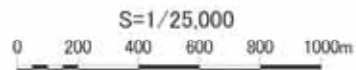


凡例

-  計画地
-  区境界線
-  景観地区及び広告物モデル地区  
(宮城野通景観地区、定禅寺通景観地区)

出典:「宮城野通景観地区」(平成23年12月16日指定)  
「定禅寺通景観地区」(平成23年12月16日指定)  
[http://www.city.sendai.jp/business/d/1201696\\_1434.html](http://www.city.sendai.jp/business/d/1201696_1434.html)

図3.2.6-14 景観地区及び広告物モデル地区



(2) 行政計画・方針等

1) 仙台市基本構想及び仙台市基本計画

平成9年に策定された「仙台市基本計画」(仙台21プラン)の計画期間である平成22年度が終了したため、仙台市では平成23年度から32年度までの10年間を計画期間とする「仙台市基本計画」を「仙台市基本構想」に基づき策定した。

仙台市基本構想では、「未来を育み創造する学びの都」、「支え合う健やかな共生の都」、「自然と調和し持続可能な潤いの都」及び「東北を支え広く交流する活力の都」といった4つの都市像が掲げられている。この都市像に基づき、仙台市基本計画は策定されている。

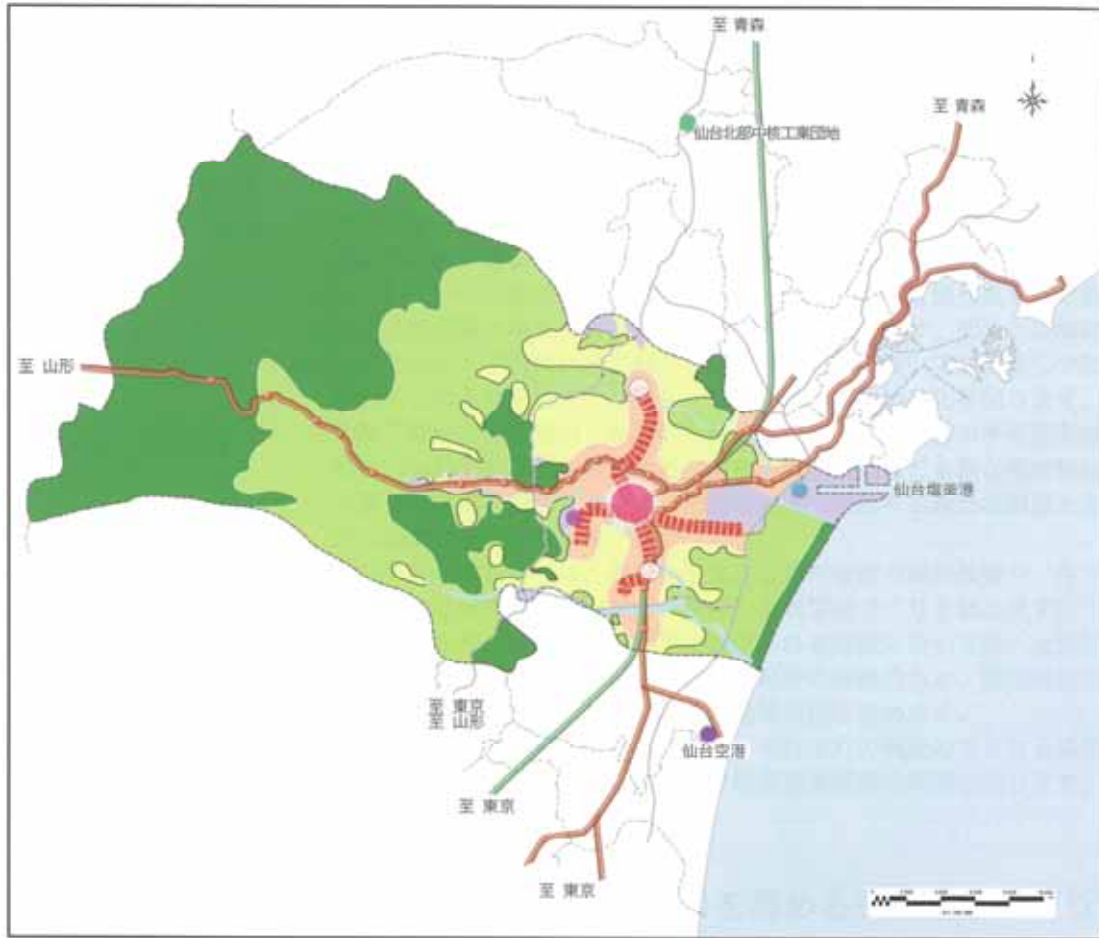
このなかで「自然と調和し持続可能な潤いの都」という都市像については、表3.2.6-22に示される方針が掲げられている。

表3.2.6-22 「自然と調和し持続可能な潤いの都」を実現するための施策方針

(1) 低炭素・資源循環都市づくりの推進	<p>都市基盤・都市構造や市民生活・経済活動の中に低炭素や資源循環の仕組みが備わった都市づくりを進めます。</p> <p>[1] 市民や事業者との協働による低炭素都市づくりを推進する制度を整備します。</p> <p>[2] 低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及に努めます。</p> <p>[3] 大学等の研究機関や地元企業との連携・協力により、高効率機器などの省資源・省エネルギー型の技術・システムについて実用化を促進します。</p> <p>[4] ごみ減量やリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正な処理を進め、長期的に安全・安心で環境負荷の小さいごみ処理体制を確保します。</p>
(2) 自然と調和した杜の都市個性を高める土地利用の推進 (ゾーン区分については、図3.2.6-15参照)	<p>杜の都・仙台の地勢を生かした土地利用区分のもとに、自然環境と都市機能が調和した土地利用の推進を図ります。</p> <p>[1] 自然環境保全ゾーン 奥羽山脈や海岸部など、自然公園法、宮城県自然環境保全条例等の対象地であり、豊かな生態系と自然環境が保たれている区域です。豊かな生態系と自然環境を守り、本市の自然特性を将来にわたって保持します。</p> <p>[2] 集落・里山・田園ゾーン 森林や農地、里山、農業を主とした集落などにより形成され、仙台の都市環境の保全や景観形成にも重要な役割を果たしている区域です。 自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持改善を図り、周辺環境と調和しない土地利用の転換は抑制し、森林や里山・田園などの豊かな環境を保全します。</p> <p>[3] 市街地ゾーン 市民生活やさまざまな都市活動が営まれ、本市の活力と快適な暮らしを支える区域です。 市街地の拡大抑制を基本として、地域特性に応じた土地利用を進めながら、都市の緑や景観を守り育み、杜の都にふさわしい緑豊かで美しい市街地形成します。</p>
(3) 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成	<p>市街地ゾーンにおいては、土地利用と交通政策の一体的推進などにより、機能集約型市街地の形成を図るとともに、特に郊外区域において、地域の特性や課題に応じた生活環境の改善を進める地域再生に向けた取り組みを推進します。</p> <p>[1] 東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引する都心の機能を拡充強化します。</p> <p>[2] 泉中央地区と長町地区を「広被拠点」と位置づけ、都市圏の活動を支える生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の充実強化を進めます。</p> <p>[3] 仙台塩釜港周辺における「国際経済流通拠点」や、青葉山周辺における「国際学術文化交流拠点」に、それぞれの拠点にふさわしい都市機能の誘導を図ります。</p> <p>[4] 鉄道沿線区域においては、交通便利性や地域の中心としての機能を生かして、生活環境の充実や居住機能の一層の集積を図ります。</p> <p>[5] 地下鉄沿線区域を十字型の「都市軸」と位置づけ、都心と広域拠点等を結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、都市機能の再生や強化を図ります。</p> <p>[6] 地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な成長を駆動する新たな創造と交流の基軸形成を図ります。</p> <p>[7] 郊外区域においては、暮らしを支える都市機能の維持改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境づくりを進めます。</p> <p>[8] 地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携のもと、地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。</p> <p>[9] 工業・流通・研究区域においては、それぞれの機能のさらなる集積と共に、産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積を図ります。</p>
(4) 誰もが利用しやすい都市活力を高める交通基盤づくり	<p>過度な自動車利用を抑制し、高齢者や障害者などにもやさしい公共交通を中心とした交通体系を構築するとともに、世界や東北との交流拠点機能を強化し、維持コストや環境負荷の低減、地域生活の安心や都市の成長などを重視した交通基盤の整備を進めます。</p> <p>[1] 鉄道を基軸にバスとのネットワークを強化する低炭素型の公共交通網を整えます。</p> <p>[2] 地下鉄東西線の整備に合わせて、仙台駅周辺の交通機能を再構築し都心の交通環境を改善します。</p> <p>[3] 市民の暮らしや都市の活力を支える道路ネットワークについて、優先順位を明確にしながら、計画的な設備を推進します。</p> <p>[4] 地域の暮らしを支える交通手段として、路線バスの維持に努めるとともに、市民との協働による地域特性に応じた生活交通の確保に向けた取り組みを推進します。</p> <p>[5] 広域的交通網の整備進展を生かし、東北のネットワークの中心として主要都市間のひと・物・情報の交流の活性化に戦略的に取り組みます。</p> <p>[6] 国際経済流通拠点の仙台塩釜港や仙台空港の機能強化や利用促進を図ります。</p>

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）





	自然環境保全ゾーン		都心		東北新幹線
	集落・里山・田園ゾーン		広域拠点 (泉中央地区・長町地区)		鉄道在来線
	市街地ゾーン		都市軸 (地下鉄南北線沿線・東西線沿線)		地下鉄 (南北・東西線)
	鉄道沿線区域				
	郊外区域		機能拠点 (仙台空港周辺地区)		自転車専用道路
	工業・流通・研究区域		国際学術文化交流拠点 (青葉山周辺地区)		行政界 (市域界)

出典：「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」（平成23年5月 仙台市）

図3.2.6-15 仙台市基本計画におけるゾーン区分

## 2) 杜の都環境プラン2011-2020

平成9年に策定された「杜の都環境プラン」（仙台市環境基本計画）の計画期間が、平成22年度末に満了となったため、仙台市では平成23年度から32年度までの10年間の計画期間とする「杜の都環境プラン2011-2020」を策定し、平成23年3月に議決した。

「杜の都環境プラン2011-2020」では、まず環境都市像(表3.2.6-23)・都市の将来イメージ(表3.2.6-24)を描き、それらを実現するために、目標と施策(表3.2.6-25)をまとめている。

また、開発事業等を実施する際の環境負荷低減のため、事業者に対して「開発事業等における段階別の配慮の指針」（表3.2.6-26）を示している。

表3.2.6-23 「杜の都環境プラン2011-2020」における目指す環境都市像

環境都市像	「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台 －杜の恵みを未来につなぎ、「環(わ)」「輪(わ)」「和(わ)」の暮らしを楽しむまちへ－	
分野別の環境都市像	「低炭素都市」仙台	まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市
	「資源循環都市」仙台	資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市
	「自然共生都市」仙台	自然や生態系が大切にされ、その恵みを享受できる都市
	「快適環境都市」仙台	市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

表3.2.6-24 「杜の都環境プラン2011-2020」における都市の将来イメージ

都市の将来イメージ	山地地域から海浜地域までの変化に富んだ地勢、市域のおよそ6割を占める豊かな森林と、広瀬川、名取川、七北田川などの豊富な水に支えられた田園地帯とが都市を囲んでいる本市の基本構造が維持され、自然環境の保全と市街地の拡大の抑制が図られた、自然と共生した都市が構築された状態になっています。また、機能が集約された市街地は本市の持続的な発展を支えるとともに、市街地の緑は厚みを増し、遠景となる森林等の緑と一体となって美しい景観を構成するなど、「杜の都」の心地よい環境を至るところで感じとることができる姿となっています。	
地区別の将来イメージ	市街地の姿	鉄道を基軸とした公共交通体系が確立され、移動が便利で、都心や拠点などを中心とした土地の高度利用や都市機能の集積が進み、エネルギー消費の点からも効率のよい都市構造が形成されており、面的な集積を生かした街区単位の省エネルギーの取り組みなどもなされた姿になっています。 また、都心や拠点から離れた地域では、身近な生活機能や生活交通が一定のまとまりをもって存在し、市民の日常生活を支えている状態になっています。いずれの地域でも、省エネルギー性能が高く環境負荷を低減した建築物が普及しているなど環境への対応が進んでいるほか、街路樹や公園などの緑が豊かで、緑がつくる心地よい木陰や美しく特徴ある街並み、歴史と文化を感じることができる雰囲気があるなど、身近な場所で憩いや潤い、安らぎを感じることができる姿になっています。
	郊外部(市街地以外の地域)の姿	豊かな自然環境が保全され、市街地の周縁部分の里地里山も適切に維持管理がなされている状態になっています。森林資源や農産物などの自然の恵みが、都市活動や生活のために効率的に利用される循環の仕組みが構築されるとともに、森林や里山の継続的な手入れによって、それらが有する二酸化炭素の吸収・固定機能が最大限に発揮されている状態となっています。また、自然とのふれあいの場や交流機会の充実が進み、多くの市民が満喫することができる姿になっています。
	市街地と郊外部のつながり	自然環境の豊かな地域と市街地を結ぶ緑の回廊や、海浜地域から市街地方面への風の道により、市街地のヒートアイランド現象が緩和され、また、河川の上流から下流までの流域の特性を生かした地域づくりが進んでいる状態になっています。また、生物の生息・生育空間の安定や再生に必要な生態系のネットワークが形づくられ、生物の多様性や生物の移動経路なども確保されるとともに、市街地の緑地にも、より多くの鳥や昆虫などが見られるようになっています。

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)



出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

図3.2.6-16 「杜の都環境プラン2011-2020」における都市の将来イメージ

表3. 2. 6-25 「杜の都環境プラン2011-2020」における環境施策

1. 低炭素都市づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における市域の温室効果ガスの総排出量を平成17年度(2005年度)比で25%以上削減します。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー効率の高い都市構造・都市空間をつくる</li> <li>・エネルギー効率の高い交通システムをつくる</li> <li>・低炭素型のエネルギーシステムをつくり、広げる</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを広げる</li> </ul>
2. 資源循環都市づくり	目標	<p>○平成32年度(2020年度)におけるごみの総量を平成21年度(2009年度)比で10%以上削減し330,000t以下とします。</p> <p>○平成32年度(2020年度)におけるリサイクル率を40%以上とします。</p> <p>○平成32年度(2020年度)における燃やすごみの量を平成21年度(2009年度)比で16%以上削減し267,000t以下とします。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源を大事に使う</li> <li>・資源のリサイクルを進める</li> <li>・廃棄物の適正な処理を進める</li> </ul>
3. 自然共生都市づくり	目標	<p>○平成32年度(2020年度)におけるみどりの総量(指標:緑被率)について、現在の水準を維持・向上させます。</p> <p>○生態系の頂点に位置する猛禽類の生息環境を維持・向上させます。</p> <p>○身近な生き物の市民の認識度を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな自然環境を守り、継承する</li> <li>・自然の恵みを享受し、調和のとれた働きかけをする</li> <li>・生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める</li> <li>・豊かな水環境を保つ</li> </ul>
4. 快適環境都市づくり	目標	<p>○大気や水、土壌などに関する環境基準(二酸化窒素についてはゾーン下限値)について、非達成の場合にはできる限り速やかに達成し、達成している場合にはより良好な状態に保持します。</p> <p>○平成32年度(2020年度)における市民の「環境に関する満足度」について、「満足している」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。</p>
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康で安全・安心な生活を支える良好な環境を保つ</li> <li>・景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める</li> </ul>
5. 良好な環境を支える仕組みづくり・人づくり	目標	○平成32年度(2020年度)における、日常生活における環境配慮行動について、「常にしている」と回答する人の割合を現在よりも向上させます。
	施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境力を向上させるまちづくりの仕組みをつくる</li> <li>・環境の視点が組み込まれた社会経済の仕組みを整える</li> <li>・環境づくりを支える市民力を高める</li> <li>・環境についての情報発信や交流・連携を進める</li> </ul>

出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)



表3.2.6-26 「杜の都環境プラン2011-2020」における開発事業等における段階別の配慮の指針

企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。</li> <li>○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。</li> <li>○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。</li> <li>○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。</li> <li>○コージェネレーション(熱電併給)システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。</li> <li>○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。</li> <li>○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。</li> <li>○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。</li> <li>○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。</li> <li>○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。</li> <li>○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。</li> <li>○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。</li> <li>○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。</li> <li>○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。</li> <li>○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。</li> <li>○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。</li> <li>○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。</li> <li>○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。</li> </ul>
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。</li> <li>○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。</li> <li>○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。</li> <li>○緑地等の適切な維持管理を行う。</li> <li>○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。</li> </ul>

出典：「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)2011-2020」(平成23年3月 仙台市)

### 3) 仙台市みどりの基本計画

仙台市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定しており、「仙台市みどりの基本計画」が平成24年7月に策定された。

対象として広く緑を捉えることから、「仙台市みどりの基本計画」ではひらがなで「みどり」と表記されている。市全体を対象とし、種類は「樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花」である。

基本理念を『みんなで育む「百年の杜」』とし、基本理念の「百年の杜」を実現するため、表3.2.3-27に示すみどりの質（機能）に着目した5つの基本方針とそれらに対応する7つの重点プロジェクト『「百年の杜づくり」プロジェクト』が設定されている。

また、表3.2.3-28に示す計画期間と目標が設定されている。

表3.2.6-27 「仙台市みどりの基本計画」における基本方針と重点プロジェクト

基本方針	百年の杜づくりプロジェクト
安全・安心のまちづくり	みどりによる津波防災プロジェクト
自然環境の保全・再生	みどりの骨格充実プロジェクト
生活環境の向上	街のみどり充実プロジェクト 魅力ある公園づくりプロジェクト
仙台らしさを育む	みどりの地域資源活用プロジェクト 「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト
市民協働の推進	市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

表3.2.6-28 「仙台市みどりの基本計画」における計画期間と目標

計画期間	平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までとし、必要に応じて中間見直しを行います。				
計画目標	質の目標	安全安心	自然災害を防ぎ、被害を軽減する「みどりの質」を高めます		
		自然環境	生物多様性の保全や地球温暖化の緩和に寄与する「みどりの質」を高めます		
		生活環境	市民ニーズに対応し、快適な暮らしを支える「みどりの質」を高めます		
		仙台らしさ	歴史や文化と調和し、仙台らしさを表す「みどりの質」を高めます		
		市民協働	市民が仙台のみどりを地域の誇りと感じ、様々な主体が連携してみどりの活動を行う「みどりの活動環境の質」を高めます		
	量の目標	評価対象	指標	現況 <sup>※3</sup>	目標 (平成32年度)
		市域全域	みどりの総量（緑被率）	78.8%	維持・向上
		都市計画 区域	都市公園等 <sup>※1</sup> 一人当たり面積	15.8m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>
			都市公園一人当たり面積	12.8m <sup>2</sup>	17m <sup>2</sup>
		市街化区域	市街地のみどりの総量（緑被率） 担保性のある緑地 <sup>※2</sup> の面積	29.8% 約2,200ha	維持・向上 +250ha

注 ※1 都市公園及び公開されている公共施設で都市公園と類似する施設

例) 屋外運動施設、児童遊園、港湾緑地、文化財関係施設、生涯学習施設など

※2 都市公園等（施設緑地）及び地域制の緑地

例) 上記の都市公園等、風致地区、特別緑地保全地区、保存緑地など

※3 平成22年度の値。みどりの総量は平成21年度の値。

出典：「仙台市みどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）

仙台市では、平成18年3月に「仙台都心部」、平成20年3月に「あすと長町」を緑化重点地区に指定し、緑化の推進を図っている。計画地は「仙台都心部」緑化重点地区内に位置している。

「仙台都心部」緑化重点地区の緑化計画の方針は表3.2.6-29に示すとおりである。また、計画図は図3.2.6-17に示すとおりである。

表3.2.6-29 「仙台市都心部」緑化重点地区の緑化計画の方針

地区名	緑化計画の方針
仙台都心部	<p>○みどりの創出とネットワークの形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地のみどりの回廊の主要な10路線については、沿道の民有地と一体的な緑化を推進し、緑のネットワークを形成します。主要な10路線の平均緑視率の目標を30%以上とします。</li> <li>・みどりのネットワークの拠点となる公園の再整備を行い、安全で安心な憩いの場やイベント空間を創出します。また、公共施設の緑化を充実します。</li> <li>・公園が不足している地域では、土地利用を踏まえながら公園整備の検討を行います。</li> <li>・民間建築物などの建替えや再開発などの際に、安らぎや潤い、景観などの都市の快適性の向上に効果的な緑化を促進します。</li> <li>・地域性や歴史性などに配慮した、個性と魅力ある公園や街路樹などの整備を行います。</li> </ul> <p>○みどりの保全と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「杜の都」の印象を高める公園や街路樹などのみどりの質の向上を図ります。また、オープンカフェや公共的な様々なイベントなどの都市のにぎわいを創出する空間として活用を図ります。</li> <li>・広瀬川の清流を守る条例に基づき、市街地を流れる広瀬川の河川環境の保全を図るとともに、市民が水と親しめる環境づくりを推進します。</li> <li>・公園や街路樹のみどり、広瀬川の自然などについて、学校教育や社会教育の素材としての活用を図ります。</li> </ul>

出典：「仙台のみどりの基本計画2012-2020」（平成24年7月 仙台市）





#### 4) 仙台市地球温暖化対策推進計画

杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）で掲げる低炭素都市の構築に向け、総合的な施策展開、実効的な計画の推進を図るべく、次期「仙台市地球温暖化対策推進計画」が検討されており、平成23年1月に新たな仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案が提示された。中間案の概要は表3.2.6-30に示すとおりである。

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とする次期仙台市地球温暖化対策推進計画では、杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）の個別計画として、温室効果ガスの削減目標を掲げ、低炭素都市を実現するための施策、重点プロジェクト等が掲げられている。

なお、「仙台市地球温暖化対策推進計画」は平成23年3月11日の東日本大震災により、計画の前提となる状況が大きく変化しており、特に国のエネルギー政策が根本から見直される可能性が高く、改定を見合わせざるを得ない状況となっている。仙台市では、改定された「杜の都環境プラン」などで示された低炭素化に関する方向性と、これまで計画改定で議論されてきた方向性と大きく異なるところはなく、国の温暖化対策が明らかになり次第、震災からの復旧・復興の視点も加え、改定作業を再開するものとしている。

表 3.2.6-30 仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案の概要

温室効果ガスの削減目標	2020（平成 32）年度における市域の温室効果ガスの総排出量を 2005（平成 17）年度比で 25%以上削減 ※長期的には 2050（平成 62）年度に 80%削減を視野	
施策体系	1. 杜の都の資産を十分に生かしながら、低炭素の面からまちの構造・配置を最適化する <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心、地域拠点、駅周辺等のそれぞれの役割に応じた機能の配置</li> <li>・自然を生かし、エネルギー利用が最適化された地域の形成</li> <li>・杜の都の緑の資源の確保</li> <li>・気候変動によりリスクを軽減するまちづくり</li> <li>・適正な配置や構造の誘導</li> </ul>	
	2. 集約型市街地形成を支える、低炭素型の交通システムをつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道軸を骨格とする公共交通体系の構築</li> <li>・環境負荷の少ない交通手段の確保と利用促進</li> </ul>	
	3. 未来につなぎ、未来をつくる低炭素技術の賢い選択を促し、普及を図る <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機器の普及・利用促進</li> <li>・再生可能エネルギーの利用拡大</li> <li>・建築物の省エネ化</li> <li>・フロン類等の排出削減の徹底</li> </ul>	
	4. 循環型社会の形成に向けた取り組みを更に進める <ul style="list-style-type: none"> <li>・3Rの推進、焼却処理量の削減</li> <li>・廃棄物処理における温室効果ガスの削減</li> </ul>	
	5. 先人に学び、行動する人を育て、無理なく取り組まれる社会の仕組みをつくる <ul style="list-style-type: none"> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルを誘導する仕組みづくり</li> <li>・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの意識向上及び行動促進</li> <li>・低炭素な技術・産業の育成</li> </ul>	
5つの重点プロジェクト	1. 低炭素面からの公共交通利用加速化プロジェクト 2. ビジネス省エネ・グリーン化プロジェクト 3. 緑の恵み循環プロジェクト 4. 地産地消型エネルギー（再生可能エネルギー）のあふれるまちづくりプロジェクト 5. 市民・地域でつなぐ光と水と緑のプロジェクト	
行動の指針	市民・事業者	自然の持つ循環の「環(わ)」、人との「輪(わ)」、人と自然との「和(わ)」を尊重することで、心豊かに、生活の質の高さも実感しながら実践できるものを取り上げ、これらの中から意識やライフスタイルに応じて、できるかぎり取り組む
	民間団体等	地球温暖化対策に関する協働事業の企画立案や実施、様々な主体が集う場でのネットワークづくりやその中心となって活動を推進
	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の模範となる率先した取り組み 新・仙台環境行動計画により推進</li> <li>・低炭素化の視点からのまちづくり</li> <li>・必要な知識や行動などの多様な学びの創出</li> <li>・低炭素都市づくりに取り組む様々な主体間の総合調整</li> </ul>
計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民等が自ら行う活動の推進、市民等との協働による計画の進行管理</li> <li>・庁内の横断的連携 ・国・県等との連携による推進</li> <li>・計画の内容に応じた適切な評価 ・中間見直し</li> <li>・市民、事業者等が一体となって支える枠組みづくり（例えば基金など）の検討</li> <li>・実効性ある取り組み推進のための条例の制定の検討</li> </ul>	

出典：「仙台市地球温暖化対策推進計画[改定版]中間案」（平成23年1月 仙台市）

5) 仙台市「杜の都」景観計画(杜の都の風土を育む景観づくり)

景観に関する総合的な法律として平成16年に制定された「景観法」に基づき、過去の仙台市における景観施策をさらに充実させ、良好な景観形成を図るため、平成21年3月17日に仙台市「杜の都」景観計画が策定された。

ア. 仙台市全域におけるゾーン区分

仙台市全域を「自然景観」と「市街地景観」に大別し、「自然景観」を“山並み緑地ゾーン”、“河川・海岸地ゾーン”及び“田園地ゾーン”、“市街地景観”を“商業業務地ゾーン”、“沿線市街地ゾーン”、“郊外住宅地ゾーン”、“流通業務地ゾーン”及び“行楽地ゾーン”の計8つのゾーンに区分し、ゾーン毎の特性に応じて、建築物等に対する良好な景観形成の方針に基づく取り組みを進めている。

計画地は「市街地景観」の“商業業務地ゾーン”に位置している。“商業業務地ゾーン”の景観形成の方針は、「拠点性を高め、立体的なまとまり感のある景観形成を図る」、「気品ある賑わいと活気、歩いて楽しい街並み景観の保全と形成を図る」及び「緑やオープンスペースをもつ、ゆとりと潤いのある景観の形成を図る」と定めている。

イ. 景観重点区域

都市と自然とが調和し共生する「杜の都」としての一体的な景観形成を高めるため、計画において仙台市全域を「景観計画区域」として位置づけ、さらなる良好な景観形成を図ることとしている。また、景観形成のきめ細かな一層の推進を図るため、「景観形成区域」内に「景観重点区域」を設定し、さらにその区域の中で4つの地域ゾーンに区分し、景観の形成方針を定めている。

景観重点区域のゾーン区分、景観特性及び景観形成方針は、表3.2.6-31、表3.26-32及び図3.2.6-18に示すとおりである。

計画地は景観重点区域の“都市ビジネスゾーン”に位置している。“都市ビジネスゾーン”の景観特性は、「緑美しい並木と高層建物がつくる風格ある都心景観」（並木・都心景）とされている。

表3.2.6-31 景観重点区域における景観特性と4つのゾーンの設定

景観特性	ゾーン名称
蛇行する広瀬川の自然が織り成す多様な景観 ～段丘景～	広瀬川周辺ゾーン
市街地から望む緑の丘陵地景観 ～丘陵景～	青葉山・大年寺山ゾーン
歴史と伝統を受け継ぐ杜の都の風情のある街並み景観 ～樹林景～	北山・宮町界限ゾーン
緑美しい並木と高層建物がつくる風格ある都心景観 ～並木景・都心景～	都心ビジネスゾーン

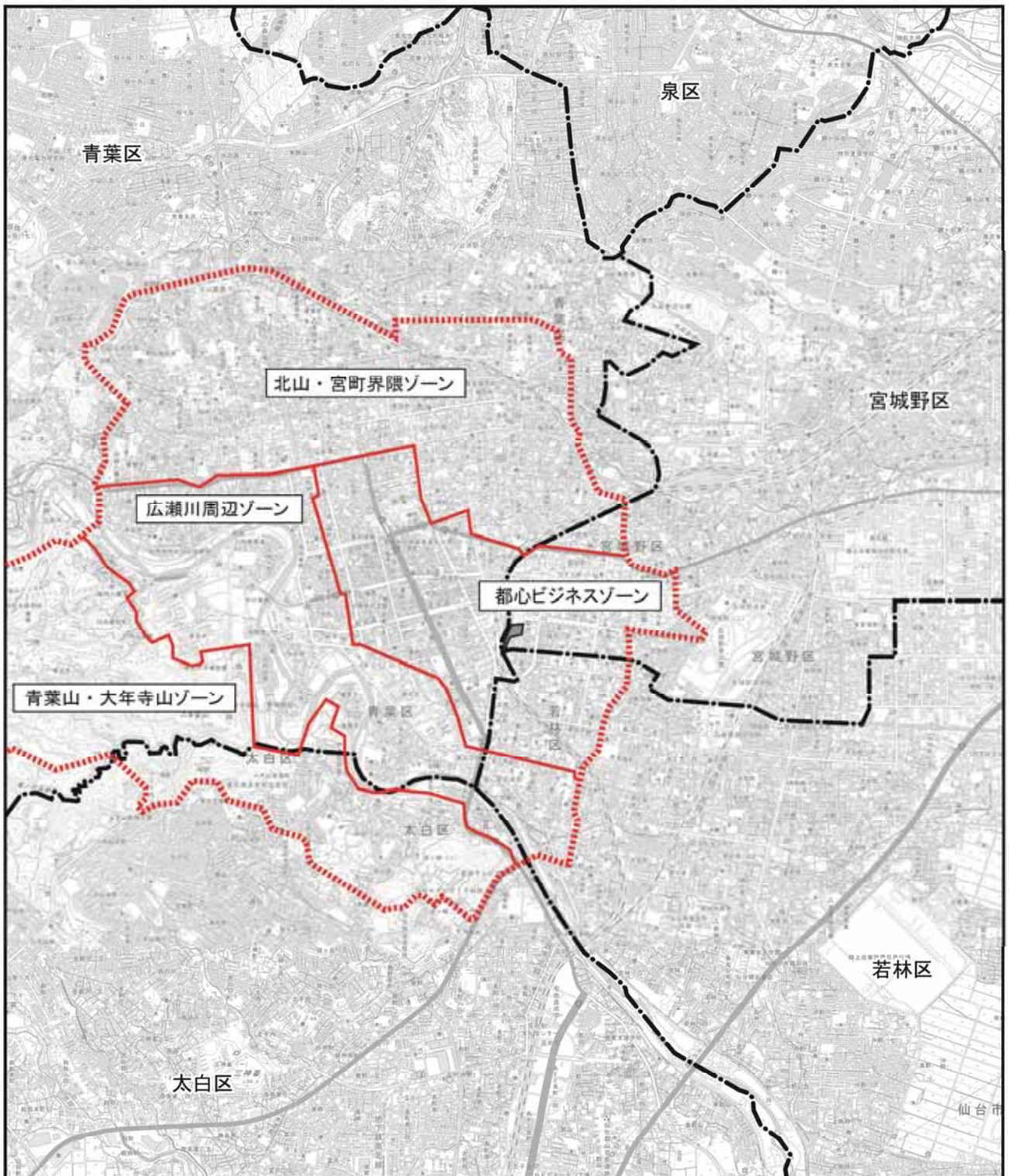
出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）



表3.2.6-32 景観重点区域におけるゾーン区分、景観形成方針及び建築物等に対する方針

ゾーン区分	景観形成方針	建築物等に対する方針
広瀬川周辺ゾーン	<p>広瀬川の自然環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●仙台城跡や広瀬川河畔等からの奥行き感ある眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>●河岸段丘・自然崖等の地形になじませ、河川流域の自然環境の保全と調和を図る</li> <li>●歴史的な趣きのある街並みとの調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)川岸緑地・公園・橋梁等は、淵・瀬などの多様な水辺の自然環境との調和を図る</li> <li>2)河畔の建築物等は、河川景観と調和する形態・意匠、色彩とし、敷地内の緑化を図る</li> <li>3)河畔の建築物等は、河岸越しの眺望景観や丘陵景観を遮らない高さとする</li> <li>4)自然崖の上の建築物等は、崖の緑と調和し圧迫感のない形態・意匠、高さとする</li> <li>5)河岸段丘に沿う建築物等は、河川水面の眺望や坂道からの見通しを損なわない形態・意匠、高さとする</li> </ol>
青葉山・大年寺山ゾーン	<p>市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市街地から見通せる緑の眺望景観の保全と調和を図る</li> <li>●丘陵地の地形を活かした市街地景観の形成を図る</li> <li>●丘陵地の自然環境との調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)斜面沿いの建築物等は、背後の丘陵地景観を遮らない形態・意匠、高さとする</li> <li>2)丘陵上部の建築物等は、市街地から遠望できる稜線を害しない形態・意匠、高さとする</li> <li>3)丘陵地内での建築物等は、自然環境に調和する色彩とし、敷地内の緑化を図る</li> </ol>
北山・宮町界限ゾーン	<p>丘陵地の社寺林への見通しを確保し、地区内の屋敷木等と調和する歴史的雰囲気や創出する街並みの景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●社寺林等を望む眺望景観の保全と、歴史的な通りからの見通しとの調和を図る</li> <li>●歴史的な樹林等の街並みとの調和を図る</li> <li>●風趣ある住宅地としての街並みとの調和を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)北山五山・輪王寺・大崎八幡宮・東照宮等の社寺周辺の建築物等は、境内や社寺林等と調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>2)宮町・通町・北六番丁等の歴史的通り沿いの建築物等は、通りの持つ見通しや街並みのスケールに配慮した形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>3)上記周辺の住宅地域の建築物等も、風趣ある街並みに調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>4)社寺林や屋敷木に調和し、暮らしやすい環境を演出する敷地内の緑化を図る</li> <li>5)北仙台駅や勾当台通沿道の都心に連続する商業業務地の建築物等は、賑わい感のある形態・意匠、色彩、高さとする</li> </ol>
都心ビジネスゾーン	<p>中心市街地のビジネス環境にふさわしい躍動感のある景観形成と、「杜の都」の国際的な顔となる魅力的な風格ある景観形成を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交流拠点となる風格と賑わいのある街並み景観の創出を図る</li> <li>●商業業務の核となる活気と潤いのある街並み景観の創出を図る</li> <li>●ケヤキ並木や公園の緑等と調和する美しい街並み景観の創出を図る</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1)仙台駅に向かう新幹線の車窓から眺望できる建築物等は、背景となる丘陵地と調和し、玄関ゾーンとしての雰囲気を害しない形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>2)仙台駅前の建築物等は、ベデストリアンデッキからの街並みの眺望や視線に配慮した形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>3)青葉通・広瀬通・東二番丁通等の建築物等は、都市のスカイラインに配慮し、オフィス街の調和や街角の立体的な演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>4)定禅寺通・青葉通・宮城野通等の建築物等は、並木空間に調和し、ゆとりある歩行環境の演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>5)東一番丁通・中央通の建築物等は、ショッピングモールの調和と賑わいの演出を図る形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>6)勾当台地区周辺の建築物等は、県庁・市役所・公園等のオープンスペースや緑と調和する形態・意匠、色彩、高さとする</li> <li>7)再開発による建築物等は、都心空間を演出する高度利用と、敷地内の緑化、オープンスペースの設置を図る</li> <li>8)歴史的な新寺小路等の社寺周辺の建築物等は、境内や社寺林と調和する形態・意匠、色彩とする</li> </ol>

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年7月 仙台市）

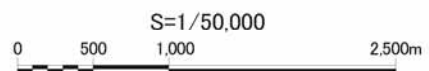


**凡例**

- 計画地
- 区境界線
- 景観重点区域
- ゾーン境界

出典:「仙台市「杜の都」景観計画」(平成21年7月 仙台市)

図3.2.6-18 景観重点区域におけるゾーン区分



#### ウ. 景観重要公共施設の整備

杜の都のシンボルとして、良好な景観形成の先導的な役割を果たす公共施設として、計画地に隣接した“仙台駅西口・東口駅前広場”が「景観重要公共施設」に指定されている。

“仙台駅西口・東口駅前広場”の整備に関する事項は、「仙台駅の玄関口として、街並みと調和し、歩行者に優しい機能を持つ、賑わいと憩いのある広场景観を形成する。」と定めている。